

神居古潭教育所					神居内大部教育所				
年次	男	女	計	總額	年次	男	女	計	總額
三	九	三	一二	一九、九〇〇	三	三	三	一五	一七九、〇〇〇
三	三	二	五	二五、〇〇〇	三	二	一八	三九	七五九、〇〇〇
三	三	二	五	二八、〇〇〇	三	二	二	四	二〇九、〇〇〇
三	二	三	五	二六、〇〇〇	四	三	三	六	三六四、〇〇〇
三	一	三	四	三六、〇〇〇	四	二	二	四	四〇九、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三三三、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四二五、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四七七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五三九、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五九七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六四九、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六八四、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七二七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八〇八、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八四九、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八八五、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九二七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九六九、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一〇一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一〇五三、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一〇九五、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一一〇七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一一五九、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一二一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一二六三、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一三一七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一三七一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一四一七、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一五一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一六一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一七一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一八一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一九一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二〇一一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	二九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	三九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	四九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	五九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	六九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	七九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	八九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九〇六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九一六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九二六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九三六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九四六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九五六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九六六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九七六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九八六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	九九六一、〇〇〇
三	一	二	三	三三、〇〇〇	四	二	二	四	一〇〇六一、〇〇〇

神樂東第一尋常小學校創立當時よりの教員人名

佐々木慈雲、榎木和平、高取久次郎、河合サキ、朝倉とみち、洲川専三、武田宇平、島守勝藏、蛭田春太郎、嶋守イチ、池田元治、島山良三、海老原武、小澤準策、來海弘、中原三代子、森野龜一、西照久、林シゲ、澁谷春一、芳賀周治、陳岡タミ

神樂東第二尋常高等小學校創立當時よりの教員人名

石川政助、高橋吉松、芳賀周治、芳賀ヒデ、芳賀エキ、七戸太助、光野知高、岩橋新、島山良三、島山かしく、茨澤しづ、島山豊治、澤田てい、安井吉太郎、中村静一、海江田正信、後藤基一、村岡金兵衛、星野寛、星野真二、竹田さみの、宮本淑子、澁谷愛之丞、小鹿鷹四郎、佐々木寅太

神樂東第三尋常小學校創立當時よりの教員人名

小川品次、白津慶治、山田薫、弓削準次、弓削よつ、小島岩吉、山賀ハナヲ、山口イチノ、伊野ヤエ

志比内教育所創立當時よりの教員人名

藤原茂三郎、越山忠太郎、伊藤うじ、今川良策、山内さく

神樂西第二尋常小學校創立當時よりの教員人名

教育篇

八九〇ノ二

北條録三郎、田中保、北常藏、谷崎蝶一郎、谷崎ハル、佐々木哲司、武田新五郎、矢羽々徳彌
谷崎ヨシ、岩崎正夫、佐藤小力、戸浪甫、海老原武、長谷川清造

神樂第二教育所創立當時よりの教員人名

守實卯右衛門、清水環、東峯彦市、富士原光曉、長谷川清造

産業概論

北海道に於て上川原野の如き、比較的其の開発の遅くれたるに關せず、水田稻作の勃興せるより到處に長溝の縦横に映りつゝありて阡陌の興らざるはなし、従つて上川原野の拓地殖民に於ける長足の進歩は殆んど他に其の儔を看ざる處也。若し夫れ獨り本村の水田開發のみならず、上川原野の各村は今日迄畑作本位のみを守りて動かさず、飽迄雜穀類の生産を擧ぐるを以て之に膠柱せるものありとせん乎。上川原野の發達は纔かに廿年間の星霜を閱みせるに過ぎずして、今日の如き汪勃たる隆治期を畫しつゝ文化の綺縞を衒ひ得たる乎は頗る疑問たらずとせんや。されば今日上川發達の機運や、到る處に白堊層樓を聳せしめ、到る處に規模の鴻大なる會社工場を興さしめ、其の間に文明的機關の隨一たる電力器械を應用しつゝ、百般の殖産と興業とに新生命を賦與せしめつゝある、活動的の光景は轉た上川地方をして桂將軍の探險時代とは殆んど別坤天淵の差あらしめ、到る處の農村は何時の間にやら一變して通邑大都の商工區に化せんと欲する潛勢力に富ますんばならず、此は勿論第七師團の重鎮を置かれ鐵路の貫通したる餘蔭なりしにもせよ、其の發達の重なる原因と動機とは函館奉行時代よりの、本道米産の率先地たる、七重龜田地方よりも遙かに凌駕せんと欲する一大米産地たるを以てのみ、然かも我が神居村の雨紛は上川米産の鼻祖たりし丈けありて其の廣袤は狹隘を告げつゝあるにせよ、其の發達進歩は最も古き史的關係あるに拘はらず、今日は他村の後塵を拜せんとする状態なるにもせよ、率先して他の畑作本位主義の農村に對し、稻田開發の標本と爲り、灌溉溝開鑿の指導と爲り土功組合の羅斜盤と爲り、上川郡内の各村を鼓舞して阡陌を興さしめ、水田を開かじめたる間接直接なりし鞭撻の功や鮮しとせんや。されど當時の畑作本位主義者の主張せるが如く、我が當村のみならず、上川

産業概論

八九〇ノ三

一帯を通じて假りに畑作本位の儘に推し遷りたりとせん乎。水田に渾身の全力を盡きたる程の餘勇を鼓し麥類大小豆の穀類以外に於て百尺竿頭一步を進め、養蠶業と林産業と畜産と養鶏業との如き、有らゆる副産業に對して今日よりも熾んなる發達を促がし、其盛運を呈するを得べかりし乎は是れ豈疑問とする處にあらずや、若し假りに此等の副産業の興起すると俱に畑作も、一大進歩を促がしたるにせよ、寧ろ水田稲作の鴻益と収入とは當村農界の經濟を潤澤ならしめ、到底畑作本位の比肩し馳騁する處にあらざらんとする姿勢を醸もせり。寧ろ水田の地價をして畑地よりも、幾十倍の高率を以て一躍昂騰せしめつゝあるに若かざる也。否な畜産界の繁盛は到底日高の如き曠野の野を以て目すべからざるは謂ふ迄もなく、園村の疆域は比較的狹隘なるを免かれずして、一大牧場を經營すべく際涯なき曠野の雲煙縹渺の潤きを認めず、況んや水産事業の如き孵化場を設け其の蕃殖を講じつゝあれど、容易に疇昔に於ける鮮鱗激潮の鮭鱒を見るに由なく、林業界は到る處御料林を除くの外は公有林私有林の鬱々蒼々として、天を摩する壯觀なきに於てをや、兎に角移殖民の事として養蠶養鶏畜産的の方面は農閑を利用せば可成的其の利殖と効益とを早速に擧ぐるを得べしと雖も、百年の大計たる造林植樹の經營や、水産孳殖の計畫やに關しては殖民農村に於ては、到底企畫すること能はざるは蓋し論を俟たずされは詮ずる處は夏期の炎天熱地を見る上川の酷暑を利用し、農産の振興に對して邁往し奮進するを以て唯一の村是得策と評するを以て至當なりと認知せんのみ、是れ豈神居村及神樂村が將來方針として、永遠に遵守すべき農産業の趨勢にあらずとせんや、然らば此の水田稲作に對して猶ほ一層米産額の鴻益と増収との功を擧げんと欲せば、須らく進んでマルソー氏の所謂土地漸減の方法を未然に豫防すること輒ち當村水田に對する第一策とする處也。然かも亦一面に於て雨紛及び神樂生産米が越中米と兩々相頡抗しつゝ、其の聲價を中外に宣揚せしめんと欲せば、生産米検査の實施を圖らざるべからず、乃ち生産米の品質。粒形。乾燥。光澤。調製を改良し刷新すると俱に、俵裝に意を注ぎ之を

改善せしめ以て當村の米界に一新生面を開かんことを講究すべきは輒ち其の第二策とする處也、されば當村農界の産業獎勵としては僅かに數者にあらざるべしと雖も、目下焦眉の急として絶叫し、唱道すべきもの如上の範圍に飯せすんばあらざる也。要するに園村に於ける水田の如き、殖民創業を闢きしより、未だ廿年有餘に過ぎずんば太古よりの天然の肥料は假令熟田に達したるにもせよ、一朝俄然として其の地力を減すべきにあらずと雖も、經濟學の泰斗マルソー氏の人口論に於ける土地漸減法の如く地力の生産は何時も同一の收量を擧ぐることはせずして、次第に減耗を顯はすは勿論なれば、適當の人工を施し絶えず、窒素。加里。磷酸の三要素を賦與せしめ、天然の肥料の足らざる缺陷を補はすんばあるべからず洵に以て、農界の一大慮患と云ふも過言にあらず、其は水田の地力及生産力を挽回せんと欲して、寧ろ之れか生産力を殺し收穫を減少ならしめつゝあるか如き、是れ豈角を矯めんと欲して牛を殺すの類に異らずとせんや、殊に當村は未だ厩肥の施用に専らならず、堆肥舎の構造さへなければ善良なる堆肥を製すること能はざりしは論を俟たず、到る處堆肥は風雨に曝され、日光に亂射せしめつゝあるが爲め、窒素。磷酸。加里の三要素は含蓄せしむるに由なく、されば堆肥施用の流行は一面に於て大豆粕。魚粕。過磷酸。石灰等の如き多大の資本を糜しつゝ、金肥を使用せんよりも、中農より小作農に至る迄何人も堆肥を製造するの易きに若かざる處也。斯くして天然の肥料の衰へんと欲する頽勢を禦き、稻田生産力の漸減とマルソー氏の所謂土地報酬の漸減を補ふの補助的一策にあらずや。雨紛の産米をして否な兩村の産米をして、其の聲價を中外に颺げんと欲せば、生産米検査を行ふに若かず、況んや越中米と對抗せんと欲せば生産米検査を施行し、輸出米検査を施行し、優に嶄然として米界に羈を競ふの要あるに於てをや、然かも當村の雨紛産米は越中三等米に比較せん乎、其の品質。粒形。色澤等に於ては敢へて遜色なしと雖も、唯だ夫れ乾燥や調製や俵裝やに就き一步を譲るものなしとせず、更らに之を切言せば天然の米質に關して何等の軒輊する處なしと雖も、人工的施設に至つて

は頗る粗笨に流れ、調製及俵装の完ふせざるは寧ろ良米も良米たらざる傾向ありしが爲め、動もすれば越中三等米に壓倒せられ、驅逐せられ、殆んど頭角を擡ぐるに由なからんと欲す爰に於て乎本道卓識の士は深く憂ふる處ありて、産米検査の必要を唱へ昨今に至りしかば、翕然として上川米界の一間題たらずんばあらざる也。されば上川米界の稱讚を博しつゝあるに、殆んど其の鼻祖を以て誇りし雨紛産米に於ける當村の如きは自ら率先して、生産米検査の實を擧げんことを急務とせざるべからず、從來未だ當村農家をして左程の猛省を促がざりし産米の乾燥を圖らしめ、調製を嚴ならしめ俵装を精ならしむるを以て検査の第一義と爲し、他よりも進んで寧ろ生産米検査の急先鋒たらんことを望まざるを得ず、然かも生産米検査を施行するに就ては一村を數區域に分割しつゝ、農家の最も便利なる最寄個所に検査場を設置せざるべからず、兎に角検査員は一村に一名を置き、期日を豫定して巡回せしめ、以て農家生産者が市場に販賣せんと欲する場合に臨み、豫め検査を受けしめ検査合格等級を特等より五六等に區別して、之に符箋を附するにあり、品質。粒形。乾燥。色澤。調製等の如何に因りて鑑定し、検査すべき也。斯くして検査合格米は再び輸出に調製せられ、世間に歡迎せらるること殆んど雑穀検査と其の類を同ふるものなくんばならず。今其の大綱のみを略叙して之れが細目を省き、更らに後日を俟ち之を論及せんと欲す、免に角農産界に於ける當村の米穀に對して生産米検査の必要は敢へて呶々を要せずして識るべき也。

水産篇

水産業より觀たる石狩河系の魚族蕃殖論

ダーウ井ン氏の所謂動物は必ずや、外寇を禦かんが爲めに孤立せずして一處に雲來し、簇生しつゝ、其の集合を好むの傾きさへあり。其は弱肉強食の結果として自然淘汰なるが故に外撃防衛の手段として個々に孤棲せず、其種族の團結を圖るは蓋し水産族に於ても其の傾きあるは免がるべからざるのみか魚類の大洋潮流に遊息しつゝあると、河水に湖上しつゝあるを問はず、外敵防衛の爲め一處に集合して其の棲家と見做しつゝ、あるを以て孤立を欲せず、亦孤立して生存するを得ず、故に一定の漁區を設けて鮭魚を保護せしめ、其の多漁を制し、濫獲を警ましめたりとせん乎、鮭の一群は其の漁區に聚りつゝ、安息所として之れか棲家と爲すものあらんは明か也。されば明治三十四年の當村創業時代より北海道廳水産課に於て石狩河鮭鱒の衰ひつゝあるを慨き茲に鑒みる處あり、旭川區番外地宇龜吉島の石狩河に於ける流域をトせしめ、又一面神樂村忠別川橋下に於ける流域をトしつゝ都合二個所を選定して鮭魚の捕獲試験を行ふなど、更らに同村御料地構内に於ける湧水個所に、開放流を試験しつゝありしなど、明治三十六年神居古潭に捕獲場を設置せしめたるなど、或は神樂村美瑛川に孵化場を設け忠別川に於ける合流區域の一圓を囊括しつゝありしが如き、其は孰れも石狩の鮭鱒を蕃殖し莖育せしめんと欲する籌謀に外ならず。忠別川の上流たる志比内とは輒ち土人語にして、志比を翻譯すれば秋味を意義するより出でたりとせば此等の小流域なる忠別川に於て、鮭の潑刺として鮮鱗を閃めかせしめ所謂鮭の川瀬に堀を作り鱗を振ひ尾を搖かすの光景や、今日の夢想と得べき處にあらず。最初上川移

住者の一人たる鈴木龜吉氏の如く龜吉島に於て棍棒を揮ひつつ鮭の忠別川に溯るを捕獲したりと云ふ程にあらすや。又一面忠別河畔に棲める土人の如き鮭を網みして其の生皮を剥製し干燥せしめたる上は更らに履物と爲し兩足に取り纏ふ防寒具に備ひたりと云ふにあらすや。此の一例を擧げて之を察せば往時鮭鱒の蕃殖して雲簇し、密棲しつつある状態を識るべき也。然かも政局維新の後に及んでは森林を荒廢して濫伐に陥り結果は、何時しか石狩河畔に於ける天然の魚附林さへも禿山に化する迄に達せざれど、衰頽に傾き殆んど綠影はの聞き鬱葱たる鮭の棲家を破り、殆んど魚附林の効用を認めざるに臻らんとす、嘗に森林の荒廢せるのみならず、従つて林政の振はざりし餘響として洪水を氾濫せしめ、折角粒々辛苦の下に耕作せる農産物さへも未だ登熟せざるに先き立つ怒濤驚浪に漾ふの悲雲に遇ふこと尠しとせず。斯く洪水の氾濫すること屢々なりしと同時に濁浪の掀翻しつゝ、地中の沈毒を流さしめ礦物を混合せしめたる結果は端なく一種の化學的作用を起さしめ、河水及灣口に棲息せる魚族は爲めに其の餘毒を受け、孵化を妨げ産卵を害するのみならず、鮭の蕃殖を損ふこと蓋し鮮しとせざる也。況んや洪水に洗はれ澎湃たる怒濤に流されし化學的作用の礦毒は魚族の棲息に對して尤も必要なる海藻及水藻を害すること鮮少なからざるに於てをや。政局維新の後に及んでや、林政の振興せざりし餘波は延いて河政の治まらざりしのみならず、洪水に次ぐに洪水を以てせしめ、大正四年の虐雨は沛然として歇まず、竟に閭村を擧げて狂瀾怒濤の凝ましき渦中に没せしめ、石狩水産組合孵化場さへも美瑛川の濁浪の裏に逆巻く處と爲り、水産の蕃殖を妨げ孵化を害し、將來の石狩河系に於ける魚族を衰せしむること幾何ぞ。嗚呼漁政の擧からざるは河政の擧からざるに飯せすんばあらざる也河政の擧からざるは林政の擧からざるに飯せすんばあらざる也。

一 戸長松下高道時代に於ける石狩水産組合

孵化場の敷設と其の變遷

石狩水産組合に於て兼ねて石狩河の上流域を相し、一個の孵化場を設置せんことを計畫したるや久ふす、されど適切なる水源地を探見せざると、一面石狩河の流域は何となく遼遠にして小支流の河脈之れに縦横しつゝ、あれば想應の遡魚あるや否やは調査中に屬したるを以て、未だ孵化場設置の機運に達せざるものあらんとす。然るに明治三拾四年十月初めて北海道廳水産課に於て、上川郡旭川町番外地宇龜吉島の流域なる石狩河と、並びに忠別川橋下に於ける流域を卜しつゝ此の二個所を撰定して、鮭魚捕獲試験を行ふ。然るに果せる哉試験の結果として親魚一千六百七拾九尾を獲たるも、採卵數六拾餘万粒を獲たりしかば更らに之を神樂村御料地構内に於ける湧水個所に孵化攷流を試験しぬ。是れ輒ち現在神樂村にある石狩水産組合孵化場設置の濫觴にして、水産的人工に伴ふ創業着手の第一歩たりし也。明治三十五年に及んで鮭魚四百万粒を孵化し得べく孵化場の建設工事を經營しつつ同年九月之れが工を竣へぬ、同年更らに同場に於て雨龍郡納内に到り親魚捕獲に着手したるも、遡魚の寡かりしと、捕獲方法の備はらざるものありしに因らんか疑問なれど、僅か拾數尾の親魚と二万餘粒の採卵あるのみに過ぎずして、殆んど豫想外の不成功に終へたり。明治三十六年度に於て同場事業の擴伸を圖り百尺竿頭一步を進め、從來使用せる器具に尙ほ百万粒孵化の設備を加へ、五百萬粒を孵化に擴大せんことを企圖して幸に之れが認可を得たり、されば同場の孵化事業は前途益々曙光を眩射せしめつつありしのみか、愈々進んで同年中に於ては新に空知郡瀧川村宇江部乙に捕獲場を撰定したれど母途にして更らに之を妹脊牛に轉せしめき。或は一面神居古潭に捕獲場を設置して、更に納内に轉場を行ふなど、都合四ヶ所に於ける捕獲試験の結果は親魚總數二千六百有餘尾を漁したると、採卵數十二萬餘粒を網みしたるに過ぎず、蓋し本年度に於ける收容せし卵數の少き所以は要するに拾一月以前

の捕魚は雌雄何れも未成熟魚のみにして、漸く拾二月に入り成熟魚を網みするに及んで、端なくも飄水の流注しつありしが爲め、施業の日たもなく中止の餘義なき状態に接したるを以てのみ。明治三十六年時代に於ては石狩本流の親魚を漁網すべく、装置に關しては同孵化場に在つても、未だ經驗乏しくして、種々なる良案方法を苦心しつあり。然かも捕獲時季に際しては河水漲らんと欲して氾濫の虞れあるは漁業上に與ふべく阻害尠しとせず。殊に樹木の枯葉は河中に浮沈しつあると、流水の飄蕩しつあるとは是れ亦捕獲の上に於て非常なる影響を與ふるものなしとせんや。則ち此等木葉と流水とは鮭魚を捕獲せんと欲して装設したる留め構内に漂着するを以て、時として流水氾濫することあらんか。鮭魚の遊息場とも云ふべき留め構内を破壊するが爲め休業日數の累次に亘ることあり。其は石狩本流に於ける親魚捕獲に困難なりと第一の原因たりし也。又鮭魚の石狩河を溯流しつあるものは拾一二月の後期に遭遇すれば氣温の秋冷なるに伴ひ、石狩河の水溫低下するを以て水源に近き支川に嚮ひ棲息せんことを欲して之れに遡るを例したりき。就中千歳川に遡上するもの頗る多きを以て拾二月の初冬に到らんか、鮭魚捕獲の數は何時しか漸次減少せんとする傾向あり。其は石狩本流に於ける親魚捕獲に困難なりし第二の原因たりし也。

二 石狩水産組合孵化場の經營

明治三十四年石狩水産組合孵化場を創設するや。主任者として之れが蕃殖を經營したるは北海道廳技手万年虎太郎氏なりとす、其の他事務員としては高橋恒次郎氏赴任せられ、相共に水産事業の發展に貢献したること尠しとせず。されど明治三十七年に及んで万年技手は千歳孵化場に轉任したるを以て高橋氏は専ら同場の主任として多年斯業の經驗を積みたる技術を應用しつ諸般の施設を加へ以て今日に至る迄格勤努力を爲し、同孵化場の經營を企圖しつありとす、且つや同氏以外に於て一人の常夫を置きたるのみならず、毎年九月の候に至れば器具修繕其の他手配として三人の常夫を便役せんとあるを例とす。又捕獲個所及び同場區域内に於ける河流を監視せしむるが爲め、常夫三人を備ひて隈なく巡歴せしめ、鮭魚の濫獲多獵を警め以て水産保護の任を完ふせんことを計畫したり。此は要するに同場經營の一斑に過ぎざるものあれど、之れに要するに同場歳出の豫算並に決算額を列記すれば明治三十五年度は場員四名の給料、出張旅費其の他密漁取締人を置き或は請願巡查二名をして濫獲を嚴制せしめ、或は孵化場建築費並に孵化器購入の爲め、三千九百九圓三十一錢九厘の總額を計上するに至る、其の詳細を掲ぐれば之れが豫算及決算は左の鉅額を廢しつあるを識るべき也。

明治三十五年度支出の算額
一金三千九百九圓三十一錢九厘

内 譯

金八百二拾八圓五拾六錢九厘	孵化場費
右場員四名の給料及出張費其の他諸經費	
金五百七拾八圓五拾七錢七厘	捕獲場費
右場員一名の給料及出張費其の他捕獲費	
金四百七拾九圓四拾九錢二厘	密漁取締費
右は密漁取締人八名請願巡查二名の給料其の他雜費	
金一千二百二十圓六拾八錢一厘	臨時費
右は孵化場建築費及孵化器購入其の他雜費	

明治三十六年度豫算額
一金二千六十一圓四拾一錢

産業篇

金一千四百四十八拾八錢
 金六百八拾二圓
 金二百四拾二圓七拾八錢
 金三拾一圓七拾五錢

孵化場費
 捕獲場費
 密漁取締費
 臨時費

三 石狩水産組合の捕獲區域と新事業

捕獲區域を叙する前に方り先つ以て、明治四十二年度より明治四拾五年度に至る、最近の鮭魚に關する漁齒の一般を掲ぐれば明治四十二年度に於ける、天鹽川、士別川、石狩河の三流に捕獲せる親魚は雄鮭三百五尾にして雌鮭は四百七十一尾を算せられ、採卵數は一百拾四萬二千五百粒を漁網したるが明治四十三年度に及んでは益々事業の良費を發揮し捕獲の多大なりしこと四ヶ年間に於て、一頭地を抜けるの觀ありき。乃ち天鹽川及び石狩河に於て五百六十七尾の雄鮭を漁し、五百五拾五尾の雌鮭を漁し、採卵數一百三十二萬五千八百二十粒なりしに徴せば、同年度は後年度に於ける捕獲の比にあらざるを識るべし。然るに明治四十四年度は雄鮭二百二十一尾と雌鮭三百三尾と採卵數六十九萬八千粒を獲たるに漸次減退して、明治四十五年度に至りては漁獲數は殆んど前年度の半數に充たざるもの如き不況に沈淪し、明治四十三年度の漁獲數より之を觀れば殆んど約五分の一に達せざる薄漁に陥らんとす。然かも明治四十五年度に於ける同場漁業の一斑は四十三萬一千粒の採卵に退嬰しつゝあると共に雌雄相通して僅かに三百九尾を漁したるのみ。最近に至るに従ひ天鹽川、石狩河の鮭魚も年一歳を経る毎に同場漁獲の數を退歩せしめつつある所以は漸次濫獲の結果として衰殘の前兆を顯はすに由るか。抑も孳殖其の方法の宜しきを得ざるものありて然るべきか、或は漁獲の方法に關して未だ適當

なる措置を得ざるものありて然るべきか。同孵化場に於ける親鮭魚の捕獲方法はウライ方法に據るものにして俗に所謂川止めの上捕鮭する方法を常設しつゝある個所は天鹽に於ては中川郡下名寄村字智惠文二線地先にある川留捕獲場と、石狩河に於ては妹脊牛並びに音江村字内大部の川留捕獲場がありとす、而して天鹽川に於ける捕獲場の區域は、其の幹線下士別四十三線地先より、中川郡上名寄村字智惠文三線地先迄にして其の支線は名寄なるが、此は上名寄拾七線地先より、天鹽川に合流する迄の流域に於て又石狩河に於ける捕獲場の區域は、鷹栖村字近文八線地先より、妹脊牛鐵橋の下流二間百に至る迄流域と其の支線に忠別川にして東御料地落口より石狩河の合流區域迄なれど、一面其の支線としての美瑛川は、孵化所在地より忠別川に於ける合流區域の一圓を囊括しつゝあり、又同場に於ける新計畫として觀るべき經營は、養魚場及び洩水を補填せんが爲め、湧水個所を増設するの目的を以て御料局に對し、一町八反十九歩の貸付を申請しつゝあるは事業擴張の一方法として、之を觀るべきあらんのみ。同場の制限捕獲漁具と稱すべきものは止網。流網。タモ網。刺網の四種にあるが、殊に孵化事業に就き着眼すべきものは孵化散卵の歩合が八割七八分より九割の圏内にありし也。嗚呼安政年間の幕末時代より鮭魚の蕃殖せること殆んど土人が、飼犬を以て巧みに石狩河中に飛び込み無我無心の儘に游息しつゝ、潑瀾の光景ありし鮭を咬み啣みつつ捕獲せるの時代より開拓使廳の高畑利宜氏が、明治五年土人戸口調査の際には上川土人の鮭漁獲に於ける、一千五百石を擧げし水産の豊富も何時しか、明治三十四年戸長松下高道時代に於て、鮭は退嬰し衰亡しつゝ濫獲の結果として石狩水産組合の下に其の孵化を圖り、其の蕃殖を講ぜざるべからざるに臻らんとす、噫史にあらざるは涙に庶幾しと謂はんか。就中鮭鱒の鑛詰に及んでは好箇の軍糧品と云ふも可なりしかば、日露端なく鑛端を開くに於て滿韓屯在の軍隊に對して、頓んど賣買の隆洽を極め鑛詰事業の發展と伸擧を呈したると與に其の需要俄然として鑛物の姿勢を辿らんとす。然るに明治三拾八年拾一月大日本水産會に於て此の好機

會あるに乘じ、風雲に際して鐘詰業者の大會を開催したり、以て各自製産者の製品を評議して其の良否を判じ外國品と比較的試食を行はんと欲するが如き、技術上に於ても貿易上に於ても販賣上に於ても直接間接に其の裨益する處鮮少にあらざる旨を以て、上川支廳第二課長より、上農第九八〇號を以て、我が戸長西村數省氏に對しても、同業者の多數出席あらんことを誘掖し、勸奨すべく通牒し來りしと雖も、不幸にも鮭鱒鐘詰業の存在せざるのみならず、石狩河の水産も退嬰の傾向ありしが爲め、同會に奮然として参列せんと欲する者絶無なりしは蓋し西御料地に孵化場を設置したる當村に取つて實に殘恨に耐へざるなり。嗚呼亦疇昔の鮭鱒蕃盛をして一場の舊夢を繰り返へすに過ぎざるものあらんとす。夫れ何れの時か片鱗掉尾の激湍たる繁殖を観るを得んか。

四 戸長西村數省時代に於ける漁業組合組織の一大頓挫

神居古潭安藤彦松氏は石狩河に游息せる八ッ目、鰻等を捕獲して或は其の收入に伴ふ益金を割きて、之を小學校に寄附せしめ、或は之れに伴ふ水産業の利殖は殆んど神居古潭部落の生計に裨益するもの蓋し鮮少にあらざるを豫期せる也。是に於てか同氏は益々水産事業の發達は一部落の繁榮に多大の影響あるを看破し、八ッ目の蕃殖を圖り鰻の疾生を期俟せんと欲すると共に、漁業組合を組織せんと欲す。明治三十七年四月八日戸長西村數省氏の副申を添付して、其の願書を上川支廳に提供したり、されど同支廳第二課長尾古虎吉氏より組合頭取安藤彦松外數名の出願者は漁業者にあらざるを以て、随つて規程の組合を組織する權能を有せざる旨を以て、遠大なる同氏の思想も、水産業の將來に於ける經營も遂に徹底するに至らずして止み、故に石狩河畔に於ける鰻魚の蕃殖したると同時に、鰻の鮮膾や、八ッ目の鍋炙も其の名聲を以て、益々中外に發揚せしむるに就て一蹶跌を招き、組合の組織と共に其の臭味を噴炙せしめ、其の販路を沮喪せしめたるを憐みとせずんばならず。神居古潭漁業組

合の組織は、當時旭川附近に於て其の利權を一攫せんと欲し、虎視眈々たるものありしかば安藤彦松氏は一步遅緩せざらんことを急ぎたりしと雖も、此の時早く彼の時遅く遂に中原の鹿端なく他町村の徒輩に跳梁跋扈せしめたるに至りしは、頗る恨事と謂はざるべからず。されど同氏等が史的因縁を有する漁区内に侵蝕し、蹂躪せるもの焉んぞ克く其の命脈を維持すべけんや。嗚呼他人の藩籬に利權を獲得せんとするもの焉んぞ克く其の組合を鞏固にするを得んや、故に今日に於て鷹揚せる水産組合設立者の某も、何時しか中原の鹿も中原の鹿たらずして同氏等の掌裡に再び其の水産利園を獲得せられつゝあらんとす。

五 鱒採卵用に於ける親魚の捕獲

水産的保護の目的を以て石狩河に溯る鱒魚の濫獲を戒め、採卵用に伴ふ母魚の獵獲に就ては極めて峻令嚴法の下に之を禁止したり。我が美瑛河の滾々として下流の濃く處石狩河の巨口浩々として渦紋を捲き、碧潭を蕩漂しつゝある孵化場の如きは尤も捕獲嚴制の處なるは勿論なり。是れ則ち鮭鱒の孳育を計り將來水産の蕃殖を期する上に於て適當の措置にして、籌謀其の宜しきを得たるものなりと謂はざるべからず。然るに明治三十七年五月十八日上川支廳第二課長佐古虎吉氏が、鮭鱒採卵用として親魚捕獲に關する注意に就き、戸長西村數省氏に照會せる所を観るに、兼ねて石狩水産組合長山清太郎氏より親魚の捕獲を行はんが爲め、札幌支廳に對して之れが願書を提供したるに基き、其の許否に關して果して公益上に於ける支障なきや否やを探查せしめたりき。是れ豈法令の制裁する所止むを得ざるものあるべしと雖も、従つて出願すれば従つて許可するものと其の倫を異にし、頗る周到嚴密にして、保護政策の宜しきを得たるものにあらずとせんや。去れば戸長西村數省氏は同年五月十九日石狩水産組合長を役場に出頭せしめ、鮭鱒の捕獲は事實上に於て果して公益上に就き有害無實なるや

を訊問せりき。且つ其の他逐一之れに關聯すべき保護法に對しても詳曲なる查明を遂げたる上、明治三十七年五月廿日戸長西村數省氏より、第二課長屬佐古虎吉に向け何等の公益上支障なき旨を報告したり。此の如く鮭鱈捕獲に係はる願書の許否は何等の他奇なきが如しと雖も、瑣々たる一小事と藐視することなかれ、若し夫れ周到慎重なる注意を缺き、従つて出願すれば従つて許可すべき常例を作り因襲久しきに亘らんか、鮭鱈の蕃殖と水産の保護も徒らに空文死法のみに留まり、濫獲に流れ多漁に陥り、密かに漁家の跋扈超梁を恣にするの結果は石狩水上に於ける鮭鱈も、何時しか荒亡し殄滅しつゝ、亦以て振緒てふ激濁の光景を見ざるに至らんとす。蓋し漁業家に對する法令の下に活動すべき行政官吏の一許一否は、水産保護上に影響すること瑣々たる一些事にあらすして、魚族の生滅に關するや此の一例に依りて亦識るべきあらんのみ。

六 戸長松下高道時代よりの畜産業に於ける變遷

孔子が牛羊充つるのみと唱ひつゝ、畜産に銳意し其の蕃殖を圖りしか如き、周末時代は如何に支那は牧畜國として其の獎勵を講じたる乎を識るべき也。今日の夢想する處にあらず、古代より支那は肉食を重んじて祭詞の犠牲と爲すなど、牛羊を畜養せること頗る熾なりしを識るべき也。南部藩が日本に於ける驥北の野を以て艶稱せらるゝ所以のものは何ぞや。夙に亞刺比亞産の駿馬を購入して種馬と爲し、馬匹の刷新を圖りたるの美果たらんばあらず。其は謂ふ迄もなく日本馬産史を繙讀する者の齊しく氷釋する處也。されは今爰に事新らしく之を叙するを避けんも、我が兩村に於ては副業として馬産を振勵せしめ、牛畜の改良發達を新興せしめんと欲せば海外産の畜種を輸入するが如きは、最も適當の措置なりと謂はざるべからず。然るに我が兩村に於て明治三十七年以前に溯り、既往十ヶ年間に於ける畜産業を看よ、果して海外畜種を購入して産馬と産牛の發達を激勵せる事實ありじやを釋ねん

乎、決して斯かる人目を聳わしむる新奇なる史的沿革を認めず、何んとなれば明治三拾七年二月拾七日第二課長屬佐古虎吉氏の上農第一七四號を以て、既往拾ヶ年間に係はる洋種を購入し、若くは輸入せしめたる畜種の頭數や、並に其の年月日、その他價格に就き調査せしめられたれど、戸長西村數省氏は同年二月十九日附を以て我が兩村に於て、毫も之れが當該史實の有せざる事態を詳報したるを見れば蓋し畜産界の發達の如きは、第一期創始の開村時代より之を講究し、之を刷新せんとしたるもの無かりしは偶々以て此の報告に徴せば、其の産馬産牛に於ける改良てふ方策は殆んど絶無なりしを證すべきの唯一なる文献たりし也。馬畜の變遷に就ても明治三拾七年日露大戰の讐を聞きしより、鞍馬に於ても乘馬に於ても一層の増加需要を來たせるを以て、第七師團の戰時に於て馬産界に與ふる影響渺しとせず。されば當村の畜馬も明治三十六年單に五百三十六頭を有するに關せず、明治三拾七年より興起の前兆を顯はしつゝ、五百七拾三頭と爲り、明治三拾八九年に及んで一躍八百九十三頭に爲りしに因りて其の日露大戰てふ軍馬の需要が、我が農村に於ける産馬界に與へし影響の莫大なるものあるを觀るべき也。されど明治四十一年に及んで賣却せる馬畜を有せるが爲め、頓んに減少して五百十七頭と爲りしかど、明治四十二年より大正二年に至りし五ヶ年間の變遷は顯著なる發達を促しつゝ、明治四十三年には一千二百五拾九頭と爲り、明治四拾四年には一千五百卅七頭と爲り、増加すること殆んど三百頭の多きを招徠し、大正元年は一千八百十六頭と爲り、大正二年には一千九百頭と爲り、最近我が兩村の馬産界は百頭乃至三百頭の増加率を以て勃興しつゝあるの状態にあらずや。其は乃ち輒近我が農村に於ける富力の進歩は、良馬を購入せんとする傾向を促がしたるのみならず、従つて明治三拾六年頃迄は主として内國種馬を畜養しつゝめりしかど、乃ち同年中に於て雜種及外國種は僅か一二頭を飼育せるに過ぎず。然るに明治三十八年に雜種八頭と爲り、明治三拾九年には雜種十三頭と爲り、明治四拾二年には雜種百六十二頭と爲り、明治四拾三年には雜種二百四十二頭と爲る。大正年間に至

りてや漸次累加しつゝ、内國種馬を凌駕し兩村とも四倍乃至六倍の増加を擧げ、大正二年には雜種一千五百三拾六頭に於て、内國種は三百五十八頭に過ぎざりしのみ。亦以て當村馬産界に於ける雜種馬の潛勢力を發揮しつゝある場合にあらざるや。又一面兩村に於ける牡馬と牝馬とに關する飼養の如何を觀るに、牡馬は明治三十六年より明治三十七八年に於て寧ろ多數の畜養ありしもの、如し。明治三十九年より明治四十三年に至る五ヶ年間は、牝馬の消長や稍々軒輕し易かるの勢を顯はしつゝ、要するに其の間は牝馬の増加せる事少くして、牡馬の増加せるありし形勢なりと謂はざるべからず。大正二年に及んでは神樂村牝馬四拾六頭に對する牡馬一千三拾頭と爲り。神居村牝馬三拾八頭に對する牡馬七百八十六頭の多きを占め、産馬界の趨勢は何となく牡馬の蓄殖を圖りつゝあるが如く、偶々以て我が兩村は牧場とすべく茫渺際涯なきの原野を奄有せざるに因するものなしとせず。其は乃ち産馬蓄殖に適せざる一證にあらざりして何ぞ。我か兩村に於ける畜牛の増減に就き、明治三十六年より大正二年に到る過去の趨勢を觀るに、明治三十七年より俄然増加しつゝ七拾頭と爲り、明治三十八年に於て九十七頭と爲り、明治三十九年に於て百廿五頭と爲り、過去拾一ヶ年の間に最大高潮を顯はしたりき。其は日露大戰亂の餘響として牛肉類の需要を多からしめたると共に。之れが價格を騰上せしめたるが爲め、農村として端なく牧牛飼養の流行を旺ならしめたるのみならず、戦後我が兩村をして第七師團に於ける需要の激増に伴ふ一變遷なりと謂はざるべからず。されば牧畜の隆盛を招きし結果として明治三十九年の如き蓄殖の目的に資せんが爲めに、牝牛の激増せること八十五頭と爲る。同年以前に溯りて之を觀察するに、雜種及外種よりも概して内國種の純乎たるもの其の畜養多きを占めつゝありし趨勢たらずんばならず。其は則ち内國種は低廉たりしのみならず、肉食用としても他種に及ぶ處にあらざるべしと想見せらるゝ美點なしとせんや。明治四拾年より内國種は廿七頭に減少したる反動として、雜種は七十六頭に増加したると共に、外國種の畜養は頓んに七頭に進みたりし也。明治四十一

年に及んでは本田親美氏が臺場ヶ原に於ての牧牛八十餘頭を減少したるを以て、其の賣却せる結果は僅かに廿八頭の畜牛を有するに過ぎず。されば本多氏か牧牛を除外さへすれば閩村の畜牛界は寔に寂々寥々として樓指すべきもの少く、明治四十二年より累加しつゝ明治四十五年に至りて百六頭に達したるのみならず、明治四拾四年より殆んど内國種は絶絶しつゝ亦其の片影蹄痕だも看ざらんとす。然かも爾來は雜種のみ流行して曩には牡牛の多かりしに反して、蓄殖用の牝牛のみ増さんとする傾向を呈しぬ。明治四十三年以後は然かも一昂一低の趨勢を免がれざるものあらんも、要するに明治三拾九年の興隆期に比すれば漸次衰運を萌さしつゝあるやの傾向なきことせんや。兎に角平手牧場の搾乳業の多大の畜牛を飼養したるが爲め、其の頭数は全村に於ても「從つて多大なるやの感慨を惹起せしめたるものなしとせず。

一 明治三十四年獨立分村後に於ける畜産界

神樂村外一ヶ村に於ける明治三十四年の牧畜業は、未だ何となく幼稚なるを免かれず、牛畜は洋種として僅かに二頭を有するのみ。雜種は五頭に於て内國種共明治三十四年前半期に於て通計拾八頭の寥寥たる少數に過ぎず。古昔より牛畜は蓄殖の旺なる點に於て剛健雄豪にして、苦寒に耐へる點に於て何人も好んで蓄養する處なるが、兎に角農家經濟の上にて頗る有利なるべき事は現今一般の認識する處なれど、牛糞は馬糞よりも施肥の効能あらざるは勿論たると同時に、馬匹の如く鞍馬に適せざる爲め、當村に於ても既往明治三十四年下半期百九十七頭の馬匹に比すれば、其の頭數遙かに寡少にして物足らぬ感なくんばあるべからず。當時に於ては劍を賣りて牛を買へ、茫蕩の所謂富を致さんと欲せば五牝を蓄ふに若かざる也との抱負を懷く者頗る罕れなりしを以てのみ。當地の氣候風土に於ては牛蓄果して馬蓄の飼養に劣るものありて然る乎、馬蓄は洋種を有せざりしも雜種五頭と、内國種百

九拾二頭を有せるものあるの現象たりし也。然かも牝馬僅々九頭を有するのみにして牡馬遙かに超過過大の数を占め、百九十七頭の多数なりしを觀ば主として二歳騾馬の産馬を目的とするにあらすして農産物運輸の爲め、鞍馬を主眼としたるを以てなりし也。牧畜界に於ける牛畜は三十四年の分に略叙したるが如く、馬畜の盛観なるに比較して何となく劣等低位にあることを特記したるが、明治三拾五年半期の牛増減表を觀るに、前年下半年拾八頭より減少すること牝牛二頭の他出ある爲め拾六頭に下降したり。此の減少し他出したる理由は賣買譲與抵當質入等の如き原因なりしかば、之を認識し得るに難しと雖も、牛畜飼養が仮令一二頭の減少なるにもせよ、牛蓄界の暗潮晦流は自ら退嬰しつゝありし衰色を表はし、一種不振の變象を横溢せるものにあらずや。又馬畜の狀態は同三十五年上半期に於て他より輸入増殖せるもの牡馬三拾一頭の多きを到來せしめ、他に輸出せるも拾六頭差引現在數二百拾七頭の顯象か之を前年度下半年に較せんか、實に十一頭の繁殖累加を表はしたるに因りて之を觀察するも、殖民の増加と共に水田開發の増加と共に農産物輸出の増加と共に、益々牡馬を必要とすべく鞍馬本位の好氣勢を呈しつゝありしを觀察すべき也。

二 安藤彦松氏の經營に係はる畜牛と其の牛乳

先づ牛乳に就て之を謂はんに、明治三十二年より明治三十四年に至る三ヶ年間に於て、神樂村字神樂町に安藤彦松氏（現時平手牧場之れなり）ありて牛乳搾業を經營したるのみなれば、勿論他に同業者なきが爲め、敢て競争熱の惹き起したることなかりしかど、年々歳々隆運に赴き畜牛の頭數は増加したるに伴へ、即ち明治三十二年には十石三斗なりし牛乳は、三拾三年に至りて一躍十二頭十二石五斗と爲り、三拾四年に及んでは再躍十六頭十四石の多量を搾り出すに至りたりき。然かも其の販路は概して旭川市街の需要に應じたるが爲め、供給者殆んど罕れなるの折柄營業者安藤彦松氏は尤も近

距離なる神樂町にありしが爲め、需給双方共極めて好地位にありし結果は益々斯業の發展を促がしたる形勢なりしもの如し。去れば其の販賣價格は明治三十二年には二百五十七圓五十錢にて、同三十三年には三百十二圓五十錢の増收と爲り、同三十四年には四百二十圓の鉅額に騰上し、殆んど三拾二年に之を較せんか、約二倍以上の増加額を呈せるにあらずや。

三 上野陸軍二等獸醫と馬匹の健体検査

明治三拾六年五月九日上川支廳第二課長馬大野廣氏より、神樂外一ヶ村戸長西村數省氏に通牒して曰く、貴部内神樂村に於ける馬匹健体検査施行の爲め、左記日割を以て陸軍二等獸醫上野庄五郎氏其他道廳員並に當警察署員東川村を経て出張せらるべき筈なるに就き、同地方の馬匹を漏れなく相當の場所に集合せしむる等諸般の手配は其の前日に於て終了すべく配意せらるべしと云ふにありき。蓋し其の所謂検査日割は五月拾日拾一日は東川村の検査にして、十二日は東川村より東御料地に移るべき豫定にして、同拾三日は東御料地の豫定にして、内拾四日を以て東御料地より西御料地に移り、同拾五日は西御料地に於ける検査豫定日にてありし也。去れば戸長西村數省氏は早速其の旨を各組長に之を傳へ、當日若し折悪くも參集せざるものある時は、直ちに法規の制裁に基き告發せらるべきを注意すると同時に、其の検査集會すべき場處を定め、乃ち零號より十號迄の馬匹を飼養するものは之を東第一尋常小學校附近に於てすべく検査個所と定め、拾一號より上忠別全体は東第二尋常小學校附近を以て之れが検査場と定め、以て上野陸軍二等獸醫の検査に應せんことす。されど第七師團の都合に因り如上の検査期日を變更して、五月廿一日は鷹巢村より神樂村字東御料地に移り、五月廿二日は神樂村東御料地と爲し、同廿三日は東御料地より西御料地に移りたる上に検査の事に確定したる旨通達せらる蓋し當村に於て水田の發達と共に、日高及び十勝種の如き、山野に生育したる馬匹を飼養するに天然

的の芻草を食ひしものが、俄かに冬季間藁を與へて飼養するが故に、骨軟症を發して斃死したること蓋し鮮しとせず。明治三拾八年東西御料地の如きは、馬匹の骨軟症に罹りしこと其の一例なりとす。要するに東御料地支線奥に於ては母馬の價格五百圓の逸物を飼養しつつあるのみか、山嶽重疊して相挾まり、巖石の磊々たるが爲め神居古潭の嶮岨に於ける馬匹と與に蹄質堅硬なるを以て著はれし程也又内大部の如きは遠隔の個所にあるが爲め、鐵蹄を施すに不便なるに因り馬蹄に變化を來しつつありと云ふ。我が當村は馬産業未だ發達の域に達せざるものあれば、年々増殖の勢あるは掩ふべからざるの事實也。勿論皮疽病の如きは殆んど絶無の模様あれど、主として輓馬を生産するを以て主眼なれば豫め惡疫の流行を防ぎ、師團獸醫部に於ける検査に好成绩を擧ぐることを蓋し肝要なりと謂はざるかべらず。當村は輓馬の頭數の如き最も多くして上川郡中に於ても中以上の地位にある由なれば、今や牧場の如き曠野を剩しつつあらねど、發達其の宜しきを得んか、源頼朝の愛馬池月を産したる鬼首に期俟せんこと難事なれど、蓋し馬産家は將來其の包負と企圖を以て進まざるべからず。

四 北海道廳種畜場に於けるシヨルトホルン種の

貸附と其の飼養

我神樂村に於ける平手松五郎氏は兼て畜産家として、熱信誠懇を以て名聲を博しつつあるが、嘗て札幌に於ける北海道廳種畜場よりシヨルトホルン種の貸附を冀へ、幸に其の志望を採納せられて飼養しつつありしは、蓋し良種の畜牛を傳播し蕃殖せしめんと欲するの美舉に外ならず。斯の如く主として産牛の發達改良を唱道したるが如き、農家に於ける群鶏の一鶴たるやの珍なしとせん乎、然るに折角撫じたるシヨルトホルン種が、何時しか不幸にも輕症肺結核病に罹りたる悲運に遭へしかば、止む

なくツベルクリン注射法の治療を加ふるに至りしなり。されど主治せる獸醫の診察せし結果に依れば其の儘種畜として飼養し難きのみならず、供用さへも容易ならざるが爲め、同種畜場より返納すべき旨を嚴命せられぬ。去れば第二課長屬佐古虎吉氏より、上農第四〇九號を以て戸長西村數省氏に傳命せられたると共に、同年四月拾三日同戸長より還付すべき旨を報じ、申請書をも添附して同平手松五郎氏をして、遺憾ながらシヨルトホルン種をして訣別するの餘義なきに至らしめき。是れ我が兩村に取りと同氏の如き畜牛熱信家に於ける此の一舉は、牧畜史に掲載すべき價值あると同時に、其の恨事を洞察すべきにあらずして何ぞ。

五 戸長西村數省時代に於ける馬匹去勢の状態

馬匹の去勢は餘りに我國悍馬の猛烈過ぎるの弊を除かんとするに就ては、預りて功益あるべき事は勿論なりと雖も、未だ我が兩村農家の馬産者に對しては餘りに其の功益たることを底徹せざるのみか、何となく疑問とせられ、血氣旺盛なる四五歳の牡馬に對して斯術を施し勢力を殺かんとするは、開墾農業に於てより以上の活氣横溢しつつある牡馬にして、力量ある輓馬てふ其の勢力を唯一とすべき我が水田米作の大規模を要する耕作使用に於ける馬匹の去勢は、農家の總べてか頗る嫌忌すべき状態なりしは當然の事情なりと謂はざるべからず。されど馬匹去勢法の下に明治三拾八年頃は餘義なく去勢術を行ふべく強制せしめたるの結果は、蓋し一層馬産家の嫌忌する状態たらすんばあらず。故に同年二月三日上川支廳に於て道廳告示第六十一號に基き、馬匹去勢術練習生の志願者を募集したるも、我當村に一名の應ずる者だもなく、従つて現在去勢術の免許を受けたる者絶無なるに徴せば、我が當村に於ける馬匹去勢術に對しての趨勢の向背如何を卜するに足るべきものあらんとす。兎に角馬匹の去勢は、日清及日露の二大戦役に際して我が軍馬は餘りに慄悍猖獗にして、實戰の酣なる時は勿論平素

輻重を輸送する時も、露軍のコサツク兵の軍馬に於けるが如く鎮靜ならざると共に、運活に適せざるのみか、動もすれば砲聲般々として天地を震撼するに驚愕し、殆んど大軍の使用に適せざるを認知せられ、端なく去勢論の起りたるは蓋し陸軍側の軍馬に基き、其の驅使に堪へ難きに因する動機より發せる去勢法なりと雖も、我が當村大農耕地に使用すべき鞍馬の如きは、去勢法に適否に就き未だ俄かに斷言すべからざるものあらんとす。目下は此の状態より一轉して去勢術を施行せんとするもの絶無に奔らんとするの趨勢を呈しぬ。是れ豈講究すべき疑問たらざるなきを得んや。

六 純粹的洋馬種の絶無

當時馬産としては餘りに優逸の地歩を占めざる我が兩村の事にしあれば、純粹的洋種と純粹的洋種との交配に基き、生産したる洋種血統の良駿あらざるは勿論なりとす。例せば「トロツター」と「ベルシユロン」又は「サラブレッド」と「ハツクニー」との交配に源して生産したる純粹的洋種の有無を識らんと欲せば、戸長西村數省氏の調査報告を見るに若かざる也。明治三拾八年一月廿三日上川支廳第二課長屬佐古虎吉氏は、如上に於ける純粹的洋種の調査方を命じたるに、同年一月廿五日戸長西村數省氏の回答に曰く、洋種馬調査の件は部内に於て該當せる馬匹一頭だも有せざるを以て右御了知ありたしと。是れに由りて之を觀れば、純粹的洋種を畜養するもの絶無なりしは、一層其の然る所以の顯象を證明して餘りありとす。曠野蒼茫として際涯なき我が兩村の地勢は、眞箇に天然的牧場の觀あると共に、畜産界の美点あるに關せず一の洋種を飼養せる馬産家すら絶無なるは、蓋し慨嘆に耐へず。將來副業として馬産の大に擴張すべきの時代を喚起し、覺醒することあらん。

七 田中牧場と大久保牧場の與ふる生産駒と種牡馬

日露戰爭の當時は軍馬の徵發を行ひたる結果として、任意的の徵發に應じたるもの頗る多くして種牡馬に一層の不足を告げ、當年の馬産計畫に影響を與ふること尠しとせず。我が當村に於ても第七師團の徵發に應じたる馬匹比較的多くして殆んど數十頭に達す。従つて當年度に於ける耕作上及び馬産上に關して、之れが影響を與ふるもの蓋し鮮少にあらざる也。是に於てか明治三十八年三月十日上川支廳第二課長佐古虎吉氏は、管内に令して産駒の數常に正當種牡馬に配合したる牝馬の數に倍加すべきの事態あるを嘆じ、種牡馬検査法の制裁あるに拘はらず、放牧地に於て野合的不正の交尾を行はれつつあるを推測して、種牡馬以外の種付は絶対に之を禁止したり。且つや種牡馬一頭の配合僅少に止まる時は益々種胤の不足を見るに至るべきを以て、種牡馬には可成的其の勢力の存在せん限りは、廣く共通的に使用せんことを勸奨し、明治三拾六年五月三日北海道告諭第六號の趣意を布演したり。我が當村の種牡馬に於ける種付状態を觀るに、明治三十四年開拓當時より明治三拾八年戰局時代に至る迄民間馬産家に於て種牡馬を處持し、治ねく閩村の需要に應じたるものなく、其の間道廳畜産課より産牛馬組合に購入したる純粹的洋馬を種牡馬として巡回せしめたる時、之れに交尾を與ふるに過ぎざるのみ。去れば春季放牧地に於て野合的不正の交尾行はれたること亦鮮少にあらざる状態なりし也。故に當然の餘響として産馬の良成績を擧げんと欲するは不可能なるのみならず、駒を産し駿を産するが如きは亦以て期俟すべからざる状態なりとす。日露戰局の後より現在に於ては我が兩村の馬産家たるもの、民間處有として適當の種牡馬なきを以て、態々美瑛村田中牧場及び大久保牧場に赴き、種牡馬に交尾せしむるか、否らすんば北海道廳より派遣の官馬に交尾せしむるを以て例とするに至る。適當なる種牡馬の備へなきは我が當村に取つて、馬産業を奨励すべき所以の道にあらず、寧ろ野合的交尾の弊風を増長せんとするの虞れなきを得んや。

八 戸長西村數省時代に於ける巡回交尾希望者の

調査と其の奨励

馬産改良の奨励を企圖する上に於て、良種の牡馬を巡回的交尾を行ふを以て當時の急務と唱道せられ上川支廳より我が管内に於ける馬産家に就て、之れが斯業の熱心なる者に對して希望者を調査すべく上農第四一號を以て通牒せられき。然るに明治三拾九年戸長西村數省氏が村内各組合長に命令して、交尾施行の希望者を洽ねく勧誘したる結果は、乃ち神居村宇野澤齋藤善作。同宇雨紛鳥取燕也氏の如き、神樂村東御料地茂木幸吉。西御料地渡邊鐵太郎。田中多平。大瀬戸喜一。大山國藏。畠山八太郎。坂口久五郎氏の如き、何れも巡回交尾を希望せられたる馬産改良の熱心家なりしと謂はざるべからず。此等の諸氏は巡回交尾を受けたりしが如きは、馬産上に於ける刮目すべき新現象にあらずとせんや。然かも驥北の野一朝に期すべからざるを識らば、此の段刷新的迅雷の手段を行ふを要せざるべからず。

九 組合長福岡幸吉時代に於ける去勢馬と種牡馬

閭村の馬畜に對して去勢を施行せるは、蓋し明治四十四年福岡組合長の時代に屬し、殆んど去勢術の試験時期に遭遇しつつあれば、其の效果如何は豫め揣摩し易しからざるものありしならん。されば去勢後の實績に徴するに、當村馬匹の如き概して柔順御し易きを以て、寧ろ去勢術を施さんよりも施さざるに若かすと見做すべき常態とす。神樂村に於ては三才馬匹四拾二頭にして、四才馬匹九拾一頭に對し去勢を施行したりと雖も、神居村に於ては纔かに三才馬匹八頭。四才馬匹廿四頭の去勢術を行ふ

に過ぎざるのみ。明治四十五年の種牡馬の状況を観るに、種牡馬は全村を通じ七頭に於て之れが蕃殖牝馬に種付を施せるものは、神樂村五十四頭に於て、神居村三十一頭を有したるが、概して和種の蕃殖孳育を主眼としたる風潮を呈しつつあれば、洋種及雜種の如きは殆んど寥々たるに過ぎず。且つや當村の如きは牡馬の飼養のみ最も旺盛を窮はめ、輓馬及耕作用馬に役するを以て唯一の目的と見做し居れば、孳殖の方針を定め産馬業を振興せんと欲するは蓋し少數のみ。されば地勢より之を稽へ原野より之を察するも、驥北の野を以て囑望すべからざるは論を俟たず。

戸長西村數省氏時代よりの林業界の趨勢

國有林及御料林を奄有しつつ、ある村落なるを以て、林産物の供給に於ても亦潤澤なりしは蓋し論を俟たず。明治三十八年に於て九太材角材のみを計算するも二千五百尺にして、其の價格三千二百五十圓の生産額ありしと俱に、木炭の如き七千圓の供給額に及べり。明治三十九年に於て九太及角材は三千石にして、其の價格四千六百五拾圓に到達しつ、木炭は益々多量なる産出を擧げ、其の價格優に八千四拾圓の産出を見たるにあらずや。爾來幾變遷たもなくして明治四拾三年に臻り銃床材の伐採せるもの三千四百六拾八挺の胡桃樹にして、トド松。桧等の丸材角材の如き一万二千五百六十三尺と爲り、過去六年前に比較せん乎、殆んど拾倍以上の趨勢を辿りつゝ一萬五十圓の鉅額を産出したるにあらずや。車輛用材四百拾四尺の供給と爲り、鐵道枕木五千二百九拾二挺の伐採と爲り、農具用材の需要と爲る。此等林産物の總額は獨り木炭を除き一万一千三百七十三圓九十七錢を收入したるが、明治四十二年に於て二万九千六十圓の林産収入を擧げたるが如き、翌年よりも伐採量の多きを産出したるにあらずや。大正二年に際會するや銃床材の如き益々需要を激増せしめ、四千七百六十挺の胡桃原木を伐採したり。車輛材用途も前年に比して多くの購買力を加へ、八百六尺の供給と爲り鐵道枕木

の産出も亦鮮しとせず。丸太材及角材は一万二千四百廿六尺にして、明治四十三年の産出よりも幾分少量なるを免かれず。されど林産物の總額より之を観察せん乎、大正二年總額一万八千七百三拾圓九十六錢一厘と、大正三年林産總額二萬四千八十四圓五十九錢六厘とは、兩ながら明治四拾二年の林産總額に比較すれば到底軒輊甚たくして權衡を失ふ。兎に角過去數年間に於て明治四拾二年は當村林産物の最高潮に超達したる場合なりと謂はざるべからず。要するに最近數年間に於ける林産物の産出は概して一昂一低を脱せずと雖も、既往の濫伐に流れたる餘響として園村林業の頽廢に傾き、年産額の漸く退嬰しつつあるの形勢は殆んど逆睹するに難からず。兎に角明治三十八年度より大正三年度に至る迄の林産物總額は、神居村及神樂村の全局を通じて實に以て二萬四千八十四圓五拾九錢六厘の收入を擧げつつありし状態たりし也。

一 林業果より觀たる燐寸軸木ドロ原料材

上川御料局出張所管内に於ける神樂及神居の御料林には、ドロ原生樹の鬱々蒼々として暢茂せるもの多しとす。殊に青ドロと稱する一種は幹材亭々として矗立し、長さ十七八間より目通り直徑二三尺に達せるもの普通滑混林を組成せること尠しとせず。去れば旭川町に於ては森軸木製造合資會社が存在し、今の區役所構内の近傍は同會社の敷地たりしが明治二十八年頃より組織せられ、職工約五百人を使役したる極めて大規模の經營なりしと共に、名寄。釧路。網走方面にも會社の工場を創設して、燐寸軸木の製造界に於ける覇權を本道に掌握せんとす。中々の經營振りなりしが爲め、神樂村御料林に於けるドロ樹林の拂下を受け、燐寸軸木の原料に供したること擧げて數ふべからず。同會社に於ける拂下年伐額は俱体的の統計を掲ぐるに由なしと雖も、年々豫定案に斫伐額を記載し其の年伐額幾萬材積なりしを以て、神樂村に於けるドロ原生樹林は會社の拂下伐採せらるる處と爲り、現今に及んで

は殆んど同樹の蕩盡を看んとするの姿勢に達す。蓋し森製軸合名會社の經營者は大坂の人森忠次郎にして、渡道の初めは風呂敷一枚と云ふべき極めて赤手空拳の冒險的貧窶なる事業家と云はんよりも寧ろ炯眼的卓抜なる企業家たりし也。初めは極めて微々たる軸木製造工場を組織せるも、漸次棟腕を振ひ事業の擴張せるに従へ、釧路及名寄方面に迄も猿臂を伸ばし、明治三拾七八年日露戦争の後に及んでは、幾多の株券を募集し邁往焉進して大日本製軸株式會社を新營し、俄然斯界の大立物と爲りぬ。明治四拾三年頃同會社を瓦解して小樽に退隱するに至りしが、森忠次郎氏の如きは上川成功者として第一流と併稱せられ、製軸事業を經營せるよりして約六十万圓の贏利を博せりと傳ふ。黃燐寸軸木と云はず、赤燐寸軸木と云はず、本品は我國有名なる貿易品なるを以て、其の製造隆運を呈し軸木の原料材たるドロ樹は到る處國有林に産出して今や蓄積甚だ豊富ならず、北見國有林の如き伐採し盡くして是れ亦往年製軸家の爲めに蹂躪せらる。兎に角ドロ樹の如きは槻。桂。檜等の如く一種の禁伐停止林と改め保護的涵養を圖るにあらざる限りは、折角の貿易品も支那及び印度に華客を招徠しつつ、其の輸出を企圖するに難からんとして、漸く獨逸品其の他に於ける模倣品に壓倒せられ、之れが雄を競ふに由なきに至らん。殊に獨逸の如き世界の森林國なるに拘はらず、零細の木片さへも挽板の粉屑さへも、化學的應用に憑りて巧みに之を含糊し密着的製作を施しつつ、一見精妙高逸なる製板其の儘に見えて毫も含糊し密着したる物と見えざるものあれば、小兒の玩具を製作して馬形を塑像し、犬畜を塑像して小さき遊戯品を造り、其の他有ゆる動物の模型を製作して英佛米露より東洋諸國に至る迄輸出年額高殆んど幾億萬圓を以て算せらる。ドロ樹及びイタヤ。桂。ブナ。ホンノキ等の應用に科學的の進歩に従へ漸次に擴大せられ、ブナの鐵道枕木に於ける藥料を施せば堅固的良材に化して永遠に使用し、長期間に亘りて腐朽せず、椅子。机。寢臺等の曲木材具の如き、歐米に應用せられたる此等イタヤ。ブナに利用すること一種の流行と爲る。殊に我國美術工藝品の一たる漆器に至りては皆悉く此

等有益樹種を原料とせられざるはなく、藩政時代より禁伐林として其の伐採を嚴制したれば、製艦材に於ける、建築材に於ける、軍器材に於ける、裝飾材に於ける皆此の資材を此等禁伐保護樹より採らざるはなし。されば從來放擲して深く顧みざる雜木林の價値も漸次科學的の進歩に伴ひ、其の眞價を發揮せんとす。我が神居神樂に於ける雜木林の必要は年々木材の欠乏と共に、常に燃料材に欠乏を感ずるのみならず、何時しか科學的世運に伴へ埋没せる光彩を發揚すること日を期して刮目すべき也。工藝品の應用擴大なりしと、内地燃料材の如何に年々高價格を呈しつゝあるかを識らんには、思ひ半ばに過ぐるものあらんとす。近年獨逸が膠州灣を占據し漸く山東省に其の羽翼を伸ばし、覇權を擴張せんとする矢先き、革命戰に於ける嚴軍に往々獨逸の陸軍將校さへ混入して、袁世凱の爲めに先驅の任務を勗めたるが如き、皆獨逸の勢力を揮へ支那大陸に蟠踞して其の利權を獲得せんと欲するの野心に外ならず。爰に於てか燐寸軸木の如きも楊子江畔の大港市場たる、武昌や漢口や重慶府やに輸入して我軸木燐寸を驅逐せんとす。殊に支那人の如き商業に巧みにして狡猾なる、日本燐寸軸木と同様な模倣品を偽造し、日本品と唱へ印度及び長城塞外蒙古や西比利亞及び滿洲にも、其の販路を擴張せんとするの形勢を物興せしめき。日本燐寸軸木の歡迎せらるゝこと世界的需要なるに徴して、其の勢力を識るべきにあらずや。故に此の旺盛なる燐寸軸木の貿易品てふ商勢を失はざらんと欲せば、蓋し其の原料材たるドロ樹の涵養を保護すべきを以て肝要となす。我が御料林に於ける幾多の蓄積が往年森燐寸軸木會社に伐採せられ、其の眞價を闡明せるの所以も、外國貿易品としての餘響なりし理も畧ば頤解すべき也。燐寸軸木の原料材たるドロ樹の造林の如き一校植林としても、一村の基本財産を造るべき備蓄林としても、我が神居村及び神樂村に取りては將來私有、公有の如何を問はず常に帝室御料林及び國有林の蓄積のみに依頼すべからず、宜しく個人及び公有の經營としてドロ樹の造林を計畫すること最も囑望すべき當村の事業なりと認めざるべからず。敢てドロ樹の有益樹種なる所以を

叙するも無益にあらざるべし。去れば明治三十八年八月十六日上川支廳第二課長よりも、我が當村に於ける黃燐寸用軸木工場及び、同品一束又は一噸の價格並びに本道經由の輸出港と、最近三ヶ年間輸出數量價格等に就き當村戸長西村數省氏に照會せられたる、上農第六八〇號の通牒ありと雖も、前叙せるが如く燐寸軸木工場は旭川町に森合資會社の營業せるありしに過ぎずして、我が當村に之れが創立せるもの一工場だもあらざりしかば、元より其の統計を識るに由なきも同戸長の同年同月拾八日甲第六六六號の回答は、製軸工場の該當せるものなきを記載したる單純なる報告に過ぎざりしは、蓋し當然なりしと謂はざるべからず。

一一 林業界より觀たる戰時紀念林經營

征露戰役の紀念林を經營せんが爲めに農會長小泉又三郎氏は、札幌郡輕川造林會社より同年に於て三千本。明治四十年に於て三千本明治四拾一年に於て二千本。同四十二年に於て千本の購入を行ひ、合計九千本の落葉松苗木を輸入したり。而して之を神居小學校の植栽紀念林に供へ、或は雨紛小學校や或は伊ノ澤小學校の紀念林として植栽したりと雖も、今日に及んでは野鼠の侵害を受け、苗木の樹皮を輪形的に蠶食して樹液の循環を妨げ枯稿せるもの尠からず。是れ輒ち公有の造林經營なりと雖も、個人的經營の紀念林に至りては、掛場吉右衛門氏が明治三十九年輕川造林會社より購入したるに加へて、其の翌四十年に至り落葉松苗木を購入して、同村宇美瑛町區劃外なる雜木山に之を栽植して、以て戰時紀念林を經營せんとす。其の他上川營林區署より落葉松を分與せられたるが爲め、併せて前叙紀念林の補植を行ふ。其の造林面積や實に一萬坪に垂んとす。左れと折角の造林經營も學校植栽紀念林と同様に、野鼠の噬蝕せらるゝ處と爲り、其の被害の爲め苗木の枯損したるもの殆んど過半數に達し、現今は約三分の一の生存成木あるに過ぎざるのみ。戰時紀念林の經營難なること學校植栽及び

掛場氏の被害の危然たるに因りて其の一斑を識るに足らん歟。

三 戸長西村數省時代に於ける檜崎式製炭の布及

明治三十八年二月北海道廳に於て管内にある木炭事業の改良發達を圖らんが爲めに、囑托員檜崎武三氏及道廳屬布崎潤太郎氏をして各町村に派遣せしめ、希望者を集めて多數の者を實地傳習せしむ。當時我が兩村に於て檜崎式製炭法を施行しつつある者、神樂村西御料地共有地山川義三郎氏は製炭竈二基を備ひたるが如き、神居村宇雨紛福田榮吉氏及び同村宇伊野澤小坂喜榮氏は、各檜崎式炭竈各一基を備ひたるが如き、何れも舊法に甘んぜずして嶄新奇抜なる方式の下に經營しつつありし也。其の他は所謂柔軟なる製炭法のみ布及せられつつありし状態たりし也。神居村農會長小泉又三郎氏の戸長西村數省氏に對する報告に據れば、炭質は檜崎式に基ける製成物は頗る好良なりと雖も、原料たるべき燃料は従來のそれよりも短少に截斷せざるべからざると同時に、手數と煩勞と時間とを要すること多大なるものあるが爲め、製炭家の總べては何等收支上に於ける利益の存在せざるかを識認し、殆んど檜崎式の製炭法を使用せざるの趨勢なりと云ふにあるもの如し。且つや旭川市場に之を需がんご欲するも、人情の弱点は燃焼して点火し易きのみならず、低廉なる従來の舊式製炭を好むの傾向ありと雖も、点火し難きの便宜亦鮮しと謂ふべき也。且つや如上に於ける製法の至難なるものあるに加へて高格なるが爲め、需要者の購買力を減少せしめ、自然的舊法製炭に壓倒せられんとするの形勢を勃興せしめき。是れ乃ち檜崎式の治ねく布及せざる主因たらずんばあらざる也。其の他我が當村に於ては白炭及びイタヤ炭の二種あり。然かも白炭は製法別段にして炭籠亦従つて構造を異にするのみならず、一々火氣炎々たる竈中の燃焼炭を一本毎に抽き出しつつ、従つて取り出たせば従つて黒灰を之

に掩へ掛け、火氣を湮滅せしむるの煩勞ありとす。蓋し本炭の需要者は多く旭川市中に於ける菓子製造家に購買せらるるを例とせざるはなし。従つて亦其の價格も舊式軟炭に比すればより以上の高價たるを免かれず。イタヤ炭は其名稱の示めしたるが如く、桂。槻。ホンノキ樹と略は相同じく、禁伐木の一種たるイタヤ樹を燃料材として製炭するを以て、炭質亦従つて剛堅にして試みに之を碎かん乎、容易に挫折し難くして叩けば其の聲鏗爾として鳴る。去れば木炭中に於ても使用して炎熱の酷烈なると共に耐久力に富み、軟炭のゆれに於けるが如く点火すれば沸然として火の子を騰上せしめ、バリバリの音を發せしむるの虞れなきが爲め、旭川市中に於ける極めて閑雅隱逸にして謹肅を生とすべく中等以上の財産家に需要せらるゝのみならず、従來我が當村製炭家の總べては旭川旅館に供給するを以て、イタヤ炭の華客と爲し大に之を珍重し歡迎せられたるの趨勢ならんとす。然かも本炭の原料たるイタヤ樹は我が當村に於て、御料林若くは國有林に鬱々蒼々として蕃茂しつゝ、あれば、柳下げを得て製炭の資材に供すべきを以て、將來事業の發達は前途洋々として囑望すべきもの尠じとせず。若し夫れ本炭の原料たるイタヤ樹林が、霜氣天に滿つ秋色廓朗の時に至らんか、燦爛として紅黄色を漂はし全林の翠蓋とに点綴し錯綜しつゝ、錦繡を飾らんとするの壯觀美觀は春の花よりも麗はしく、實に當村の誇揚する處たるのみならず、蘇格蘭のブナ樹林の紅葉が英人の美觀として激賞すると相同じく、我が兩村に於ける製炭の原料たるのみならず、愉快的なる感興の趣味と風景的思想美を發揮するに於て、兩ながら其の宜しきを得たるものならんと思惟せらる。檜崎式の製炭が布及せざる所以と、其の他に於ける製炭との既往の狀態斯の如くなるを以て、前途之れが原料たるイタヤ樹や、總べての雜木林は我が當村に取りて輪伐宜しきを得るを以て永遠の緊切ならんと信す。

四 胡桃用材及胡桃核實の需要

日清戦役の結果として我が軍銃の製造は一段の膨脹を招徠しつゝありて、日露戦役の如きは砲兵工廠の一大煩劇を生じたれば、従つて軍銃砲の製造をして其の用材たる胡桃の需要は、翕然として一大勃興を促進せしめたりき。我が神樂村御料林内に於ても胡桃の天然の野生したるもの殆んど枚擧すべからざるの豊富なりしも、砲兵工廠よりの囑託に基き御料林内の胡桃樹を拂下伐採せるもの、殆んど幾十萬尺に達するを識るべからず。就中明治三十八九年の交に於て三河の人加藤稻吉氏の如きは、一手販賣の状態にして拂下伐採しつゝありしが、一尺縮の價格三十錢より三十五錢に漸次昇騰して、其の價格四十錢に騰逸しぬ。砲兵工廠の需要激増の如何に甚大なりしかを識るべし。亦之れと同時に胡桃核實の注文に接したる向もありしかば、我が管内御料林の胡桃は用材本位にして、核實の食料に供すべきこと蓋し内地の培育果實としての食料本位の胡桃と差異なくんばならず。兎に角上川支廳第二課長より、明治三十八年拾二月廿六日上農第九六〇號を以て、胡桃核實の見本を徵求せられたることさへありき。其は食料としての野生的我が御料林に於ける胡桃が、如何なる品質。顆形。色味あるやを鑒査せんと欲するが所以なるべし。銃砲用材としての我が御料林管内にある胡桃の、砲兵工廠に鴻益を賦與せしこと亦識るべきものあらんのみ。

五 檜崎式の製炭と椎茸の製法講話

椎茸の人工栽培法と製炭改良方法を以て雷名を天下に籍甚せしめたるものは、蓋し檜崎氏の製法改良なりと謂はざるべからず。明治三十七年九月廿四日我が兩村に此の改善嶄新なる椎茸栽培及び製法講話を試みんが爲め、檜崎武三氏外一名は道廳より獎勵として派遣せらる。されば同日神居尋常小學校に於て之れが講話會を開催したるが、我が兩村各組長及び篤志家其他四拾八名に對し、戸長西村數省氏は聽講すべく勸誘狀を發せらる。其の盛會の賑かさと我が山林業地方に對しては好箇の羅針盤として、製炭の如き、椎茸の如き、副業の隨一なるものに就ては、最も多大の智見を開けるものにあらずして何ぞ。

六 戸長西村數省時代より觀たる麥類耕作の趨勢

上川産米の名聲は北海道に籍甚たりとは謂へ、霜冷の襲ふ處動もすれば明治三拾五年及び大正二年の凶荒を發せん乎、一朝村民の総べてを擧げて餓學道に横はり、彩色野に充たんと欲するは蓋し史的の證明する處也。故を以て此の悲惨なる境遇を脱するに就ては、畑作として麥類を副産せしめ、獨り米産の本位主義を以て甘んずべからざるは論を俟たず。則ち兩村の農業を發達せしむべく唯一の方針は出來得る限りは稻田に適好なる土地に對して飽迄も其の開發を鼓舞すべき村是を斷行すべしと雖も、畑地として囑望するに足らん。原野は水利組合を組織して迄も灌漑溝を開鑿して、鉅額の元費を糜するを止め、寧ろ畑耕作を振興せしむるに若かざる也。是れ則ち水田の如きは農家の經濟に取りては畑作の駢行する處にあらずと雖も、氣候の激變あること殆んど端倪すべからざるのみか、稻田の收穫は動もすれば恐慌を惹き起さしめたること、過去殖民の創業時代より水田の勃興せる初期の年代よりして今日に到る迄、殆んど拾年の星霜を閱みせるに關せず、霜冷の激變が端なくも登熟期に際して其の充實を害し、凶饑に瀕せんとしたること屢次にして、彩色の淵に沈まんと欲したること幾何ぞ。されば此の悲惨てふ凶作は固より氣候の然らしむる影響なれば、人爲の方策を以て奈何とも禦くべからざるを以て、之れに換ふに副産としての畑耕作の獎勵を以て其の危険を補はざるべからず。詳かに言へば利益の鴻大なる稲作にのみ膠柱しつゝ、危険の屢々なる水田を頼まんよりは、寧ろ此の危険少き畑作を以て其の万一に備ふる副産的の農業を振興するを應爲の村是と認めずんばあるべからず。農家の經濟に採りて鴻益あればとて、動もすれば危険てふ變を孕まんとする稲作のみに傾かんよりも、寧ろ

幾分か氣候の動搖圈内を免かれざるものあるにもせよ、畑作の平調を辿りつゝ、農産は本道の如き霜露の繁しき地所に對しては麥類耕作の安全なるに如かず。試みに明治三拾八年より大正三年に至る畑作の趨勢を看よ、其の枝葉なる變遷に就ては各年度の部に於て曲盡したるが爲め、其の總体に關して觀察を述べんと欲す。先づ大麥の興廢を問ひみるに、明治三拾八年に於て神樂村の作付反別廿五町歩。神居村の作付反別七町歩を奄有しつゝ、ありしに過ぎざりしと雖も、兩村とも漸次増加して年々の開發となり、明治四十二年に至る迄纒かに五星霜を経たる間に長足の耕作反別を増じ、明治四十二年は神樂村八拾町を占め、神居村は三十町を占むる程の最高を顯はしたる動機は孰れぞ。其は乃ち同年度の如き大麥の市價に對する騰貴を促がしたるに因せざるべからず。然るに其の統計中に於て四十二年並に四拾四年の生産額を列擧し難きは、記載なきを以て已むを得ざる所以なるが、抑も大麥は用途として農家の飯料ならず、従つて一般需要の乏しきを以て自然的に退嬰を顯はし、大正元年に於て其の反別廿四町五反歩に減少したる神樂村にして、神居村は十二町五反歩の耕作面積あるのみ。さもあらばあれ一面稻田の勃興は此等の畑地を化して米作地となしたるを以て、大正二年より大正三年に至りては殆んど大麥の片影たも見ざるを得ず、若し最近の購買ありとせん乎、其は則ち札幌ビール會社の需要あるに過ぎざれば、其の栽培の衰ふは蓋し當然の結果たらんばあらず。大麥收穫に於ける過去拾ヶ年間の生産を観るに、一石五斗より一石六斗乃至一石七斗の間を高低せるありしかど、大正二年の反當二石を收穫したるは罕有の事に屬せりと謂はざるべからず。裸麥の生産額に關しては明治三十八年の作付反別に於ける神樂村は廿二町にして、神居村は五十五町を有するに過ぎざるが、明治三十九年より累加しつゝ、明治四十年には神樂村三百八十五町歩となり、神居村六十九町歩となり、漸次其の面積を發達せしめて明治四拾二年に至り最高面積を擧げつゝ、神樂村四百廿五町歩に膨脹し、神居村八拾五町歩に膨脹したりき。其の原因に就ては裸麥の如き自家用あるのみならず、市價の顯著なる

變動なければ安全の作物たりと云ふべく、加ふるに東御料地の如き旭川傍近の唯一てふ生産地として俄然其の耕作反別を増殖せる所以たらんばあらず。明治四拾四年より大正三年に到る迄は遞次して其の反別を減じたる所以は、一面水田開發の増殖せる反影たればなり。然かも之れが生産額の高低を観るに、反當りの收穫は一石一斗より一石四斗の間に彷徨しつゝ、ありしと雖も、大正元年に及んで一石六斗の最高額を擧げしは蓋し兩村の珍奇たりし也。然るに之れに反して明治四十四年に於ては、是れ亦裸麥生産の極めて減收の状態を顯はしたり。大正三年の如きも僅かに一石二斗の收穫にして、登熟期に際會し風雨の虐に遭遇したれば也。大正二年の稲作凶歉の場合に於けるが如き裸麥は夏作物なりしが爲め、一石五斗の收穫ありし所以は蓋し稲作の如き秋冷霜氣の襲ふ處とならざりし餘影たらんのみ。殊に大麥及裸麥の耕作にして勃然膨脹したる理由は、本道の如き内地の緻密的なる農法に似ず冒險的農業者の多きが爲め、市價の騰逸したらん場合は動もすれば其の播種を増加すると共に、耕作反別を増殖するの風あるは、是れ看過すべからざる明治四十二年と明治四十三年との作付畑の増加せる一大原因と做す。小麥の作付反別を観察せん乎、明治三十八年に於て僅か神樂村六拾五町の耕作反別に於て、神居村は廿町歩を耕作するありしのみ。爾來四五年を變遷しつゝありし間に續々として増加の趨勢の一方なりしに連れ、明治四拾二年には比較的未曾有の耕作面積と爲り、神樂村百廿五町歩を有し、神居村四拾五町歩を有したるが、明治四十三年には神樂村百町五反歩に減じ、神居村三拾四町歩に減じつゝ漸次其の間に一昂一低あるにもせよ、顯著なる作付反別の退嬰せるは大正元年の神樂村十二町三反にして、神居村十四町歩に減少したる顯象にありしと謂はざるべからず。又一面小麥の生産額が過去十年間に於て如何なる増減の收穫ありし乎を目するに、例年なりとせば反當生産の如き一石三斗より一石四五斗の間を昇降しつゝありしかど、明治四十年には神樂村一石七斗の生産を擧げ明治四拾一年には同村一石六斗五升の生産を擧げたるが如き、近年小麥の最高額と謂はざるべからず

大正三年に至りては之れに反して風雨の慘劇と虫害の毒に遇へ、僅かに四斗の收穫を挙げしが如き、拾年間罕有なる不作にして、驚愕に値ひするものなしとせず、要するに小麥は漸次作付反別の減少せるあれど、其は明治四十二年より觀察して之を比較したるは論を俟たず。されど明治三拾八年に比すれば大正三年の作付反別は、寧ろ優るあるも劣れるを見ず。燕麥の過去十年間に於ける耕作の興亡を觀るに、明治三十八年は其の價格を奔騰せしめたるを、燕麥同盟販賣などの組織せられしが爲め、作付反別は神樂村二百八拾五町を占め、神居村百三十五町歩を占め、十年間に於て未曾有の面積なりしと雖も、反當りの生産額は二石乃至一石九斗の不作を醸もせること、是れ亦未曾有の收穫たりし也。其の原因は地力の消耗せるに基けるは勿論にして、爾後肥料を賦與するに到りて其の生産力を増加せしめ、年々二石三斗より二石六斗の間に高低せるは、一概に肥料の恩澤にのみ歸すべからざるは謂ふ迄もなく天候の與ふる影響亦尠しとせず。されば拾年間に於て三石乃至三石五斗の收穫を挙げ、夏作の大豊饒を標榜したるは大正二年燕麥の出來榮なりと謂はざるべからず。燕麥の耕作面積に於ける漸次遞下しつつ亦拾年以前の廣袤を觀ざるは、蓋し稻田勃興せる餘影とも反動とも觀察すべきにあらすや。

一 戸長松下高道時代に於ける北海道燕麥共同

販賣組合會の興亡

北海道廳長官園田安賢時代に於て産業組合の發達を誘導し、大に其の設立を振作したるの結果として北海道燕麥共同販賣組合會なるものを組織せられぬ。則ち其の趣意とする處は内地に於て大麥を馬糧に供ふる如く、我が北海道に於ては第七師團の設置あると同時に、其の陸軍糧秣部に於ては燕麥を

以て馬糧に供へ、需要の數額亦頗る鴻大なりしを傳ふ。是に於てか北海道篤志家の一團と爲り、全國に生産する處の燕麥を擧げて有利的に賣買せんが爲めに、北海道燕麥共同販賣組合會の下に集散すべく計畫を樹てつつ、全道の農家に特約し締盟せしめて鞏固なる信用を基本とし、之を師團の糧秣部に販賣せんことを企圖したりき。是れ乃ち全道農家の生産しつゝある燕麥の賣買に就き、奸商の翻弄する處とならず、極めて有利的に極めて集約的に信用販賣會の機關を利用して、之れが功益を全道に布及せしめんと欲するにありし也。當時全道に於ける燕麥の生産額は約七十万石と豪稱せられつゝありて、其の内二拾万石を自家の需要とするも剩餘五十万石の燕麥は優に供給すべきの餘裕ありしが爲め若し夫れ販賣組合の下に買収して之を内地に輸出するか、或は師團の如き需要者に供給せば、全道の農村經濟を潤澤すべきこと頗る莫大ならんとの見地より、銳意販賣組合會の創立を計畫したりし也。要するに北海道燕麥共同販賣組合會は、此の如くして明治三拾八年頃の時代に設立して其の活動を圖りたりと雖も、又一面に於ては雜穀商と對抗せざるべからざるの競争に遇ふ。其は他にあらず彼等奸商の狡猾なるや、巧みに農民を籠蓋せんとするの好手段を弄しながら、當時農家が二三錢の高格さへ得れば、敢へて販賣組合會の密約あるに關せず、何人にも自由に販賣すべきの弱點なる私慾ありし虚に乗じつゝ、上川販賣組合會に於て第七師團陸軍糧秣部に供給する價格よりも、一石に對して割増五六錢の値高を以て買収せんとするの好策手段を探りぬ。然るに鎖細の錙銖を争ふは何人も普通人情としての免かるべからざりし常態なりしかば、此の弱點を見出したる奸商は直接農産家に就き割増格高を以て、上川全郡に於ける販賣組合會に加盟しつゝありし、農産家の燕麥を捨なく之を買占め、組合員たる農産家も組合會の嚴然たる約款ありしに拘はらず、些の信用てふ道徳心の薄弱なる殖民の事なれば、組合信用に於ける約款的規程の如きは死文同様にて、何等の制裁的拘束なかりし爲め、組合員たる農産家の總べては滔々相率ひて奸商の割増高格なること、僅か二三錢の値高なりしと雖も皆悉

く生産したる燕麥をば陸軍糧秣部に販賣せずして、不幸にも奸商の買占め壟斷する處の悲運に遇ふ。されば販賣組合の計畫は端なく奸商の競争に失敗して、燕麥の販賣は殆んど水泡に歸せんとす。此の如く上川販賣組合は名は極めて美なりしと雖も、組合員たる農産家の總べては信用的道念に關けつつありしが爲め、折角の信用組合も失敗の間に挫折して竟に瓦解するの止むなきに終はりぬ。是れ明治四十一年頃にして其の間北海道燕麥共同販賣組合の存在は、僅か六ヶ年にして其の死命を制するの餘義なきに至りき。産業組合の羽立名は大に唱ふべしと雖も、行ふべからざるや又此の一跌識るに足らんのみ。而して又我神居神樂に於て明治三拾六年時代より上川支廳の督勵し、勸奨したること一再に留まらずと雖も、設立の實行せられずして空言に過ぎざる所以の理も、又略ぼ領得するに足らんのみ。蓋し北海道燕麥共同販賣組合の必要なる所以を首唱したる者、上川郡に於て農學士内田清氏の如きは熱誠篤實を以て名聲噴々たりし丈け、それ丈け同組合の爲めに貢獻したりと雖も、當時遺憾ながら如上の次第にて燕麥の生産は悉く奸商の買占め運動の爲めに壟斷せられ、北海道燕麥共同組合は第七師團陸軍糧秣部に納付すべき燕麥さへも、欲乏を告ぐるの狀態を呈したりしかば、止むなく同會は商人輩より購買して新に燕麥を集め、堆積品を漸くしたる上師團に再び轉賣せんとするの意氣沮喪の態を裝ふのみ。されば商賈の跋扈と農産家の信用軟弱なりしが爲め、斯かる篤志者熱信家の唱導して建設したる北海道燕麥共同販賣組合は、官民一致の下に組織を遂げしも、雜穀商と競争の結果として自ら洞然倒るるに至りしは頗る恨事と謂ふべくして、蓋し組合員農産家の薄志弱行に販せずんばあらざる也。

二 戸長西村數省時代に於ける燕麥の共同販賣と

神居村供給の石數

陸軍次官石本新六氏の通牒に據らんか、本邦燕麥の生産地たる北海道生産者の多くは需用部隊と直接機關を有せず、従つて供給上百般の便宜を缺きたるが爲め、奸商をして其の機會に乗せしめ、名を委任代理に仮り利益を得せしむるの弊あるのみならず、殖産上にも有害なるを認め今回道廳の勸誘に依り、生産者間に於て燕麥共同販賣會なるものを組織し、誠實且つ確的に供給する旨同長官より内申ありしを以て、將來隨意契約を以て北海道産の燕麥購入の場合には、成るべく該販賣會より購買すべしと云ふの趣意にてありし也。其は概ち北海道産燕麥は共同販賣組合の手を経て陸軍省に需要せられたるの階梯なりと謂はざるべからず。而して同共同販賣の組合に加入せんと欲する者は、相應の出資を要するが爲め入會者の躊躇する者亦鮮からざるの狀態なきにあらずと雖も、最寄申合組合又は誰外何名の名義を以て加入差支へなかりしを以て、此の嫌を除外するを得たり。明治三拾七年五月九日戸長西村數省氏は此の趣意を体して、各總代人に對し燕麥生産者は此の際可成的同會へ入會すべき様其の勸誘を講じたり。されど奸商の狡猾なる巧みに農家より幾分にも値高にて購入すべく誘策を行へ、燕麥共同販賣會に於ける會員より之を購入したるが如き、同會の基礎をして殆んど動搖せしめんとしたるの奇觀を呈しぬ。其の詳叙は前項に明記せるが爲め敢て之を贅せず。只夫れ記憶すべきものは明治三十七年三月拾七日燕麥共同販賣會々員として撰定せられたる者、神樂村水野喜代次氏。同村西御料地坂治三郎氏及神居村雨紛上野利藏氏の三名にありと謂はざるべからず。此の三名は上川支廳長久保誠之氏より其の會員たるに適當すべき者の撰定を命せられ、同日を以て戸長西村數省氏が之れが回答を報じたる者なりとす。尙ほ同會に新加入せる者は神居村宇雨紛野村吉之助。清水駒次郎。北川文三。西田藤四郎。尾崎幸次郎。島田伊三右工門。尾崎太左工門。湯上淺次郎。山本七郎兵工。大懸六次郎。西田竹次郎。橋本市三郎。中村九平。藤森榮次郎等にして、販賣依頼石數高は神居村に於てのみ百九十二石五斗を以て算せらる。而して同會検査役は掛場吉右工門。青山平右工門の二氏當選せら

るゝに臻りし也。

三 北海道燕麥共同販賣會に於ける燕麥種子の分配

北海道燕麥共同販賣會に於ては本道農家の燕麥を蒐集しつつ、一種の信用組合なるものを組織し、暴利を壟斷せんと欲する奸商に燕麥を販賣すべきを避けしめ、信用組合規定の下に鞏固なる締盟を與へしめ、燕麥を同會の一手に集め之を第七師團の糧秣部に賣買せんと欲するにありしは、同會旭川出張所の計畫たりし也。而して此の信用組合に於ける利益的經營の事業や、端なく奸商の競争的買収に耐へずして失敗に歸したる事は既に業に前叙せる處なるを以て、再三之を贅せざるも明治三十八年四月十日北海道燕麥共同販賣會旭川出張所に於て、播種の時期に際して燕麥の種子を當村希望者に之を配付し其の蕃殖を圖らんとす。當時旭川出張所に於ける倉庫受渡の値段は燕麥一石に對し上品七圓五錢次品六圓三十五錢。並品六圓四錢の相場なるが、同出張所は此の價格を以て供給すべきを以て、燕麥種子の需要者に對し、我が管内に於ける農家に周知せしめ其の播種を行はんとするにありとす。是に於てか戸長西村數省氏が神樂村農會長水野喜代次氏及び、神居村農會長小泉又三郎氏に對して同會の趣意を告げ、洽ねく燕麥の種子を村内に弘布せんことを圖る。當村に於ては水田稻作の旺盛なるに隨へ、藁を以て馬糧に充つるの傾向を呈したれば、燕麥も畑作本位の村落の如く試作せざる姿勢ならんとす。之を要するに當時燕麥の價格前叙に於けるが如く、一石七圓五錢乃至六圓五錢に騰上しつつ今日の相場上品三圓十錢。並品二圓九十五錢の時價に比較する時は倍加の姿勢ありし所以のものは何ぞや。日露大戰の最中なりしが爲め、陸軍に於ける馬匹徵發の爲め第七師團の馬糧筋に需要せられ、價格は上向き一方にて奔騰せるの致したる處也。

一 戸長西村數省時代よりの普通農産の興亡

粟類の如き栽培は明治三十七年に於て三拾三町歩の面積を耕作したりと雖も、明治三十八年に及んで粟三十五町歩の耕作と爲り、稍々幾分の起色を看んとして明治四十年以後に於て粟播種の統計なきを觀察すれば、其の衰亡に赴き再興作の時期なかりしを識るべきあらんのみ。黍類の播種面積は明治三拾七年に於て三百八町歩に過ぎざりしと雖も、從つて一石の單價も四圓にして相應の價値を有したれば、明治三十八年に及んで三百拾町歩の播種と爲り、明治四拾年四百五十六町歩の播種と爲る。單價は五圓九拾錢に昂騰しつつ反當一石五斗の收穫を博し、最近中の豊作を呈したり。明治四拾一年の耕作よりは俄然として二百町歩の播種面積に減少したり。明治四拾三年に於て黍の耕作は一大退歩を顯はしつつ、僅かに五拾五町一反歩の畑地を有するのみ。從つて單價も四圓五拾錢の相場に低落したり大正二年に及んで黍は愈々衰亡の前兆を顯はし、播種する者尠く殆んせ星晨も管だならずして、其の寂寥を加ふ故に同年度に於て僅かに六拾一町九反歩の面積に過ぎずして、喘々たる餘息を維持するのみ。されど黍類の價格は明治三拾七年四月なりしものを七圓に暴騰し、市價の昂上せるを觀るべきにあらすや。玉蜀黍の耕作面積は明治三拾七年百四十四町八反に過ぎざりしと雖も、明治三拾八年に及んで一大興隆期に赴き、其の面積三百七十五町歩の龐畝を有し、玉蜀黍の培植を盛大ならしめたるも同時に、亦其の生産收穫も二石一斗の豊作を擧げたりき。是れ豈玉蜀黍の如き酒精醸造の好原料に供給すべき所以にあらすや。然るに明治四十年に臻り減少して二百八十町五反歩の耕作面積と爲り、明治四十一年に及んで三百廿町歩の蒔附反別に増加したり。前年反當の生産額二石五斗に比較すれば同様なる收穫ありしのみ。明治四十二年の玉蜀黍を觀るに反當の生産額は非常なる減收にして、殆んど凶荒年代の作柄と同轍に出て、纔かに二石五斗の收穫を見るのみ。明治四拾三年の玉蜀黍面積八拾四町四反歩に減少しつつ、大に其の耕作を鮮少ならしむるに到りしこと、殆んど玉蜀黍の衰殘を萌さんとす。大正元年に到來しては耕作面積七十町五反歩と爲り、愈々縮小に次々に縮少を續出したりし

かば、大正二年に及んで百五十六町三反歩に増加し、栽培するもの稍々多きを加へ活氣を捲起せんと欲する面目を顯はしたり。其は從來玉蜀黍の價格は三圓八十錢乃至四圓の間に彷徨しつゝありしと雖も、一躍六圓五拾錢に昂騰し需要の激増を促進せしめたる傾向あればなり。明治三拾七年蕎麥の面積は百七町歩の耕作にして、明治三十八年には百十二町歩の耕作と爲り、明治四十年には十町歩に過ぎざる蕎麥を栽培し、將に凋落の衰頽を顯さんとする。大正元年に及んで益々蕎麥の栽培面積を縮少せしめ、僅かに五町歩を占有するのみ。是れ乃ち蕎麥の價格は漸次明治三十七年一石四圓五十錢より、明治四拾三年三圓五十錢に下落したる原因にあらずや。大正二年に及んでは價格は一石八圓に暴騰しつゝ、翕然として其の需要を激増せしめたるが爲め、蕎麥面積は廿一町三反歩に増加し生産者も亦從つて前途に嚮望せんとする起色を示めしたり。菜豆の如き其の栽培面積百七町歩にして、反當生産額九斗の收穫を擧げ、總生産額九百九十八石を收穫したるが、之れが價格は一萬九百七十八圓を歲入したるは蓋し明治三十七年の菜豆状態たりし也。明治三十八年に及んで菜豆の耕作面積は百十町歩に増加しつゝありしかば、明治四十年には俄然四十町歩の面積に縮減したるのみならず、單價は一石拾一圓の高値より一轉化して八圓の相場に下落したり明治四十一年には再び二十町歩に變化して其の耕作を半減せしめ、相場は如き下落に次ぐに下落を以てしたれば、一石の單價七圓と爲り、明治四十二年に於ては一石の相場六圓に沈淪したり。明治四十三年に及んで幾分か増加して六拾六石八反歩の栽培反別と爲り、從つて市場價格も一石八圓に復活するに及ぶ。菜豆の需要は從つて激増しつゝ、相場は九圓五拾錢に暴騰したりき。されど耕作面積は前年より減少して五十五町歩と爲り、反當生産額の如き九斗に過ぎずして例年よりも頗る不作の状態を呈したり。大正二年に際しては作付反別は三十一町四反歩に減退しつゝ耕作するもの漸減し、生産額の如き非常なる菜豆の不作を呈し、僅か三斗の收穫を擧げたるのみ。其の凶荒たるや亦識るべき也。然かも驚愕に堪へざるものは市場價格殆んど十圓の珍値

を呈したる一點にありと謂はざるべからず。されば過去七年間に於ける耕作面積は退歩して、將に菜豆の栽培も遠からず一大衰兆を發露したる状態なるもの如し。

豌豆は明治三十七年には廿七町の耕作面積にして、一反歩當りの收穫は一石二斗の生産なりしが、明治三拾八年に於て三十町歩の面積と爲り。明治四十年に於て其の耕作面積は敢へて變化なしと雖も一石の相場九圓を維持せるに關せず、市況は何となく不景氣に陥り、豌豆の如き七圓の價格に低落したるにありと謂はざるべからず。明治四拾一年に於て益々市價消沈しつゝ、六圓の相場に下落したり。明治四拾二年に於て市價は五圓五拾錢と爲り、亦九圓臺てふ明治三拾七年の市價に回復せんとする活氣を見ず。明治四十三年に際會するや豌豆の耕作反別は九町二反歩と爲り、將に其の栽培を絶えんとす。されど價格は稍々昂騰して七圓五十錢の上向と爲る。是れ豈供給不足の變態を醸もしたるにあらざるなきを得んや。故に價格は消沈を極めし反動として過去數年間に於て最大高潮を濼はしつゝ、十圓五十錢に暴騰したるは大正元年の市價たりし也。面積の如きも十六町三反歩と爲り、幾分か前年より増加し大正二年に於て五拾三町六反歩と爲り、比較的既往に顧みれば一大増加の面積なるは、一面未開地の拓發せらるゝと共に、市價の騰貴したるに因せるものあらんか。馬鈴薯に於ては明治三十七年二百九拾五町歩を耕作し、反當三石五斗の收穫にして全村の總生産額一萬三百廿五石に達し、一萬二千九百六圓の收斂を擧げたりしなり。明治三拾八年三百拾町歩に増加しつゝ、其の作柄の如きも前年より優り、四石二斗の收穫を得たるにあらずや。明治四拾年に至り馬鈴薯の耕作は三百九十五町歩の面積と爲り、稍々増加の培植に赴きつゝあり。明治四拾一年に及んで三百町歩に減少し、一反歩の收穫は六百五十貫を生産せるが如き、前年に見ざる處の作柄なり。明治四拾三年に於て作付反別は再び八十七町九反歩に減少せしめ、然かも收穫の如き殆んど二百五十貫目の生産額あるのみに過ぎずして前年罕れなる不作を呈したりき。大正元年の如き百九町七反歩に進み、幾分かの耕作面積を増加した

りも雖も、大正二年に至りては六十六町二反歩に減少しつつ、明治三拾七年の耕作反別を見ることを得ざる不振の状態を呈したり。其の他玉葱の耕作に於ける甘藍。蘿蔔の栽培に於ける午莠。菜種の栽培に於けるが如き、亞麻の栽培に於けるが如き、孰れも明治四十一年以前迄は栽培の流行しつつ、あれど、其の耕作面積は僅少にして枚擧するに足らず。否亦明治四十一年以降に於ても多少の耕作ありと雖も、漸次衰亡の否運に傾き其の反動として普通農産物は、明治四十二年頃より南瓜。胡瓜。茄子。甜瓜等の栽培を興起せしめ、其の耕作面積は孰れも十町歩以内にと雖も、相應の收穫を擧げ明治四拾三年より大正二年に到る迄は、年々歳々甚だしき作付の變動だもなく、連綿として絶えず之を耕作しつつ、益々稻田農家の珍重する處と爲り、其の栽培を旺盛ならしめんとする機運を促進せんとす。蓋し園村に於ける稻田勃興の趨勢たるや、苟くも寸土尺地の存在せりとせば之を開墾して水田阡陌と化し、畑作の衰頽に赴きつゝあるべきは當然のみ。

戸長松下高道時代よりの養鶏及養豚事業一斑

養鶏の事業たるや農家の副産業たること論を俟たず、されど專業として銳意利殖を圖らんと欲する者に臻りては、之を皆無と云ふも敢へて過言にあらず。されば明治三拾六年全村を通じ一千百羽の養鶏あるが、明治三十七年に及んでは統計を缺けるも、同三拾八年に及んで九百七拾八羽の養鶏に減少したり。明治三十九年に及んでは更に進展しつつ、一千二百廿羽の養鶏に増加したり。明治四十年に至りては漸次累加の歩を顯はじ、二千二百六拾羽と爲り、更に一躍して七千五百十羽とふ殆んど三倍以上の勃興と爲りしは明治四十一年にして、農村の發達進歩に伴ふ餘業的の副産物も猿臂を伸ばしつつありし一證と見做すべき也。然かも明治四十二年に及んで六千三百八拾二羽に減退したるが如きは、一時勃興せる反動と觀るを得んか疑問なれど、明治四十三年に及んでは更に退一退の姿勢を促か

したるを觀んと欲す。明治四拾四年は六千三百六羽の減少と爲り、明治四拾五年は五千七百三十九羽の減少となりしが如き、減少に次ぐに減少を以てしたる衰兆と觀ざるべからず。大正二年に際するや幾分か増加ありしと雖も、其れさへ明治四十一年の勃興より之を觀ん乎、遙かに其の下風に樹つべき状態にして、大正三年の如き九千二百八十五羽に倍蓰したり。其は乃ち凶作の翌年として大に副産的の事業を激勵せしめられたれば、藁工品と云はず、製炭業と云はず、將た蠶業と云はず、大に凶荒時局に遇ふて之れが必要を感じたる結果は、養鶏の如き其の産卵と共に旭川區の需要盛んなるが爲め、官廳の奨励に伴ふて民間農家の飼養熱を發生せしめたる餘響ならんと察するに難しとせず。蓋の飼養數七十羽なりしは明治三十八年の状態たりし也。爾來明治三十九年の二十八羽と爲り、明治四十年の十五羽と爲り、其の間統計の明瞭を闕如せるあらんも、大正三年に臻りて養鶏は殆んど絶無に陥り、亦其の片翻たも認むるを得ざらんとす。養鶏の旺んなるに反して養蠶の衰ふは一に盍斯の如きや。

副業としての養豚と養鶏

神居村は養豚に於て之を闕き、神樂村は僅かに廿八頭の養豚ありしに過ぎず。何んぞ夫れ寂寞の甚だしきや。養鶏業に及んては神樂村の九百八拾七羽。神居村の七百五拾二羽の飼養ありしは、是れ乃ち明治三十四年兩村副業として養豚及び養鶏事業の状態にてありし也。養豚と謂ひ養鶏と謂ひ、當村の如き米作本位を經營し、兼て畑作を經營する土地に於ては副業の發達に就き専門的に一方に偏在しつつ、努力を要すべからざるは勿論なるべきを以て、何となく粗笨散漫に流れざるを得ず。されど第一期の創始時代に於て尙且つ比較的養鶏副業の多かりしやの觀あるは、旭川市街に接近したるが爲め鶏卵の如き、鶏肉の如き需要旺盛を極め、賣行き好況を呈したるの結果は供給の上に於て自然的潤澤を添ふべく動機ありしと共に、當村の如き其の華客に應ずる好地位にありし餘響ならんかと想ふ。

戸長仁科喜作時代よりの大豆及小豆の生産額

神居村神樂村に於ける明治四十二年度と、同四拾三年度の生産比較を観るに大豆及小豆の如き作付反別僅か一ケ年間を経るのみに過ぎずして、五十町乃至二百七十町歩の減少を招徠しつゝあるもの、如し。従つて大豆及小豆の收穫高も開墾の新畑地を増加せざる限りは、概して年一歳を経る毎に退嬰の狀態を見るものなくんばあらず。是れ則ち畑地が年々歳々水田に變化せられある一證とも斷言すべき也。殊に明治四十二年度一反歩の收穫高は大豆一石にして、小豆八斗を生産し豊作なりしかど、之に反して明治四十三年度の收穫高は大豆九斗小豆七斗五升なりしかば、前年度より一步を輸したる作柄なりし狀態とす。されば市場價格は前年度より兩種とも騰貴の姿勢に傾き、概して大豆は五十錢。小豆三十錢の上向歩調を辿りつゝありしが如き、畑作付反別の減少せる變局ならんか。翻つて既往に於ける大小豆の生産如何を顧みるに、大豆の作付反別二百拾五丁二反歩にして、小豆は同じく五百五十八町五反歩の耕作なるが、其は明治四拾年の統計にして收穫高二千五百八十二石四斗を大豆と爲し、六千七百二十石を小豆と爲し反常生産額は二者孰れも一石二斗の收穫を擧げ、一石の相場は大豆八圓にして、小豆七圓の價格を辿りつゝあり、明治四十一年に於て大小豆孰れも二倍の作付反別と爲り、従つて生産總額も其の度を高逸せしめ、價格の如きは敢て異動の差したる相場を興さず。明治四十二年に及んでは大豆の作付反別に於て俄然三百八拾町に減少したり。小豆に臻りては約百五十町の作付反別を激増せしめられたれど、一反歩の生産額は僅かに一石の收穫を擧げたるのみ。明治四拾三年に於て大豆九斗を收穫し、小豆は七斗五升の收穫にして其の減收たるや殆んど凶荒てふ寥寂を顯はさんと欲す。されば之れが大豆の價格は一石七圓五十錢より、小豆は七圓三十錢に昂騰しつゝありしと雖も、作付反別に及んでは大豆は七十歩を減少せしめ、小豆は二百廿町を減少せしめたる所以の如き、一面

稻田の開発勃興に萌したるものあらんも、不作の損耗も亦作付反別の類勢を促がしたる一大動機たらずんばあらず。大正元年に於ける大小豆を看よ、孰れを観察しても耕作面積の一大退嬰を惹起せしめたる變態にありと謂はざるべからず。乃ち大豆の耕作面積は前年より百十五町五反歩を減少せしめ、小豆の耕作面積は六百四十二町歩を減少せしめ、大小豆の耕作に看過すべからざる衰頹の前兆を孕みつゝありと謂ふべき也。然かも病虫の侵蝕する處と爲り、反當りの生産に就ても大豆四斗。小豆五斗の減收を醸生したりと雖も、價格の如き大豆は十圓に奔騰し、小豆は拾三圓に昂上したる所以は耕作の年々減少しつゝ、生産供給に偉大なる打撃を與へたるに飯困したるにあらん乎を想見せざるべからず。大正二年に於て耕作面積は愈々縮少しつゝ、小圈内に踟躕するに過ぎず。乃ち大豆は七十七町三反歩に減少し、小豆は二百六拾三町歩に減少して孰れも前年度より耕作面積の如き、殆んど半減せるやの變局を呈露したり。蓋し同年度の統計に説明しつゝあるが如く、畑地は蒼田に變じ、大小豆は水稻の耕作に變遷したるが爲め、僅かに其の餘喘を保つに過ぎざるのみ。降霜の早くも畑地を襲ふや大小豆に對して慘劇なる痛命傷を與ふ。されば大豆小豆共二斗の凶作ありしが如き、其の反面に於て愈々破天荒の珍直を騰げしこと小豆十三圓より、大豆九圓臺の市價を昂騰せしめたりき。要するに過去七八年間の大小豆は罕有なる悲境と消沈を疊みつゝありて、再び頭角を擡ぐるの興隆期なかりし傾向のみを呈し、明治四拾年七百七十三町三反歩の耕作面積より、一轉下して大正二年三百四拾町七反歩の耕作面積に遡落したるにあらずや。

戸長西村數省時代より組合長安達利三郎時代に至る

農具用としての荷車荷橋

米穀並に蔬菜類を旭川市場に鬻かんとするに際會するや、勿論殖民地の新開村に於ける茫漠として延長際涯なきの里道は、必ずや春秋期間は荷車に倚り冬雪期間は馬棧に倚り輸送せざるべからず。故に神居村神樂村の荷車及荷棧の統計を瞥見するに、亦以て農産物の輸送力に對すべく趨勢を看取するに難しとせず。馬車荷の如き明治三拾八年より明治三拾九年に亘る二ケ年は、最大額なる處有車數を顯はしつゝ、ありしが如き、亦馬棧の處有數に於ても同轍なるやの状態なる所以は、蓋し日露戰爭に伴ふ壯丁を缺きし点と、其の戰時中は農産物の需要を激増せしめ、資金を潤澤ならしめ、第七師團の需給を膨脹せしめたる結果にあらざるなきを得んや。然るに明治四拾年に到り稍々之れと反對の顯象を起し、人力荷棧は俄然七百五十七臺と爲り、明治四十一年に於て七百六十二臺と爲り、大正二年に於て七百九拾臺と爲り、殆んど馬棧に代ふに人力荷棧を以てしたるやの異觀を呈したり。是れ固より推雪の状態如何に由り人力荷棧を使用することあり、馬棧を使用することあり、敢へて一概に律すべからずと雖も、大正三年に於て馬棧の數一千三十六臺に到達したるは、偶爾にも其の間に於ける消息を明白ならしめ、堆雪の如何に基き人力荷棧と馬棧との消長あり。然るに明治四拾三年に於て百五十八の馬棧と爲り、大正二年に於て百八十六の馬棧と爲りしに關せず。獨り大正三年のみ翕然たる増加を顯はせしは何ぞや。殊に大正二年の凶餓をして米穀の拂底は、亦以て馬棧の使用を尠からしめたる遠因にあらざるなきか。

戸長西村數省時代後に於ける自作及小作農の趨勢

神樂村の土地は所謂御料に隸屬しつゝあるを以て勿論自作農を有せず、閭村の全土を擧げて皆是れ小作農たりし也。明治三拾六年戸長西村數省氏の時代に於て神樂村戸數七百八十、人口三千六百八十一人にして、神居村戸數三百八十八を有し、人口一千七百八拾二人を有したるが、神居村の如き自作農

よりも寧ろ小作農の多數を占領しつゝあるものゝ如し。然かも農業を主とする者よりも、他業を主とする小作人多數なりと認むるのみならず、自作者として他に兼業する者あるを見ず。然るに明治三十七年に至りては、神居村に於て自作農にして兼業しつゝあるの變態を呈したりき。明治三拾八年に於て自作農も小作農も相共に進歩して下らず、然かも明治四十年農戸數の減少したるは神樂村農家に於て、天塩方面に轉住したる者多かりしが爲め、前年よりも著るしく遞下して八百四拾四戸と爲る。明治四拾一年には頓んに増加したるも、明治四拾二年には頓んに低減したり。明治四拾四年に及んでは小作よりも自作農の増加を促がさんと欲する傾向あるものゝ如し。大正元年には之れに反して自作農よりも小作農の幾分か増加せんとする變態を惹起したり。然るに大正二年に及んでは小作農よりも自作農の増加せんと欲する傾向と爲り、一昂一低じつゝ、容易に其の間に於ける趨勢を端倪し難からんも要するに農戸數は神樂村七百八拾戸にして、神居村三百八拾八戸を奄有しつゝありしに關せず、大正二年に於ては神樂村一千一百拾四戸に膨脹し、神居村は七百七拾四戸に蕃殖したるに因り、農戸數の増加の趨勢ありしは論を俟たず。

蠶業獎勵と桑苗の培養 (其の一)

上杉鷹山公が銳意藩内に於ける蠶業を發達せしめんと欲したれば、明儒尾張藩の尤物細井德民を聘じて德教を興じ、勤儉尙武を標榜しつゝ之れが一藩の強固なる基礎を鞏むるに就ては、富國と強兵とは唇齒輔車の如くなるを認め、先づ以て蠶業桑苗の普及を圖るを以て唯一の急務と爲し、有ゆる農家に對し漆の培養と桑樹の生育を畫策したりき。其の結果は蠶養家を輩出し米澤織の機業發達したると同時に、米澤紬の名聲天下に籍甚せるのみならず、今日に於ても其の産額夥しく、東北隨一の産地として出藍の譽あり。漆樹の如きは米澤漆器の顯著なりしに隨へ、漆樹の栽培に及んでは隣藩之れ

が皆模範を採らざるはなし。其の餘韻美風今に及んでも何となく天下を風靡せんとす。米澤及び秋田の如き東北の寒地に於てさへも、蠶業の發達と漆樹及び桑木の培養其の宜しきを得たるに鑑みれば、上川地方否な我が雨紛米を以て成功したる神居神樂に於ては、氣温暑熱の點に就き幾分かの差異あるにもせよ、否な大暑酷烈の時季に際せんか寧ろ米澤。秋田等の地方よりも炎熱沸くが如しと稱せらるゝ我が當村に於て、其の措置宜しきを得たりとせば桑園を企畫し、蠶業を興すべきこと豈それ至難なりとせんや。嘗に難業なるのみにあらず、北海道廳に於ては明治廿六年時代に當り極力之を奨励し、同年一月六日上川支廳第二課長屬大野廣氏より奨励し、普及せしむるの意味に於て戸長松下高道氏に其の勸奨すべく町村農家に鼓舞せよとの訓示にて、其の通達文に曰く、客年北海道廳告諭第八號を以て蠶業奨励に關して特に告諭なりし處右に就ては、客年戸長會議の際諮問案として提出せられ、先づ當管内大体的方針として桑園の設備を必要とし、之を奨励することに確定したり。随つて夫々奨励の最中とは思惟すれど、尙ほ今般長官より内諭の次第もありしに就き、大要左記要旨に據り此の上とても層一層の勸奨あられよとの意味的諭達なりし也。今左に養蠶家の参考に資せんが爲め其の要項を採萃して當時蠶業奨励の趣旨を識るの便に供へんか。

- 一、春蠶用桑園は未だ内地栽培養桑の適否判然せざるを以て、當分本道産桑中の良種を選び適當の方法により蕃殖せしめたるものを栽植せしむるを可とすと雖も、桑園は目下急施の必要あるを以て當分本道在來種を實生其他の方法に依り蕃殖せしめたるを以て、桑園を作らしめ漸次改良の方法を採らしむること。
- 二、春蠶用桑園の仕立方は高木造（高田法、簀木造の如きを云ふ）と爲し、二間の距離に植込せしむること但し植込後六七年間は大小麥及大小豆の如き種類に限り間作するも支障なしと雖も馬鈴薯。玉蜀黍の如き桑樹の生長を害するを以て決して間作せしめざること。

三、耕宅地の周圍に桑樹を植込ましむること。

四、夏蠶用の桑園は鼠返し小牧の類を移植せしめ、春刈仕立と爲し、夏蠶飼育に専用せしむること。

五、夏蠶用桑園の桑植込方は樹間一尺五寸乃至二尺五寸畦幅三尺以上を標準とすること。

六、養蠶は農家の副業として奨励し、毎戸概ね蠶種一枚を飼育せしむるを程度として設備せしむること。

七、春蠶は小石丸。又昔。青熟。白玉の四種を限り飼育せしむること。

八、夏蠶は飛白。い形。大草の類を飼育せしめ、追ふて良種を撰擇し可成一定の種類を飼育せしむること。

九、夏蠶飼育には必ず夏蠶専用の桑園を設備せしめ、春蠶に摘葉したる桑樹は其の年内再び摘葉せしめざること。

拾、蠶種製造に就ては其の改良に力を注かしむるに止むるものとす。

十一、蠶病消毒の普及を奨励すること。

十二、製糸は器械を主とするは勿論なれども、本道現今の状態として地方の便否に依り大に斟酌を要するを以て。成繭の運輸不便消流の途なき地方の如きに至りては座繰又は足踏器械を使用せしむること。

十三、玉繭。出殻。屑繭等を以て紬糸真綿等の生産を奨励すること。

十四、婦人冬季の事業として機械の業を奨励すること。

十五、左の事項は可成農會又は組合其の他の養蠶團體をして經營せしむること。

- 一、稚蠶共同飼育所設置の件
- 二、簡易養蠶傳習所設置の件

三、共同殺蛹乾燥場設置の件

以上は本道蠶業を開發せしむる上に於て緊切問題ならざるはなけれど、春夏蠶を眼目としたると、我が當村の如き水田開發に忙殺せらるる地方は、畑作より一轉化して稻作に熱注なりし折柄とて、副業の蠶業は容易ならざるものありしならんも、未だ畑作状態を脱し得べからざる部落は最も必要なるべくして、殊に當村の如き冬雪長閑の水村田舎に於ては婦人冬季の事業としても、最も適切なりしならんかと想ふ。去れば此の蠶業の奨励をして同年一月十四日戸長松下高道氏は、桑苗親木圃補助規程のありし事と、併せて生繭殺蛹乾燥場補助規程。其の他器械製糸場補助規程の發布ありて、頗る斯業家に便宜的援護を與ふべく法令の精神を陳べ、各惣代人に宛て極力蠶業を勸奨せんことを吹聴したりき。明治三十六年に於て北海道廳長官を始めとして、篤志家に至る迄其の奨励を銳意したるの蠶業の一斑を了解すべきにあらずや。爾來蠶業と桑樹培養に於ける成績は、次ぎに其の費する處に就て認識すべき也。

蠶業 奨励の成績 (其の二)

前陳の如く戸長松下高道氏及び當村各總代人に於て、熱信蠶業並びに桑樹の培養を奨励したるの結果は、神樂村青野理吉氏及び神居村小泉又三郎氏の篤志家より、同年三月廿三日桑苗下附願の提出ありたりしかば、北海道廳農事講習所より訓令第百七十三號の主意に基き、支廳を經由して提出すべき旨申越しありしが爲め、其の手續を行へたるに二氏に對し桑樹野生種を同講習所より交付せらる。爰に於てか小泉又三郎氏。青野理吉氏。杉山良助氏の如きは桑苗の培養を試みたること明治三十六年より明治三十七年に逮びしかど、其の他一般に蠶業及び植桑を行ふものありしかど、桑樹の如きは苗樹を育成せんよりも、寧ろ天然的野生の桑葉を採取するの利益ありしを發見したり。其の理由とする處は

蓋し培養せる農事講習所の桑苗は、成育後に於て雪中寒烈の爲め小枝を枯死せしむるのみならず、枯損死滅するの結果と爲り、桑葉の點に就ては假りに内地の刈桑とすれば、年々歳々に於て之を刈り取るも、桑葉の分量を減少せしむるの虞れもなければ、當村に於ては桑葉の伐期刈り取りは一年置にせざれば、桑樹の發育不充分にして年々歳々内地の刈桑の如く刈り採ること能はず、野生の桑樹を培養してさへも四五年を経過せば、本道隨一とも云ふべき上川の寒冷なればとて小枝を枯燥し、死亡せしむること燎然たる事實を認識せしを以て、養蠶家一般が桑樹培育に就ての方針は野生桑苗を養成すべき事に確定したる次第也。去れば桑樹の培養は頗る至難にして一般篤志家に頓挫を與へたるのみか、本道或る地方に依りて旺盛なるも我が當村の蠶業は、水田の勃興するに伴へ副業として爾來委微として、或る熱信家を除くの外餘りに之を培養するものなく、甚だ振はざる所以のものは如上の原因あれど、又一面に於ては當時我が養蠶家に取っては折角の繭を得るも製糸場の設置なかりしが爲め産繭の供給者あるも需要し購買すべき個所あらざりしかば、養蚕家の手持せる者空しく繭を藏して抱きつゝあるの間手を拱すべきの憂を生じ、斯くして荏苒久しきに亘らんか、折角の繭も蛹と變態するなき、殆んど困厄しつゝあるの時奸商の値安に乗する處と爲り、止むなく非常の低廉破格を以て之を需がざるべからざるの悲運に遇ふ。是れ我が當村に於て明治三十六年大に蚕業を奨励したるものありしかど、爾來委微として不振の状態に赴きし第二の主因たらずんばあらず。今日に於ては郡農會の殺蛹乾燥場の設置を見るに至りしかど、蠶業の旺盛なる比布。愛別等の他村の如く振はざる所以は、主として之れが製糸場設置なかりし動機ならずんばあざる也。明治三十六年時代より蚕業に熱注篤實なりし者は、當村に於て杉山良助氏にして、銳意蠶業家として其の經營を繼續的に行へ、獨り自家が斯道に専らなるのみならず、併せて他をも奨励し誘導して怠らざるの人たりし也。

一 養蠶業の興亡

明治三十七年に於て春蚕を飼育するもの廿二戸に及び、二石三斗の繭量を挙げたるが如き、同年夏秋蚕に及んでは飼育戸數三十四と爲り、其の繭量の産額に於ける二石二斗を收穫したり。明治三十八年に至りては春蚕を飼養するもの十四戸と爲り、其の繭量の如き亦従つて一石四斗二升と爲り、漸く蠶業の衰頹を萌さんとする前兆を顯はしたり。其は桑葉の供給にして足らざるにあらず、亦氣候の不順なるにあらず。養蠶家としての諸般に伴ふ設備を闕くにありしは謂ふを俟たざる也。然かも年々歳々に於ける上簇及收繭に就ては良好なりしと雖も、稻田事業の隆盛に赴きしが爲め其の餘力を割き渾身の心血を盡ぎ、副産的蠶業に従ふを得ざるに因せざるべからず。茲に於てか明治三十九年に到り飼育戸數五家に減少しつ、收繭高八斗と爲り、明治四十年より明治四十四年に臻りては、之を飼養するもの寔に星辰の寥々たりしも雷たならざるの状態たりし也。其は乃ち一面山野に点綴しつゝありし天然的の桑葉すら、水田拓發の結果として伐倒せられたるに販するものなしとせず。明治三十七年の春蠶は前年に比較すれば飼養戸數及掃立枚數の減少したるは、失敗の爲め中止せるものありしに由るのみ又氣候の順和なりしを以て發育健全なりしかと、概して設備の完ふからず爲めに其の終りを克くせざりしは頗る遺憾の點なきにあらず。然かも桑葉の如きは何等の欠乏を招徠せず、充分其の飼育に充つるを得たり。明治三十八年の春蠶は掃立より上簇に至る迄氣候の順正を得たりと云ひ、山野天然の桑葉は充分飼育に過不足なかりしと云ひ、孰れも此の二要素を具備したりと雖も、遺憾なる哉養蠶事業の設備を完ふせざるが爲め、折角の發育佳良なりしかと遂に失敗中止の者續出して踵を接し、殆んど其の終りを克くせざるものなきの成績なくんばあらず。當年に於けるは春蠶状態天候の和順なりし結果として、上簇及收繭 就き比較的良好なりしと雖も、桑園の造營は未だ其の齊整を得ざりしを以て

満足なる收穫を擧ぐることは能はず、且つ年々養蠶家の減少したるは蓋し蠶業退歩の一大變態たりし也管内を通じて殆んど桑樹栽培せる畑地を見ず。單に僅少なりし試作の桑苗が隨所に點綴しありしに過ぎざるのみ。されば畑地の畦畔に孤立せるものにあらずんば、其の他自然的山野を暢茂せる桑樹の株數をも含蓄せしめ、之を推定せるを擧げしに外ならずとせんや。桑樹の栽培は神樂第一校外五校に相當して、之れが小學兒童に造林せしめたる蠶業獎勵の趣意に基かずんばあらず。則ち當年三月十三日教第六〇七號を以て監督官廳より賦與せられ、各校に通じ植樹せられたるものなるが、枯損本數の如きに及んでは小學兒童の未熟なる造林方法其の宜しきを失ふは論を俟たず。されど其の他に於ける活着本數の如きは近年罕有なる酷暑早天の連續せるに關せず、其の月餘に亘る炎天さへも生育を維き虫害だにも盡せられずして繁茂するに到りしは、蓋し將來保護の法を得ば養蠶家の好材料に供給し得べきこと刮目して待つべきものあらん。

二 戸長西村數省時代に於ける夏蠶飼養の成績

副蠶業として夏蠶を獎勵し、其の振興を講究したる結果は案外の起色てふ隆眉を看んごす。則ち神樂村に於ける飼育戸數十四家、蠶種配付額二拾枚、收繭總量九斗一升五合にして神居村は之れに對する飼育戸數八戸と、蠶種配付十枚と、收繭總量六斗五升五合の好成绩を惹起したるものあり。而して神樂村の收繭比較的少量なりし所以のものは、病兒發生して慘害せられたること、一面に於て冷氣俄然として襲來し、凜烈飼育を沮喪せしめたるものあるに因らざんばあらず。蓋し當年夏蠶兩村を通じて實に廿二戸の飼育者。三拾枚の蠶種。一石五斗七升の收繭を得て獎勵の功果空しからざるを觀んとす。今茲に一々飼育者の成績を臚列して將來の參稽に資益せしめん乎。神樂村小川儀三郎氏の飼育状態は、掃立枚數六枚にして其の收繭總高に至りては八升五合の生産を擧げ、就中繭上等四升五合を産出し玉

繭は二ツ入一升を産出し、出殻繭屑三升を産出した。神樂町青羽硬吉氏は掃立枚數僅かに一枚に過ぎずして、收繭高に至りては五斗九升の巨額を挙げ、其の内繭五斗にして玉繭は五升。出殻繭二升。屑繭二升を産出した。神樂村佐々木イセ氏は掃立枚數飛白二化生一枚にして、玉繭四箇及び出殻繭一個。屑繭百七十五個合計百八十個の生産を挙げたり。殊に同人が飼育中に於ける重要なりと報告せられたる事項を掲載せんか、飼育中初眠に及べる日數は約一週間にして、餌料は桑葉中心より二枚目乃至三枚目程に給與した。二眠よりは三枚目程を給與し、三眠よりは黒過ぎるものは全体之を給與す。而して蠶兒の生育に就ては掃立の日數は三朝なれど、未だ殘數ありて二眠三眠は選擇して之を四種に分つ。爾表四眠後に於ては一起萎縮しつつ死滅したりと雖も、殘存の蠶は其の半ばに及んで殆んど屑繭に過ぎざらんとす。是れ佐々木イセ氏が夏蠶飼育状態の一斑たりし也。而かも此は甚だ悲沈すべき不成績にあらずと雖も、殊に全部亡滅に瀕したるものは、西御料地六號西六番柏利藏氏の夏蠶なりしと謂はざるべからず。同氏の蠶兒は起眠より次第に腐爛して亡滅したりしかば、止むなく投棄せざるべからざるに至りしが爲めならずんばならず。北條録三郎氏の掃立枚數一枚繭三斗にして、玉繭二合。屑繭三升合計三斗五升を挙げたる生産なりしにあらずや。宇山勘助氏は掃立枚數三枚にしてありしかど、氣候の異變嚴冷を來したるが爲め、生育中に於て頓亡續發し殆ど何等の收繭だもなく皆無の状態に陥りしを以て也。神樂村西御料地波能助太郎氏は掃立枚數八枚繭三斗。玉繭五升。屑繭一斗五升合計五斗の産出なり。村本彌作氏は掃立枚數十五枚にして繭五斗。玉繭一斗。屑繭三斗合計九斗の産出なり。大西嘉藏は掃立枚數一枚繭一升五合。玉繭三合。屑繭一升合計二升八合なり。神居村宇野澤青山彌三氏は掃立枚數四枚繭二斗。玉繭二升。屑繭四升合計二斗六升なり。同宇山口吉次郎氏は掃立枚數一枚繭七升。玉繭五合。屑繭二升五合合計一斗の産出なり。西田由次郎氏は掃立枚數二枚なりしと雖も、病毒蔓延の爲め何等の收繭なくして止みき。同宇室吉次郎氏は掃立枚數一枚に

して繭八升五合。玉繭五合。屑繭一升合計一斗の收穫高なり。中川定作氏は掃立枚數一枚にして繭七升。玉繭五合。屑繭二升合計九升五の産出なり。大西貞吉。越田能次郎。福村市三郎の三氏は掃立枚數各一枚なりしと雖も、病疫の襲來せるが爲め收穫皆無たりし也。三田作次郎。小林梅次郎。關口吉次郎氏の飼育は「ナンカ」「ヘルス」病に罹り何等の生産を看す。之を要するに神樂村に於ける夏蠶飼育者は十六名にして、神居村は六名なれば其の生産高の如き前段に臚列したるを以て、敢へて贅言せざらんも病菌に侵蝕せられ、收穫皆無となりしは頗る恨事とすべきも、先づ夏蠶奨励の結果として其の開發時代に於ける成績佳良なりとや評せん歟。

三 桑苗親木圃補助の養蠶家

桑苗親木補助規程に依り桑樹を育成したるものに對しては、其の成績の如何を鑒み検査を施行するの法規なりしと雖も、其の結果或は成績佳良なるものあり、或は成績の宜しきを得ずして除草施肥の充分ならざるものあり、或は親木圃が樹林地間に介在し日光の透射充分ならざるものあり、或は野生の桑苗を抜き取らざる儘更らに切斷せずして植込みたるものあり、或は出願反別の通り親木を植込みざるものあり、或は親木圃に不適當と認むる畦地に植込みたるものあり、或は桑苗親木と共に相樹を植込みたるものありて、千變万化一様ならざるものありしが如し。去れば明治三十六年十二月三日第三課長垣沼武次郎氏は、右の成績不結果を各戸長に與へて警醒を加へたと共に、補助規程は同年より實施の豫定なりしが爲め、若し夫れ補助の認可を受けんと欲する者未だ其の規程に通せず、且つ栽培に熟せざるものあるが爲め、如上の栽培を誤るに至りし餘響なれば、補助の精神を没却するやの虞れなことをせず。故に深く將來の戒慎すべきを警醒したると共に、恰く規程の趣意を徹底する様上川管下の各村に嚴達したりき。爾後同年一月十八日戸長西村數省氏は補助規程に準據し、補助申請を

申出てたるもの我が兩村に於て左の諸氏なることを應答したりき。當時は桑樹の栽培を行はんことを企圖し、其の成績の如何なるやを試験したるもの其の以後に於ける桑樹栽培の殷鑒となりしこと、蓋し亦此の諸氏の經營苦心したる結果たらずんばあらざる也。

一青熟	一枚	神樂村西御料地	宇山勤助
一青熟	一枚	同 東御料地	野田三五郎
一青熟	一枚	同	天羽正勝
一青熟	一枚	同	吉川銀藏
一青熟	一枚	同	小泉又三郎
一青熟	一枚	同	上野利藏
一青熟	一枚	同村 雨紛	
一青熟	一枚	神居村美瑛町	
一青熟	一枚	同村 雨紛	

四 蠶病豫防吏員宮島庄八氏の行脚的指導

農家の副産業として養蠶を行ふ者我が兩村に於て寥々として尠き状態なるが、其の主たる原因は要するに水田米作の勃興蔚然たるの機運は、端なく農繁の度合は年一年よりも増加しつつあれば、其の餘勇を驅りて之を副産業に邁往努力すること能はざるが爲め、既往十年前より進歩せんと欲して進歩せざるは頗る遺憾なりと謂はざるべからず。されど當時神樂村に於て養蠶家十戸位を有しつつあると共に、掃立枚数は多くしては二枚を飼育し、少くしては一枚の飼養に過ぎざりし也。又神居村に於ては農會長小泉又三郎主として之を飼育せるものありしも、其の他は僅か二三戸を有せるのみ。寔に萎微として振はざるのみ状態なりしが如し。其の原因は水田米作の勃興なりしに伴ひ、全家族を擧げて稲作にのみ狂奔し熱注せざるべからざるの機運にて、氣温放射の熱度收穫期に至る迄極めて短日月なるが爲め、農繁の最旺盛を來たし勢ひ稲作にのみ熱注し、全力を瀧かすんば其の收穫を期

し難きのみならず、其の餘力を殺きて蠶業に努力を注ぐこと能はざる所以の第一にして、殊に兩村を通じて平衍渺茫たるの水田のみ連亘しつゝあれば、内地の如く畦畔に桑樹を栽培すること能はざるのみか、從來原野に叢生し點綴したる天然桑樹も何等しか開拓の發展するに隨ひ、悉く惜氣たもなく刈り盡くして蕩盡せし状態なれば、蠶業の發達得て期すべからず。殊に當村附近の山麓に野生の桑樹を搜がさんと欲するも、前叙の如く山陵谿澗の甚だ乏しきを以て、採取の上に就ては頗る困難ならずとせざるの状態也。故に當時は纔かに河畔に点在せる野生的桑葉を摘み剪るか、否らずんば未開地にある野生的桑葉を採取するに過ぎず。去れば上川支廳より當該役場に於ても之を鼓舞し奨励したるも、遅々として蠶業の發達せざる所以のもの蓋し偶然にあらざる也。彼の東旭川村の福島縣團移住者に於けるが如く、山麓に桑樹を栽培して蠶業を行ふが如く、發展的新機運を見ざる所以たらざるはあらず。當時神樂村の農家として養蠶業に従事したりし者は、東御料地に於て水野喜代次氏を首班とし、松岡源松。吉川銀藏。岸田彌太郎。池田又一。藪本嘉藏。山下米藏。天羽儀平。永山伍六等の熱信家に於て之を孳育し、之を飼養したる状態たりし也。是に於てか當時は上川出張所より蠶病臨時豫防吏員として宮嶋庄八氏の當村に巡廻せられ、掃立より收購に至る迄二三回出張して之れが指導誘掖に従へたりしかど、前叙に於けるが如く桑樹の育成容易ならざるものと同時に、農繁の多大なる到底本業に従ふこと能はざるの餘響は、自然的蠶業熱を殺き近年に至る迄次第に其の發達を沈淪せしむ。水田稲作の勃興せる本位地にありては副産業の如き、容易に行はれざること亦識るべきあらんのみ。

五 春蠶業の奨励としての青熟原種の飼育

産業奨励の一端として春夏蠶とも從來其の發達を促かしたること蓋し鮮少にあらざる也。明治三十七

年十二月廿日上川支廳第二課長屬佐古虎吉の斯業を興起すべき意味に於て、我が當村に對しては春蠶青熟原種廿八蛾付の配付を爲さんとす。先づ我が兩村農會長に於ては斯業の目的を確實に徹底するに足らんと欲する見込みの農蠶家を選定したるに、神樂村農會長水野喜代次の報告書として、戸長西村數省氏に回答せるものを閱みするに、東御料地八號藤井仁平氏の如き、西御料地十一號西一番石山明六氏の如き、蠶業の實驗家として期俟せられたるに共に、同孵化場内に在りし高橋常次郎。宇山勘助利根川伊三郎。神山音五郎。伊藤傳次等の數氏たりし也。此等の諸彦は神樂村に於ける養蠶家として相應の收購を擧げ得べしと囑目せられたれば、戸長西村數省氏は上川支廳より配付せられたる青熟原種二枚を夫々賦與して春蠶を飼養せしめたり。又神居村農會に對しては其の内原種三枚を配當し、春蠶飼養せんと欲する切望者に就き、農會長小泉又三郎氏より分賦したる其の人々は、臺場ヶ原村山猪太郎。伊野澤田鎖清藏其の他に於ける蠶業家なりしが、兩村共收購の成績佳良にして形骸の膨大なる光澤の鮮明なる、數量の重目なるが如き、頗る出來榮々の優逸なるものありし也。當時上川支廳に於ける蠶種取扱の注意に曰く、蠶種は暖爐其の他火氣のある箇所に貯藏せるものあるを以て、往々其の害を受くるものあるを認む。是れ亦火氣は勿論濕氣等の害なき個所を選び貯藏する様配慮すべしと。亦以て當時養蠶家の幼稚時代なりしを徴知すべき也。

最近十年間に於ける稲田勃興の大勢

我が閭村を通じて稲田の勃興せる大勢は、滔々乎として殆んど其の底止する處を知るべからず。其は拓地殖民の創業時代に於ては何人さへも不毛の原野を開墾して、畑耕作の安易なるに如かざるものあらんは當然の趨勢たるを免かれず。されど明治三拾五年神樂村に私立水利組合の興りしより、明治三十六年北海道土功組合法の發布を見るに到りしより、各地競ふて土功組合を組織したる動機と、明治四十一年八月東御料地の土功組合を組織せられ、又一面西御料地土功組合の組織せられしかば、神樂村は稲田勃興の熱に狂奔しつゝありし時代たらずんばあらず。然かも神居村に於ては明治廿六年より明治三十六年に到る間に、伊野澤。雨紛。臺場ヶ原等の水利組合の組織と爲れるのみならず、明治三拾七年私設神居水利組合の創立せらるゝに及んで、灌漑溝の如き兩村とも四融八疏たるやの觀ありしかば、畑地は隨所に拓發せられて稲田に變じたり。されば博士碩學の泰頭さへも、上川地方は水田の開発し難きを主張せるに關せず、一度眇焉たる杉澤繁吉氏は雨紛の溪澤に稻禾の試播を行ふたる實驗よりして、米作の適すべく立證せられたる往時に溯りて之を觀よ、畑地は年々水田に變化しつゝ遷るに從ひ、稲田の面積は明治三十七年より大正三年に到る迄は急轉直下の勢を以て、閭村の土地は悉く沃圃に化せんとす。試みに明治三拾七年より大正三年に臻る過去十一年間の統計を洞察せん乎、其の作付反別に於て、其の收穫高に於て、其の反當生産に於て、其の價格に於て、歴々として變遷の大勢は恰も之を掌上に看取るを得べきものあるが如し。乃ち明治三十七年度に於ては先づ作付反別より之を觀るに、神樂村は四百三十七丁七反にして、神居村は二百八十八町九反歩に過ぎざりしと雖も、明治三十八年水禍の前歲に起りし結果として、神樂村の作付反別を減少せる外は、神居村は二百九十二町九反歩と爲り、明治三十九年度は神樂村四百六十町歩と爲り、神居村三百五町歩と爲る。明治四十一年に至りては俄然として兩村とも稲田の増加と爲り、神樂村七百八十一町八反歩にして、神居村は四百五町歩に到達したりき。明治四十二年に及んでは神樂村は殆んど百町歩の増加を顯はさんと欲する趨勢に赴きぬ。明治四十三年に臻りしかば神樂村は一千三百六十一町五反歩に達し、神居村は四百六十六町三反歩と爲る。明治四十四年は一千五百五十歩を有する神樂村に變化し、四百八十町歩を有する神居村に變化したるにあらずや。大正元年度の稲田作付は一千七百七拾六町二反歩の面積にして、神樂村は殆んど畑作時代の面目を有せず。神居村も亦從つて稲田を増加せしめ、五百八十一町八

反歩に進み、大正二年の所謂未曾有の凶餓年代に於ける稻田の作付反別を看よ。神樂村は一千八百拾町九反歩にして、神居村は六百九十七町九反歩を開墾せしめ、稻田の墾闢せられつゝありしもの殆んど急湍峻灘に掉すと同然の趨勢にあらずや。されば更らに翻つて既往の十星霜を閲みせる明治三拾七年の灌漑溝に全力を濺ぎ、水利組合の事業にのみ熱注しつゝありし時代に遡りて之を顧みよ。神樂村は纔かに四百三十七町七反歩のみに過ぎざりしかも、大正二年は殆んど五倍の水田増加を爲り、神居村は是れ亦殆んど三倍以上の美田を加へんとす。殊に大正三年に及んでは神樂村は一千九百七十二町と爲り、神居村は五百四拾町一反歩と爲り、其の駭々乎として駿馬千丈の坂を下る底の増加あること、神樂村の如き將に二千町歩の稻田を勃興せんとする形勢こそ顯はれたれば、神居村の如きも將に六百町歩の稻田を開き、兩村を通じ爲めに畑地を尠からしめ、其の耕土に於ける全田をば當初の籌謀に於けるが如く、着々として其の豫期の計畫を達せんとす。乃ち閭村を通じての神居及神樂の一大原野は、美瑛川や忠別河畔やの間に夾まりつつある膏土たるもの、將に悉く美田に化するの期は蓋し數年を出てざるものあらんか。又一反歩に對する生産額を觀るに、明治三十七年は二石の收穫を得て未曾有の豊稔を顯はしたり。明治三拾八年は之れに反して氣温の低下や、稻熱病の爲めに一石一斗の生産を得しのみ。三十九年は稍々平年作以上の收穫を博し、一石八斗乃至一石六斗の生産を得たるが如き、主として氣候の適順なるに因せざるべからず、明治四十年は二石三斗より二石の收穫を擧げたるが如き、明治三十七年と略ぼ同歩調を呈せる豊稔と認めずんばあらず。明治四十一年に及んでは一段の下がる收穫にて一石六斗より一石七斗に過ぎざるのみ。明治四拾二年は遞加しつゝ一石四斗の作柄を擧げたるは冷氣の襲ふ影響たりしなり。明治四拾二年には前年と同様の收穫を擧げしのみ。明治四拾三年は一石三斗五升乃至一石四斗五升にして、同四拾四年は一石五斗五升乃至二石六斗五升と爲る。大正元年は神樂の一石五斗五升より、神居の一石八斗を生産したるは其の間殆んど同轍の收穫に

して甚だしき變化あるを見ず。大正二年に及んでは昊天何の意ぞ、罕有なりし凶歉てふ不作を興ふ。其の生産は梗米一斗と或は甚だしきに及んでは神居村は八升の收穫にして、之れが荒涼や轉た慘憺たる悲境なくんばあらず。大正三年に及んでは一石五斗より一石六斗の生産にして、前年の寂寥たるを稻禾の枯稿せるに似ず、稍々平年作以上の收穫を擧げたりと雖も、其の創痍は容易に之を癒すべからず。若し夫れ米價の變遷如何に至りてや明治三拾八年一石に對して十四圓の相場なりしかど、明治四拾年には十四圓二十錢と爲り、幾分か強味を含みつゝ昂騰せるものなしとせず。明治四十一年には拾二圓に下落しつゝ、明治四十二年に及んで九圓五拾錢に消沈して、愈々頭角を擡ぐるに由だもなく農家經濟の上に一大痛命傷を興へたるものなしとせんや。明治四拾三年に到りては其の反動として拾二圓に騰遺したりと雖も、未だ以て不況の勢を挽回すべくもあらず、明治四拾四年に於て漸く奔騰せんとする傾向を顯はし、一躍十六圓臺に向上せると共に騎虎の勢や殆んど制止すべからざるが爲め、拾八圓五拾錢臺に騰れるが、大正二年の凶作ありしに關せず、朝鮮米や、廣東米や、ラング米やの輸入ありしのみならず、雜穀類を以て補充的の食糧に備ふる結果として、關西の豊稔米ありしかば本道の悲觀しつゝありし豫測に似ず、米價は寧ろ低下して拾五圓臺の値安と爲る。大正三年に及んで下落に次ぐに下落を以てし、十二圓臺に暴落したるにあらずとせんや。茲に於て乎大正四年に至り政府は米價調節の機關を設け、此の趨勢を挽回せしめ以て農家經濟の平衡を保ち、其の勞力報酬に對する欠陥なきを濟へ保護政策を採りしと雖も、更らに米價騰貴てふ兆候を見るを得ず、寧ろ平調を辿らんと欲する趨勢なくんばあらず。明治三拾七年度に於て豫想に反して實收額は案外なる齟齬を招き、一反歩の收穫の如き神樂村は一石二斗にして、神居村は一石一斗の生産額に過ぎざりしのみ。更らに之を前年度に比較せん乎、一反歩收穫八斗五升を減少せしめ、平年作よりせん乎一反歩收穫五升の増收を見たるにあり。然かも前年に對して減收せる所以は天候不順なりしに基因すべくして、増收したる所以

は取りも直さず施肥の普及に行はれたるにありと云ふにありし也。明治三十九年産米の實收や豫想意見を觀察するに、孰れも氣候の順良なりしと云ひ、二百十日の颶風厄難さへも無事に経過したりと云ひ、將た虫害の駢發せざりしと云ひ、總べて豊作の前兆たらざるはなし。されば同年拾一月三日戸長仁科喜作氏の提出したる實收米報告を觀るに、反當收米平均五斗七升は之を前年度より増收したるにあらずや。殊に稻田作付反別を増加せること四拾三町歩に及びたるか如き、皆是れ水田拓發の反映たるべく趨勢なりしは言を俟たざるのみか、畑地を開墾して田地と化したる變態なれば、所謂井田を變じて阡陌を開きたりと謂はん歟。明治四十年の生産米は然かも農業の智識未だ發達せずして、天候の恩賚と天然の肥料のみに依頼したる稻田米作に於て、稀有なる豊作ありしことは既に明治三拾七年度の過去に發露したるを叙せしかと、明治四拾年の生産米を觀るに、殆んど之れに雁行すべく一反歩當りの收穫にして、神樂村は二石三斗の好績を擧げ、神居村は二石の好績を擧げたるに徴憑せん乎、蓋し明治三拾七年の作柄と一籌を輸せざるものありと雖も、明治四十年の農村發達は農業家をして幾多の辛酸苦疋を嘗め竭くしたる實驗と、水田耕作上に對する智識の圓熟し、豁然として洞開せる合理的技術の進歩は、何となく當年氣候の順良なりしと兩々相俟つて斯かる生産米を擧げたるは、亦以て未だ何等の水田に關して幾多の智識と實驗の功績なかりし場合を較量せん乎、則ち明治三十七年と明治四十年とは、其の産米額に對して大なる徑庭あるべき筈なると同時に、農業智識の進歩したる明治四十年は溫氣高熱なりしに加へて、反當收穫米の二石三斗を産出せるは當然の恩賚福音なりと謂はざるべからず。否な寧ろ醇乎たる大豊稔作とも云ふべく、産米は農業智識の低下なりし明治三拾七年稲作の一大瑞穂を出せる、嘉禾百垂の收穫にありと云ふべきを適切なりとせんか、戸長仁科喜作氏が明治四拾年八月廿七日を以て報告せる第一回豫想高は、稍々平年作に過ぎざる觀察なりしと雖も、同年九月廿五日の報告は一變して俄然大豊稔の前兆と謳歌せられ、纔かに其の間一ヶ月を経るに關せ

ず、登熟期の氣候は極めて溫和靜穩の間を辿りつ、二石三斗てふ瑞穂を嘆美せんとするに至りしかば、果せる哉農家一般の翹望せるに背かず穂孕時期と、登熟時期とは兩ながら順境を得たるは蓋し天の餘澤也。天の一大鴻垂たりし也。明治四十三年度の稻田作柄は之を前年度に比較すれば、移植及實蒔の二方面とも發育暢茂を逞ふし、出穂開花の佳良なる状態なりしかば、農家一般を通じて二割以上の増收を豫想し、反當生産額二石の臆測なりしと雖も、其は則ち第一回豫想高なりし也。されど九月下旬に及んで霖雨霽れ熄まざるか爲め、稻禾の倒れつ、偃臥せるもの畦畔に充たんとす。爲めに第二回豫想額は低減して一石八斗の收穫を得んことを抱懐したりき。然るに果然同年十一月十九日組合長福岡幸吉氏の實收米報告を觀察するに、漸減状態は豫想に反して纔かに神居村は一石五斗の産出と爲り、神居村は一石六斗の産出と爲る。其の平年作を超越すること能はざりしが如きも亦偶爾にあらざる也。明治四十四年に於ける米穀の生産状態は播種及插秧時の氣候炎暑にして其の順を得たるを以て發育佳良なりしかと、虫害發生したると共に土用後二三日以前より約一週間に亘りて、冷雨涼爽の激發したるが爲め、其の發育暢茂を阻喪せしめたる点尠しとせず、爾來氣溫の高熱を快復し開花期は例年より二三日間遅くれたるやの感あれど、平年作以上の收穫あらんとは分榮の旺盛なる状態に因りて之を想像せられし也。されど出穂の開花せんとするに際して豪雨烈風の駢ひ臻りしかば、聊か被害を與へたるを以て、昨年の收穫に比較し一割の減收を見るべしと豫想せられし也。蓋し此の稲作状態は明治四拾四年八月廿八日組合長安達利三郎氏の第一回豫想報告にして、反當一石七斗五升より一石九斗の生産ならんと臆測したりき。更らに同年九月廿六日第二回豫想報告に及んで漸次減少して、反當一石六斗より一石七斗の收穫あるべしと想像せられたりき。然るに同年十一月廿日實收米報告に憑れば、果して第二回豫想の如く毫も齟齬する事態なくして、殆んど符合の收穫を擧げたるを睹んとす大正元年度に於ける田園收穫の状態は、播種及插秧期を経過せる氣候頗る適順を得るを以て、稻禾の

分葉も亦從つて佳良なると共に、開花の様様も風雨の激變なかりしが爲め、第一回豫想高は神樂村反當生産一石七斗五升を收穫し、神居村は二石九斗を收穫すべく視察なりしと雖も、爾來豪雨の連續しつゝ霜冷の氣を増加し、襲來せるものありしかば其の生産額を減殺せしめ、第二回豫想高は神樂村一石七斗にして、神居村二石八斗五升の觀察報告なりしことは、大正元年九月廿四日組合長安達利三郎氏の報告とする處也。然るに實收額は之れに反して神樂村一石五斗五升、神居村一石八斗の減收にして、開花期を過ぎ登熟期に及び滂沱たる雨滴、凜烈たる冷氣は端なく開花期時代の好績を一朝にして喪はんとす。秋霜の早冷なること實に當村の警醒せざるべからざる變態にして、農家頂門の一針たらずんばあらず。

安達組合長時代の稀有なりし大正二年度水田稻作に於ける凶荒救濟

一 傑作の凶作状態と村財政の難關

昨年度凶作の影響として村財政の上に多大の打撃を與へたること蓋し鮮少にあらざる也。是に於てか前年の例なりとせん乎、村税の收斂を圖る上に就ては之を五月及び十月の二期に劃して之を徵收したりと雖も、本年の收穫期乃ち拾一月農産物の收量を觀たる上ならば、殆んど之を徵收せんも銖求の譏りなきを保せざるを以て、村會の確定議を経て更に百尺竿頭一步を進め、村民の便宜と收穫の如何を見込み、十一月新穀の穫たる曉を俟ちて其餘裕の綽然たるに乗じ、徐ろに之を徵收せんと欲するの方畧を講じたり。若し夫れ然らずんば假令五月及び九月頃賦課徵收したりとて、收穫皆無の寂寥たる凶饑てふ村民に、徒らに苦痛と困難とを倍加せしむるの虞ありて更らに其の功たになく、徒らに晝餅に飯せんとするを以てなれば也。況んや昨年度の如き村税の滞納端なく凶作の爲めに一般の甚だし

きを招き、殆んど村歳入の缺陷は前年未だ曾て見ざる處なるにあらずとせんや。去れば時局の急に應せんが爲めに、大正三年度の通常經費は監督官廳の訓示に基き、能ふる丈の縮小主義を採り新規事業は総て繰り延べを行へ大斧鉞を加へて、學校に於ける學級の編成の如き、土木工事の如き、出來得る丈の削減を施行しつゝ時局の難を濟はんと欲したり。是れ皆凶饑の與ふる餘響にして先づ其具體的なる、縮小主義の財政方針を採らざるべからざる所以のものは、昨年度に於ける財政及會計の一斑を標示するの必要あらんと認識せらる。則ち年々歳々我兩村に於ける歳入及歳出の趨勢は其の膨脹に伴ひ、増加に傾きつゝあるは敢て贅言を要せざる者あると共に、亦從つて會計事務に於ける執筆は從つて繁雜し錯綜に赴かんとするは、蓋し免かれんと欲して免かれ得ざる状態なるが、大正元年度に於ける會計吏員は收入役以下五名の總員なりしに拘らず、當年度は四名の總員に過ぎざるものあるは頗る出納の圓滿を欲き、事務の變理を阻するの憾みなしとせず。殊に況んや我兩村開拓以來に於ける凶荒の襲來は、端なく第二期所得税の如き村税の如き、完全なる收斂を圖らんと欲するは不可能の事態ならずんばあらず。則ち當年度第二期所得税は殆んど溢滞なく好成绩を得たるも、遞次して其の第三期以降に及んでは減税更訂の手續を爲すと同時に、其の負擔を軽減せんことを籌畫したり。而して第一期村税の如きは何れも九分八厘以上の好成绩にして、頗る財政發展を觀るべきものありしも、凶作の餘響として納税思想の頓挫を招き、收斂亦意の如く收斂するを得ずして滞納額の漸次に多からんとするに傾きしを以て、各種民衆の集會の都度吏員を派し納税思想の涵養に努め、一面各學校長に依頼し納期失念者に對し兒童をして喚起せしむる等注意怠らざりしかど、年末迄に於ける收入の歩合は先づ以て八分弱の成績にして、更らに之を具體的に查明すれば、神樂村に於ては約千圓の滞納を顯はし神居村に於ては約六百餘圓の滞納を生じつゝ、村財政の上に豫め端倪すべからざる一大缺陷を呈露するに至る。故に會計の局に當り財政を双肩に擔ふもの此の收入難に際し、百尺竿頭一步を進め例年の

例に於けるが如く、克く民力の如何に就て其の貧富を斟酌し、棄權すべきは缺損せしめ、收入すべきは收入しつゝ、例年の成績を擧げんと欲せば、會計事務の鞅掌や實に非常なる難局なりと謂はざるべからず。或は滯納者に對してより以上の督促令狀を發するが如き、滯納處分を斷行するが如き、其の煩劇なること殆んど明治卅五年に於ける凶作時代と略ぼ酷似するの觀なくんばあらざる也。今回の凶作は古今罕有なる荒涼の慘狀を呈し、明治三拾六年以來に於ける饑饉なりと評せらる。今大正二年度の統計に據りて米作狀態如何を觀るに、作付反別神樂村に於ては一千八百三十町九反歩の水田收穫高は一千八百三十石九斗に過ぎずして、反當收量一斗たりしに徴せんか殆んど皆無荒涼の作柄なりと謂ふも蓋し誣言にあらず。又神居村の作付反別七百九町九反歩の水田より、其收穫高五百六十七石九斗二升の生産なれば、反當收量僅かに八升に過ぎずして枯稿衰殘の顯象なりと謂ふも可也。乃ち平年作として之を當年度の作柄收穫高に比較すれば、神樂村の平年反當收量一石七斗及び神居村の平年反當收量一石八斗の生産ありしに兩々相對照せん乎、殆んど九牛の一毛だにも達せざるものわらんとす。其荒涼枯稿を呈したるの狀態は端なく餓寒に瀕せんとするの彩色を顯はし、凶饉の面目は到る處として瀰漫せん。救濟事業の起るや偶然にあらざる也。斯かる凶饉の作柄を呈したる原因を釋ぬれば、第一當年播種季以來は氣温の高熱發射を缺き、何となく冷氣勝なりしと共に、開花時季に際して颶風の害を受け、稻禾の發育遅々として進まざるのみか、莖葉共に軟弱の暢茂を呈したりと雖も、開花期に至るも開花せずして不充なる開花を顯はしつゝ、結實期に至りて結實の光景を看るに至らざる裏に先き立ち、早くも凜烈なる霜冷の襲來に遇ふ。是れ即ち反當收量一斗乃至八升の收穫を擧げたるに過ぎずして、凶作狀態を呈したる最大原因たらざるはあらざる也。第二は當村農家の初期時代に於て收穫の多大なるを欲せざるにあらずと雖も、先づ以て確實なる收穫を擧げんと欲し、少額ながらも種子の如き概して早稻を撰擇しつゝ、之を挿秧したれば、竟に中稻の種類は殆んど之を採用せずして栽培す

るもの剿絶せんとするの顯象を呈したり。近年に至りて之れに反するの趨勢に傾き、殊に本年に於けるが如き早稻は僅かに全水田の五分一に過ぎざるの狀態を呈したるのみならず、播種時期に於ても初期時代の一般的傾向を觀るに、播種の早や過ぎるかの觀ありて、偏へに遅くれざらんことを注意し來りしも、爾後數年連續して豐稔に次ぐに豐稔を以てせしかば、農家の總へては之れに晏如として從來の如く早稻を使用せざると共に、深く播種に對する注意を缺き、其の挿秧時期を遅緩ならしめたるの傾向は、端なく當年の凶作を促かしたる動機の一原因たらざるはあらざる也。第三は近年發芽時季に於て泥包蟲の發生して稻の生育に被害を與へ、其の伸張を損じたること蓋し鮮少にあらざる也。されど土用時季に至り稍々回復したるも、莖葉頗る軟弱なりしか爲め其の後に至りて氣温冷下の餘響を受け、稻熱病菌(首イモチ)を蔓延せしめ、二百十日頃に達するも出穂たもなく、稻田一帶殆んど茶褐色を漲らしめ、出穂を遅延せしめたる個所も亦少しとせず。幸に出穂するものあるも遂に開花せずして枯稿するに至りぬ。是れ即ち凶作を顯したる一大原因たりし也。第四は施肥の度合に關して極めて過大に失せるの傾向なきにあらず。乃ち本年は金肥(魚粕)の低廉なりしに加へて米價の奔騰せるか爲め、農家は充分の收穫を得んと欲しつゝ、窒素肥料を過度に施したるか爲め成熟期を遅緩せしめたるもの亦甚し凶作を促かしたる原因の一ならんと思惟す。去れば之を要するに過去大正二년에於ける農產業の徑路歩調は、罕有の凶稔なりし丈け從つて之れか收穫期に至る迄多大なる興奮的の獎勵と、多大なる官民の援護的鼓舞を要したること論を俟たず。されども此等產業機關の有する拮据經營と、其の努力したる貢獻とに對して、豫期に添ふの收穫を博せざるは頗る恨事とせずんばあらざるなり。先づ同年間に於ける農產業に與へつつありし重要な我が兩村の農界の特筆大書すべかりし事態は「ドロット」害虫の發生驅除にありしこと、熟實期に達せざる間に早くも霜冷の襲來ありしに依り、燻煙法を布及したるにあること、凶作の結果として種籾の撰拔法及び其の儲藏法の獎勵に於けるが如き、重要にして

肥臆すべき珍事なりと謂はざるべからず。彼の「ドロット」害虫の發生驅除法に就ては、石油に砂を混淆せしめて、單に從來のその如き方法にては効果乏しきを以て、當年は種々苦心の結果細砂に加ふるに過燐酸石灰を混用せしかば、其成績頗る良好なりしを認めたりしなり。當時有ゆる驅除法を講じ、上川郡農會技手谷藤正太郎氏も態々巡回して之れが警戒的俱体の方法を授け、實地其撲滅を施したるものありしと雖も、神樂村西御料地百町歩。東御料地は既報の如く五十町歩の被害面積を呈出したるは極めて遺憾なりと謂はざるべからず。其被害の状態や根部を腐蝕せしめ、水稻の稍々伸張せんとする時季六月に發生し、間もなく驅除撲滅したり雖も、水稻を枯死せしめたるは其慘害恐怖すべきにあらざるや。兎に角害虫の發生は其蔓延する處蓋し微々焉たるものあるも、霜害の驅除に關する燻煙法に至りては、上川測候所長技手山田順太郎氏の派遣したるが爲め、此の霜害驅除に對しての新奇拔なる方法は、我が當村農家の初めて實驗講究せる處にして、技手の親切懇勸なる指導に依り農家何れも躍起と爲りつゝ、之れが方法に基き除防したりと雖も、其被害面積頗る尠然たるものにして水田の全部は之れが爲に枯稿せんとす。是に於てか神樂村の平年作反當收量一石七斗なるに關せず、當年度の收量反當は僅かに一斗に過ぎずして、其の收獲歩合は五分八厘八毛に達せず、其の作付反別一千八百三拾町九反歩に對して、一千八百三拾石九斗の生産收獲米を擧げしのみ。又神居村に於ける被害は作付反別七百九町九反歩に對して、其收穫米五百六十七石九斗二升の生産にして、平年作反當收量は一石八斗ありしを例としたるに關せず、當年度は纔かに反當八升到過ぎずして、其歩合四厘四毛に過ぎざりしが如き古今未曾有の凶饑状態を呈し、殆んど饑饉てふ采色は全村に瀰漫して愁雲暗鬱たるの慘禍や將に闔村の全野を蓋はんとす。されど霜害燻煙法の治ねく強行し布及したるを以て、より以上の被害莫大なるものありしならんも、五分八厘若しくは四厘四毛の收獲歩合を漸く獲得したる所以なりしなり。去れば此の晴天の霹靂とも謂ふべく凶饑采色の打撃は、農家をして來年度の種籾さ

へも殆んど欠乏するに至らんとして、其の撰抜方法や若くは種籾の儲藏方法に對し、上川農事試驗場員及上川支廳員の巡回農事講話會を開會して其善後策を講ずるか如き、或は饑饉に泣なんとするの窮民を續出したる爲め、其の救濟法を策したるか如き、皆此の凶作に基因せずんばならず。其の他小麦の反當り收量九斗。裸麥一石。大豆四斗。小豆二斗。豌豆四斗。菜豆三斗。玉蜀黍六斗。菜種三斗。蕎麥八斗。馬鈴薯二百五十貫。薄荷三組の生産は是れ則ち神樂村の反當收量なるが、神居村の生産も大同少異なれば之を省略せんも、之を要するに畑作收穫も例年よりも不作なりしは、氣候寒冷の致し餘響にて免かるべからざる者ありしと雖も、先づ以て米作の大缺陷を此の畑作にて幾分か補填し飯米代用に供へたるの顯象なりと評せざるべからず。敢へて當年米作の不況一斑を叙し、寔に悲惨に次ぐに悲惨の状態なりしを後日の段鑿として左表を添へ、農産物損害の形勢を掲げんとす

農作物損害狀況調

作物種類	大正二年反當收量	平年反當收量	收穫歩合
米	〇、一	一、七	五八八
小麦	〇、九	一、二	七五
裸麥	一、〇	一、三	七七四
燕麥	二、〇	二、五	八
大豆	〇、四	一、〇	四
小豆	〇、二	一、六	三三二
豌豆	〇、四	一、二	三三三
菜豆	〇、四	一、二	三三三

薄	馬	蕎	黍	菜	玉	菜
	鈴				蜀	
荷	薯	麥		種	黍	豆
三五〇	二五〇	〇、八	〇、三	〇、三	〇、六	〇、三
三〇〇	一、三	一、三	八	一、八	一、〇	
八三三	六一五	四一六	三七五	三三三	三三三	三三三

二 畑作收穫と農家の生活状態

大正二年度に於ける霜害の襲來と暴風の被害は、獨り水田米作に打撃を與へたるのみならず、畑作の收穫に對しても例年よりも多大の不作を呈したるのみならず、殆んど五分以下の作柄にして雜穀の生産を減耗せしめたること蓋し鮮少にあらざる也。是れ則ち我が當村農家の總べてに對し凶僅の本色をして一層深からしめ、其の缺陷を補填するの生産なく益々農家經濟界を沈淪せしめたるの動機なりと謂はざるべからず。勿論我が當村は水田稻作本位にして、畑作收穫の如きは敢て其の不足を感せずるの觀ありしは、他の畑作本位の村落と其の轍を異にしたるものなしとせず。されど昨年於ける凶作の如き豫想以外の荒涼慘憺たるの愁雲を漾はし、收穫殆んど地を掃ふて蕩盡せるの悲況は、全村を擧げて救濟事業に狂奔せしむるに至る。亦以て其の慘禍を識るべきのみ。されど幾分なりとも畑作雜穀の收穫ありしは先づ以て其の缺陷の幾分を補ふと共に、中農以下をして甚だしく困憊せしめざるに至りしは、僅かに其の喘餘を維持するを得たるのみ。之を要するに我が當村は水田稻作本位として畑作

面積よりも、水田反別の多大なるが爲めそれだけ、他村の畑作本位の村落に比較すれば米穀の收穫皆無なるに加へて、畑收穫の不足なる所以にして、醇厚たる畑作本位の農村よりも一段の凶僅てふ本態を呈したりと謂ふも蓋し過言にあらず。今左に昨年畑作の收穫状態一斑を掲げて凶作の態面を髣髴せしむるの一端に供せんとす。例せば平年作なりとせば小麥の如き反當收量一石二斗なるに過ぎず、僅かに九斗の收量あるに過ぎず。裸麥は平年作一石三斗なるも僅かに一石の收量あるに過ぎず。燕麥は平年作二石五斗なるに僅かに二石の生産ありし状態は、是れ豈我が神樂村に於ける畑作收穫の一斑にあらずや。更らに神樂村に於ける平年收穫高四萬三千五百七十七石の生産を擧げたるに拘はらず、大正二年度の畑作收穫高は九千五百九十二石八斗の生産額なりしが如き、又神居村に於ては平年作は二百四十五石二斗九升の收穫高ありしも、大正二年は僅々二千二百六十八石四斗一升の生産たれば、萎微として減收の状態を識るべきにあらずや。我が兩村農家の生活状態を観察するに、不況に沈み悲慘の裏に彷徨するものなりと謂はざるべからず。就中昨年秋期の暴風は端なく多大の被害を與へ、稻禾及び其の他の穀物を損傷せしめたると共に、氣候不順の爲め霜害を受け收穫殆んど皆無に歸したるの結果は、農家の總べては殆んど糊口生活の道を失ひ、種子購入の資力なきもの約百十有餘戸に達し其の人口四百七十餘人を算するに至る。されど一般經濟界に及ぼしたる影響は蓋し豫想外に出でたるの面目を顯はしつつ、上下一般をして端なく金融を杜絶せしめ、不動産の時價昨年と比較すれば約三割の暴落を見るに至れり。故を以て資本家も何となく企業界に放資するもの停止せんとして頗る沈鬱悲境の看なくんばあらざる也。

三 凶作救濟の方策

我が兩村古今未曾有の凶作に對しては、官民一致して之れか救濟の衝に當り、或は之れか爲に村會を

召集して懸案問題と爲し、或は吏員を派遣して窮民を調査したるが如き、或は篤志家を一堂の下に集め團欒的會議を起し、其の救済策を講じたるか如き、苦心經營殆んど盡瘁して到れり竭くせりと謂ふも蓋し誣言にあらざる也。去れば其の結果として俱体的救済策を實行せるもの、若くは目下熟圖謀畫中に屬するもの二三にして留まらず。則ち神樂村に於ける救済策を舉ぐれば、旭川鐵道保線に係はる砂利採取及び其の運搬工事の如きは、當村忠別河より砂利を採取せしめ、其の勞働を窮民に營ましむる事業たるべきものにして、旭川鐵道當局者と交渉を遂げ一種の請負事業として之を經營せしむるにあり。而して工事の砂利敷量は五百五十坪なると共に、其の請負金額實に一千九百八十圓にして當村農家の窮民を擧げて之れが勞働に服役せしめ、其の勞銀に因りて糊口の活路を開かじめたることは其の第一策也。次ぎには目下帝室林野管理局札幌支廳上川出張所と交渉を遂げ、御料林の立木拂下げを受けしめ、之を伐採して村内管下の各小學校の薪材に供給せしむるの目的に出で、村落の篤志家を以て之を擔任せしめ、窮民に對し伐木造材の勞働に當らしむると同時に、其の薪材を購入するの計畫にして、其の代金を適當に分配しつゝ、一時の采色を凌がしめんとすること其の救済策の第二也。而して又御料局に於て同村忠別河の護岸工事あり、主として其の經營は當村有志家をして之を請負はしめ、其の工事實に二千六百圓の鉅額なれば、窮民の總てを擧げて之れが勞働に當らしめ、其の困厄を救はんとすることは是れ救済に對する第三策也。又同村東御料地拾三號支線零號道路二百七十間の修繕工事を開始せしむるの目的は、其の計畫既に業に御料局と圓滿なる妥協を経たるが爲め、同村凶作の困難に瀕する細民をして其の勞働に服役せしめ、勞銀を與へて之を救済せんとするとは是れ其の第四策也。此等の積極的活氣ある經營は當該官廳に於て本年着手の筈なれば、一面窮民をして死地に活路の曙光を認知せしむると同時に、一般の奮闘的勇猛の精神を涵養せしむるを以て主眼と爲し、不撓不屈の意氣を振興せしめ、如何なる困厄窮地の危機に瀕せるも絶て沮喪すべからざるの興奮心を鍛練せしむ

るにあるを以て唯一の主眼と爲す。而して又救済策として未だ確定の運びに至らざるものあれば、其一端として計畫せるものは、宇上志比内と宇下志比内との間に於ける連絡道路新開鑿工事費四千七拾圓の半額を我か當村に擔任せんとするが如き、或は美瑛川に於ける護岸工事費二千四百五十四圓五十錢を投資して經營せんとするか如き、或は邊別川に於ける護岸工事費三千八圓の計畫の如きは、皆何れも時局の危難を濟ひ、窮民を賑恤すべく好機會の經營事業たるべきものなれば、此の工事を逸せず我が可憐なる窮民をして其の勞銀を得せしめんとするの提案なりと雖も、未だ此の善謀籌略は商議確定せざる未決問題に繋留しつゝありとは謂ふもの、救済方策の唯一なる事業として囑望したる二三の經營なりと評するも可也。又神居村に於ける救済事業の状態如何なりやと云ふに、國有林を上川營林區署より拂下を受け、之れか伐木運材造材を經營せしめ、窮民をして薪炭を製造するの勞働に膺らしめ其の賃銀を得て救済の一助に供せんとするにありとす。而して窮民の家族をして此積雪多期間を利用し藁工品を製作せしむるにあり。則ち其の原料なる藁は上川支廳より給與を受け、繩、草鞋。吹。藁。蓆等の如き工品製作を實行せしめ、其の收益を得て困厄救済の一途に資せしめんと欲するにありとす。其他旭川鐵道に於ける忠別川の砂利運搬事業を請負はしむること蓋し神樂村と同様に於て、其の工事の恩賚に浴せしめ、勞銀を得て活路の至難を救済せんと欲するか如き、皆其の救済策の一に數ふべき方略なりと謂はざるべからず。之を要するに此等數箇の救済方策は先づ以て當分我か兩村創僅に叫ぶ窮民を塗炭に濟はんとするに充分なりと謂ひ難きも、亦以て應爲の策たるに誤りなきに庶幾からんかと思惟せずんばあらず。救助を受ける者。救助を受けざる者。他を救助し得る者に對しては、今回凶作に際して我か神居神樂の兩村に於ける貧富の程度如何に因り、種々周到緻密なる調査の結果として村民の態様を區別せば、蓋し標榜せるか如く救助を受ける者。救助を受けざる者。他を救助し得る者の三種として自然差異を附するを得べき也。乃ち神樂村に於ては他を救助し得る者二百三拾七戸を

奄有し、神居村に於ては百八拾戸を含有しつつあるか爲め、愈々救濟事業の謁き果たる結果は若くは本年の收穫期に至る迄漸く其の露命を維かんとするの窮民に對しては應爲の方策を施し、之を救濟するに足るべく、而して全然他の保護的賑恤の恩資に浴せずして獨立生活を維持し得る者神樂村の九百六戸。神居村の二百九十七戸なりとせば此等は收穫期迄何等の救助的厄介を要せざる者なるが、只た夫れ救助を受けずんば危機に瀕し采色あらんとし、飢餓に泣喚する窮民に至りては、即ち救濟策の餘澤に預かる可憐なる農家とすべき者は、神樂村の五拾九戸。神居村の百廿九戸にありと謂はざるべからず。此等は別項に於ける救濟策に依りて充分其の勞銀を得、飢餓に陥いるが如き窮態に逼ること萬々之れ無からんと思惟する處也。

四 種粃欠乏と其の需給

米作の凶稔なりしに伴ひ其の荒涼廓落として殆んど衰色を顯はし、殆んど敗亡の摧殘状態を刺すに過ぎざるのみ。暴風の飄蕩する處稻禾の莖葉を傷け、激霜の降來する處結實の熟成を妨げたる結果は蓋し無人の曠野を往くが如し。殆んど一分作二分作の悲觀のみを以て充滿せざるはなし。而して此の重大なる餘響として第一農家の欠乏に耐へ難く、需給に困難を與へたるものは來年度に於ける種粃問題の準備難にありしと謂はざるべからず。實に種粃問題は上川全部農家に於ける焦眉の緊切問題たりし也。否な全道に於ける生命的問題たると共に、呼吸的問題にして實に全道の休戚に關する懸案たりし也。幸に當村は上川産米の祖先地たると同時に、水田開發の端緒を起したる米作の本源地なれば、肥料。播種。耕作の比較的宜しきを得たるか爲め、幾分か種粃の需給難を訴へざるものありたらんも、其の他に於ける町村に至りては死生を賭してさへも其の購買の先後を競へ、種粃一石の價格三十圓乃至四十圓に奔騰せんとするの商勢の勃興せしむ。然かもるれさへ殆んど供給難に切迫して態々我當村

に來りて之れが購入を特約せしめ、若くは破格の代價を拂ふて他に譲らざんことを是れ狂奔す。去れば當該官廳は其の間に斡旋して、紹介の勞を採るべく盡瘁計畫して需給機關と爲りしやの觀ありて、各村に行脚的巡廻と共に急派せらるゝの官吏ありて事態の難局に處し、漸く種粃の缺陷を補填するを得たり、其粉骨碎身の状態想ひ觀るべきにあらずや。實に種粃問題の農界の一大懸案として講究せられつゝありし也。去れば我當村に於ける種粃需給状態の如何を觀るに、二村を通じて三百五十三人は種粃需要の資金を有せずして、止むなく拓殖銀行より之れが資金を貸借し、一定の土地家屋を擔保としてさへも拓殖銀行の恩恵に浴せざるべからざるの餘義なきに至る。而して其の需要種粃數量九百石の多きに達し、實に其資金一萬七千六百五十圓を投じ巨額の代價を消費するの窮態陥陥を演ずるに至る。豈夫れ悲慘の至りにあらずとせんや。又地主親戚より資金の融通を得たるもの三百四十二人にして、其數量八百五拾五石の種粃を購入し準備したりき。此等は拓銀の厄介たらずして先づ以て一時を糊塗し得たりとせんも、親戚知己の知遇に頼ることを得ず、亦拓銀の資金を借らんとするも擔保に供ふる不動産もなく、止むなく官の救助を受くるものに至りては、兩村に於て百九十一戸にして其の金額二千八百六十五圓を算す。此等は中農以下の小作人に多くして困憊殆んど打撃の頂上に達したる者にして、相應の保護的聲援を與へ其の救助を施さんとするの籌畫也。斯かる凶作状態が比較的我が當村は他村のそれと比較する時は、富裕綽然たるの資力豊饒なりと艶稱せらるゝ富村なるに拘はらず凶荒の演出する處端なく種粃の原料を差支へ、他の恩恵を受けざるべからざるに至る。況んや今日及將來の收穫期に至る迄糊口に切迫せんとする者百六十五戸。人口八百九十七人。其の期間二月より七月迄に至る六ヶ月の食糧準備なかるべからずして生活に厄し、飢餓に瀕せんとする者なるが其の救助に要すべき金額は、實に一万一千四百三十九圓九十六錢の巨費を擁せざるべからず。是れ豈野に餓卒あり民に采色あるものにあらずして何ぞ。蓋し種粃資金貸與を受くる者獨り當村のみならず上川全部に

一帯に亘りて哀願する者殆んど踵を接したれば、拓殖銀行及普通銀行共其の要求を峻拒し、其の機關を杜絶せんとするの繁多なるを顯示したるにあらざるや。亦以て種糶需要の如何に切迫にして如何に拂底せんとせるかを看取するに足るものあらんとす。

五 保護的賑恤を受くべき者と保護的賑恤を

要せざる者の調査

現今我が兩村に於ける戸數一千八百三十有餘戸。人口九千五百五十有餘人を有する者の内に就き、更に神樂村に於て拾四歳以上七十歳未満者百五十五人にして、其の内労働に堪ゆる者百四十人を占め、疾病其の他の爲め労働に堪へざる者十五人を有し、又二才以上四才未満及び七十歳以上にして労働に堪へざる者百三十五人を有す。又二才未満の者は二拾人にて是れ亦労働に堪へざる者なり。總べて此等労働に堪へざる類及及び幼弱者に對しては、保護的賑恤を與へんと欲するの方針にて夫々畫策を講じつつあり、又神居村に於ける拾四歳以上七十歳未満の者三百五十八人にして、就中労働に堪へる者三百廿八人。疾病其の他に於ける事故にて労働に堪へざる者三十八人。二才以上十四歳未満及七十歳以上の者にて労働に堪へざる者三百三十五人を有し、二歳未満の幼兒にて労働に堪へざる者は亦廿五人を有せり。兎に角此等労働に耐へざる老幼及び疾病羸弱者に對しては、神樂村と同様何れも保護賑恤を行ふの方針にて、着々一村の村是として村會の確定議を経たる上此の凶僅の慘禍より之を濟ひ其の糊口を凌かしめ、本年收穫期に至る迄遺憾なく其の活路を開かむると同時に、労働し得る者に對して兼て計畫の救濟事業に服役せしめ、其の賃銀を得せしめて之れが厄難中より救はんと欲す。労働に堪へざる羸弱者老幼に對しては、出來得る限り賑恤の恩恵に浴せしめんと欲するの方針なるが、別項

に掲げたる如く、大正三年二月より七月迄は其の救濟資金一万一千四百三十九圓九拾六錢を要すべくして、大正三年二月より七月迄六ヶ月間は其の救濟資金七百四拾四圓の鉅額を要すると同時に、總計窮民の戸數百八十一戸。人口九百八十三人を有する状態ならずんはあらず。實に闔村に取りて凶作の結果村財政の缺陷あるに加へて此の意外なる救濟資金を要すべきは、一大苦痛と謂はざるべからずして財政上經濟上の危機に瀕するものあらんとす。

戸長松下高道時代より觀たる商工業の盛衰

闔村に於ける明治三十六年より大正二年に至る迄の商工業に伴ふ盛衰を觀るに、明治三十六年には少規模ながらも物品販賣業や、製造業や、運送業や、土木請負業や、旅人宿業やを合計すれば四十四戸を有せり。明治三十八年に至りては九十二戸の商工業に増加せる所以は、主として物品販賣が四十六戸を爲り、運送業が前年二戸ありしに過ぎざりしものを廿二戸に増加したるのみならず、其の他大工鍛冶。遊藝。乗合馬車業等の新興せるに歸せざるべからず。其は乃ち前年四十四戸の商工業が九十二戸に膨上しつゝ増加せる結果にありと云ふに因るのみ。明治三十九年に於ては物品販賣の如き、其は一戸増加せるあれど、運送業は一頓挫の姿勢を爲り飲食店業も同様の歩調を爲りしを以て、僅かに七十五戸の商工業を維持するに過ぎず。明治四拾年に至りては漸次前の衰兆を救ふの状況なきにしもあらずと雖も、其れさへ飲食店や大工職の増加ありしが爲め八十三戸と爲りしのみ。明治四拾一年より明治四十二年に到る間に販賣業と製造業と理髮業と代書業と牛馬賣買業との増加せるを以て、百五戸の商工業を有するに進みしは蓋し四拾一年の現状と倣す。されど牛馬賣買は皆無の姿と爲り、湯屋業も皆無の姿と爲りしと雖も、物品販賣業の勃興せる結果は百十八戸と爲りしにあらざるや。明治四十三年に於ては減少して九拾三戸の商工業と爲る。明治四十四年に於ては百十二戸に頭角を擡げつゝ、大正元年に

至りては販賣業も製造業も理髪業も増加したるのみならず、嘗ては一頓挫を招徠せる牛馬賣買さへも廿四戸に増加を博せる影響として百六十五戸の商工に一變ず。大正二年に至りては委託販賣なる業家六戸を新出し、運送業も幾分増加し土木請負業さへも増加せるが爲め、百七拾三戸の商工を顯はすの趨勢を勃興せしめ、農村の發達と共に小舗小工の増加しつゝある顯象と見做べきは論を俟たず。

一 旭川町外三ヶ村戸長仁科養時代より觀たる

工場經營

全村内を通じて工場を經營するものを井上精米場。鈴木煉瓦工場。日本飛水車工場。星野精米場。野崎精米所と做す。就中史的因縁の関みしつゝ古き創置に係はるものは、鈴木煉瓦工場たるは論を俟たず。次きは野崎精米所にして年額十六万二千圓の收入を擧げ、工場中の異彩を放てるもの也。之れと相對峙しつゝ其の收入は兎も角も、製造品の産額多きのみならず堅牢精巧を以て名聲を騰け、稍々組織の鞏固なるものを鈴木煉瓦工場に屈指せざるべからず。其の他は孰れも稍類似の經營にして殆んど輕輕し易からず。

◎明治四十二年以降現在工場

工場名	製造品	原動機	實馬力	備考
井上精米場	精米	四二〇石	石油發動機	六神樂町に在り四十二年十月創立職工二人井上力次郎氏の經營とす

鈴木煉瓦工場	煉瓦土管甕等	一〇三、〇〇〇本 一〇一、〇〇〇本	煉化石 家根瓦	廿五万本 五千枚	臺場ヶ原にあり明治三十三年四月創立職工十七人鈴木豊三郎の經營とす
同四十二年工場	米麥賃搗	玄米四百石 裸麥百廿石	精造	百六拾八圓の價格	明治四拾年四月佐竹清次郎の創立に係はる、神樂村西御料地にあり
日本飛水車工場	星野精米場	玄米七千二百俵を精白し之れか賃搗七百廿圓とす	日本形水車	廿馬力	明治四十一年六月一日の創立にして神居村新區畫地一號六十八番地星野幸三郎の經營とす職工三人あり
野崎精米所	野崎精米所	一万二千石を精米して拾六万二千圓を得	日本形水車	約廿五馬力	明治三十六年野崎小三郎氏の創立に係はり、職工八人を備へ神居村美瑛町堤防地内にあり

二 臺場ヶ原の煉瓦製造工場

神居村字臺場ヶ原に於ける煉瓦製造所は、明治三十三年四月の創立に屬せるものにして、鈴木豊三郎氏の經營せるものなるが、明治三十四年に於ける産額販賣高は、煉瓦石三万六千枚の價格七百二十圓。屋根瓦九千枚の價格六百三拾圓を以て之を計算し、其の他土管。網足。甕等を製出すること益々擴大に赴き、之を前年度に較すれば二割増の巨産額なり。然かも其の販路の多くは大概旭川に歸き年々好況

を呈し、極めて社運隆昌に向へつゝありしが爲め、同年度に於ても大に其の事業の範圍を伸張せしめ以て着々今日に於ける基礎を造成したり。要するに農本位の當村に於て遠く其の星霜を閲みし、工業界の會社組織としてや觀るべき事業は、夫れ只此の煉瓦製造所の一村の成立と共に、其の成立を長くしたるにあるのみ。

三 麥粉。澱粉と晒餡。精米の生産

明治三十四年十二月三十一日の現在調査に據れば、澱粉及び晒餡の如き製造家なかりしと雖も、小麥の製粉に至りては神居村に二戸を有し、其の産額百廿五斤にして其の價格實に八百七十五圓の收入を擧げつゝありしにあらすや。然かも精米場の如きも二戸を有したるが、之れが精米額五千石を擧げつゝありしと共に、精麥に於ては是れ亦優に一千二百五十石の製造ありしか如き、畑作物の重要な時代に於て、麥類の原料に豊富なりしが爲め製粉業の發達を企圖するを得べかりしは勿論、雨紛米の如き米作の過渡時代に於てありしかば、神居。神樂の産米は此等の精米業に由りて旭川市民の聲價を博しつゝあり。要するに明治三十四年度に於ける農産物製造は製粉と精米との二者に過ぎず。其の他澱粉及び晒餡の如きは殆んど絶無にてありし也。製粉は所謂麥粉にして其の製造戸數僅かに二あるのみ。是れ乃ち麥類の不足勝なる當村に取りては無理ならぬ次第にてありし也。然も製造戸數は寂寥たる寒鴉枯木の荒涼とも云ふべき有様にて、神居村のみにして神樂村に之れなく、製粉高百二十五斤此の價格八百七十五圓なれど、其の精米高に至りては精米五千石。精麥高一千二百五十石を算するに至りしと雖も、米産地たる神居村に取りては蓋し少數なりと謂はざるべからず。神居。神樂の産米は多く旭川に輸出して豪商鉅賈に於て電機的精米に製造せらるゝが爲め、旭川に密接したる當村に取りては玄米の夥多なる割合に精米の寡少なる所以は、蓋し之れに原因したるにあらざるなきを得んや。

四 明治三十五年度に於ける商工界の形勢

謂ふ迄もなく當管域に於ては農業本位なるが爲め、商工界の如きは微々焉として發達觀るべきものたもなく、纔かに一隅に存在せるに過ぎず。されど神樂村に於ては物品販賣業拾五戸尤も多數を占め、之れに次げるは飲食店業四戸なりとす。其の他製造業。運送業。土木請負業。旅人宿業。湯屋業等にして僅に一戸乃至二戸に過ぎざるもの輒ち是也と謂はざるべからず。此等の商工業に於ける總戸數は神樂村二拾四戸神居村九戸なるが、概して神樂。邊別等の市街地に於てす。然かも農業本位の傍ら副業的に兼帯する者多かりしを以て、商工界と云ふは固より該當せざるの名稱にして、村落の遠隔不便を補へ之れが供給に應ずるに過ぎざりしのみ。豈亦大なる取引需要なること旭川の如きものならんや

五 永山村外三ヶ村戸長本多親美時代より鐵道開通前に於ける野菜本場の美瑛町及中島

旭川町に於ける市場魚菜類は未だ微々として勃興せざる場合に於ては、神居村字美瑛町の如きは寔に野菜供給の本場たりし也。乃ち明治廿五年以前に溯らんか、札幌丸山附近より同村字龜吉附近に移住せる山形縣人は、主として野菜物を栽培しつゝありしが、殊に山形庄内茄子の如きは盛んに培育流行せるのみならず、一時芳名市場に褒揚喧傳せらる。而して之れと同時に山形縣移住人は茄子の外胡瓜。牛蒡。葱。南瓜等の如き野菜類を栽培するを是れ競ふ。爰に於てか旭川町に於ける野菜仲買商八の如き者續々美瑛町に到來して、庄内茄子やら其の他胡瓜やらの野菜を競争的に之を購入するが爲め、美瑛町は其の附近より産出したる野菜類は、堆又堆を形成して累々たる茄子。胡瓜。南瓜。牛蒡。葱等

の輻輳し填隆せんとして、宛然野菜市場の面目を顯はしたるのみならず、實に美瑛町は野菜市場の本場たるの觀ありし也。當時旭川町の發達が遲々として展開せざる際は、野菜類の供給地として其の殷賑なること旭川市場に遜色なく、何となく繁華の形勢を起さしめ其の發達の地步を肇めんとしたること、約明治廿三四年頃より漸次明治三拾三四年間に至る迄の長時代を劃して、美瑛町は野菜本場の面目を維持したりし也。されど第七師團の重鎮を近文方面に築造するに及んで、旭川町は一層の勃興的超躍を見ると同時に、總べての潛勢力は自然的同方面に吸飲せられ、美瑛町野菜市場の活氣も何時か鷹栖村中島方面に轉化し、占領せられんとするの變局を開きたり。野菜類は師團の需要漸次に旺盛を呈しつゝありしと同時に、旭川町の膨脹は蔚然として新面目を惹起したるが爲め、野菜の買入と需給との關係は一段の販路を擴大にしたり、此の新機運を見るに炯眼なる山形縣人札幌丸山に在りし移住人は、近文方面にも新に移住して野菜類の栽培に従ふ。去れば中島方面に於ける農家も之れに伴ふて野菜類を副業とせざるはなく、野菜類栽培熱は美瑛町より旋回しつゝ、轉換して鷹栖村の流行と爲る是れ輻輳同方面は第七師團の重鎮を奠めしより、野菜類を栽培すべき肥料の供給豊富なりしこと、美瑛町の比肩する能はざるに至りし原因と、前叙の事態と變局は端なく美瑛町に於ける野菜市場に一大打撃を與へたる餘響は、明治三十四年頃より漸次に美瑛町野菜市場の本場をして唐類に赴かしめ、退嬰せしめたる所以ならずんばあらず。之を要するに神居村美瑛町に於ける野菜市場の活氣は、第七師團の重鎮を近文に奠めたるが爲め、自然的衰色を顯はしたりと謂はんか。去れば明治三十八年九月七日上川支廳第二課長より、上農第七三八號を以て戸長西村數省氏に對して、青物類市場に於ける状態及其の販賣額に就て調査し報告すべく通牒ありしと雖も、遺憾なる哉當時は美瑛町青物市場の如きも何時しか退嬰的衰亡を萌さし、亦以て盛時の面目を看るに由なかりしか爲め、同年九月九日戸長西村數省氏は、甲第七一二號を以て市場調査の事實は當村にあらざるが爲め、何等の具体的事項なきを回

報したりし也。明治三十八年時代に於ては美瑛町の市場も活氣横溢しつゝありし潑瀾たる光景と、青物需給の瀕繁さへも亦看ること能はざりしは、蓋し村民をして轉た悲憤慷慨の涙あらしむ。嗚呼時運の變遷や駭くべき哉。

六 神居古潭に於ける北海道石灰株式會社

神居村神居古潭に於ては無盡藏とも云ふべき程に石灰を含蓄しつゝありしかば、明治三十六年より旭川町一條通十二丁目齋藤文吉氏之れが採掘に従事して以て肥料及消毒用の供給と爲したり。大正二年旭川區藤本本造氏は株主を募集し、北海道石灰株式會社を組織したり。今左に明治三十九年十一月九日戸長仁科喜作氏が調査せる同地石灰生産額を掲載すること左の如し。抑も北海道石灰株式會社は藤本本造が社長として事務を執掌し社員八人を備ふ。資本金八萬圓にして株主は六十人を有したるが、石灰年額一萬五千俵を生産せしめつゝありと雖も、需要販路の廓大するに従ひ其の發掘産額を増加するを得べきのみならず、神居古潭に於ては無盡藏の石灰を埋没し、眞乎に寶庫たるやの産出額なりと雖も、未だ豫期の如く増加せざるを以て止むなく如上の發掘に熄めつゝあるのみ。同社は創立の際旭川區に建設したりしかば、大正三年秋神居古潭に移轉せしめ六十六坪の倉庫と、四坪五合の事務所を創築しつゝあるが、漸次其の規模を擴張して廣く全道に亘り以て歩一步毎に足場を占め、之れが經營を勃興せしめんと欲す。同社が明治三拾六年より明治三十八年に至る迄肥料及消毒用とも四千五百八拾俵を産出せしめ、其の價格三千二百圓を以て算せられし也。

一 黑穗豫防と施肥と短冊苗代

大小麥及び燕麥裸麥等に發生する黑穗病菌の豫防撲滅に關しては、我が南村に於て熱湯殺菌法を勵行

したること、遠く明治三十七年に之を濫觴したりし也。されど熱湯殺菌法の如きは實行頗る至難にして化學的智識を要すべきものと共に、手數繁多なること尠しとせず。故を以て我が大規模に伴ふ畑作を行へ、水田を播種する村落に於ては實行の永續は頗る煩忙を極むる農業最盛期に際して到底不可能の事態なくんばならず。従つて今日に至りては漸次同法を行はんとするもの頗る罕有の狀態なりしもの、如し。明治三十七年黒穂菌豫防を施行せるもの我が神樂村に於ては、燕麥に發生せる黒穂菌の蔓延の兆候ありしかば、之れか撲滅の爲め同法を行ふもの農家戸數拾八戸。其の豫防法を施行せる反別五十八町五反に垂んとす。其の流行の猖獗なる趨勢亦識るべきものあらんのみ。而して又神居村に於ては燕麥に黒穂菌を發生し、之を豫防せる實行反別十二町歩に及び、其の被害に類したる農家十二戸に達す。若し夫れ被害範圍の程度に就て神居村は微少にして、神樂村の慘狀尤大なるに若かざるものありと雖も、或は熱湯殺菌法を以て之を剷絶せしめ、或は拔穂を以て之を殄滅せしめたるが爲め大小麥及び裸麥等には被害の波及せざりしは、蓋し不幸中の幸福とも謂ふべき也。又堆肥の實行せる戸數は農家總戸數六百四十六戸にして、穀類に施肥せるもの四百五十町歩。糞類は十町歩。根塊類は百五十町に及ぶ。其は即ち神居村の堆肥の狀態一斑なりと雖も、神樂村に至りては穀類に施肥せるもの七百四十八町歩。糞類は二十四町歩。根塊類は二百九十七町歩に達したり。是れ則ち神樂村に於ける施肥形勢の一斑たりし也。農家の何れも堆肥舎を建設して馬糞に混淆するに野草類を撿入せしむ。然れども切返法及び成熟法に關しては餘りに放任に流れ、動もすれば硝酸の發生すると蓋し鮮しとせず。而して短冊苗代に至りては神樂村に於て僅かに四戸。苗代反別二反五畝。神居村に於ては實行戸數二。其の反別拾七歩に過ぎず、何ぞ夫れ短冊苗代の萎微として振はざるの甚だしきや。

二 戸長西村數省時代の獎勵鹽水撰種の實行に於ける嚆矢

稻種の善良なるものを得んと欲せば鹽水撰を施行して、稻種中の精粹なるものを簡拔するに若かず。從來鹽水撰の流行せざる以前は唐箕撰を布及せしめつゝありしは、日本一般の常例とする處なりしか我が當村に於て鹽水撰種の勵行せられたるは、明治卅七年支廳及び神樂村農會長水野喜代治及神居村々農會長小泉又三郎氏も率先其の有益多なるを吹聴し、激勵せしめたるの餘響は一般の感動する處と爲り、或は其の布及を企圖せんが爲に技術家の派遣を乞ひ、農家一般をして鹽水撰種の實行方法を講習せしめき。是れ蓋し本村令法の普及したる稻種改良の嚆矢なりと謂はざるべからず。當年神樂村に於ける鹽水撰種は水稻を播種せる者四百戸ありしかば、之を履行し試験せし者二百戸あるに過ぎず。然かも其の栽培反別六百五十丁に對する鹽水撰種を實行せるもの三百九十丁歩たりし也。又神居村は令法を實行せるもの農戸數二百に對する僅々百戸に過ぎず。而して其の種類は水稻にして栽培反別三百町に對する百八十町歩にして、神樂村に比較せんか蓋し農戸數の鮮少なるに飯せずんばならず要するに我が當村は明治三十七年より鹽水撰種の嚆矢を開きたりと雖も、爾來幾多の星霜を経て今日に至る迄一興一低の狀態ありし也。兎に角我當村の如き内地に於ける集約的緻密なる面積少數の水田を耕作する者と殆んど其の趣向を異にしあれば、比較的大規模の農業組織より區劃したる田面なりとせば、廣袤平衍として悠遠限りなきの大農的粗笨の耕作法なりしか爲め、従つて之れに需要すべき鹽水撰種も内地の如く少石數にて、充分應用するに足らざるは農家諸彦の頗る苦痛とする處也。然かも撰種一度成れりとせんも、更らに鹽分を洗滌一掃するにあらずんば其の効果期俟し難しとす。是に於てか大規模の我が水田には成る程一應合理的の撰種なりと雖も、甚たしく煩雜錯綜せる場合は其の面倒なること甚たしきか爲め、蓋し實行の其間に頓挫したるものなくんばならず。されば今日は從來藩政時代よりの唐箕撰種は一般に復舊せられ、挽回的に行はる農學博士横井時敬氏發明の鹽水撰も何時しか當村に於て一興一低しつゝあるの狀態也。

三 鹽水撰種と黒穂菌豫防

水稻の原種たるを問はず、將た麥類原種たるを問はず、塩水撰及び其の他適切なる殺菌法を施行するにあらずんば、發芽生育上に於て阻害を來たし圓滿なる收穫を企圖すること能はざるは勿論なりとす。明治三十八年度農業獎勵上の実績と其の計畫に關する状態を調査するに、神樂村の鹽水撰種の實行は水稻を培育せる農家四百戸なるに、其の實行戸數二百四十戸に達し、之れが栽培面積四百三十町歩なるに鹽水撰種を植播したる反別三百一町歩に相達せるが、殆んど鹽水撰種の實行をして全面積の大半以上に及びたる形勢なりしもの、如し。大麥に至りては鹽水撰種を實行せる戸數僅かに十四戸にして七十戸の大麥栽培農家あるに關せず、斯かる状態なりしかば其の栽培面積二百町歩を有しつゝあるに鹽水撰種を種蒔と爲したる者は六十町に過ぎず。小麥の如き栽培農家五十戸なるに鹽水撰種を實行せる戸數十戸にして、二百町歩の面積ある内に四十町歩の撰種を播布せるのみ。裸麥の如きに至りては愈々鹽水撰種の委微として振はざる形勢を看んとす。則ち栽培農戸數六十軒なるに實行戸數十二軒に至りては、當時の市場をして需要を増加せしめ、價格も比較的高調を維持したるを以て一般生産家を至りては、播種耕作上に對して頗る多大の注意を拂はしめたるの傾向なしとせず。燕麥を耕作栽培する農戸數百戸に對し、鹽水撰種を實行せる者七十戸に相達し、二百五十町歩の燕麥面積が百五十町の鹽水撰種を播種せるに徴せんも、愈々燕麥に對する農家の注意甚大なりしを諒承せしむるに足らんとす。大麥及び裸麥。燕麥に對する黒穂菌の豫防勵行を觀るに、一般に布及せざるの狀態なりしかど、燕麥に對してのみ稍々黒穂菌の勵行をして完膚なからんことを期俟せる形跡なきにあらず。則ち大麥は二百町歩に對する六十町歩にして、裸麥は百三十町歩に對する二十六町の黒穂菌豫防法を實行せるあれ

ど、燕麥は二百五十町歩の栽培面積に對して百町歩の黒穂菌豫防を施行せるに由りて、當時農家の總べては水稻と燕麥との播種栽培に關し一層の警戒を加へ、慎重緻密なる注意を以て其の收穫を企圖せるを觀るべきにあらずや。

四 鹽水撰種と黒穂菌豫防

神居村に於て水稻に對し鹽水撰を施し、原種の優良なる物を簡擇しつつ播種栽培を行へし田地面積は二百九十三町歩の内百七十六町歩を以て鹽水撰種の實行成績とす。之れに亞けるは燕麥の百五十町歩に對し、鹽水撰の原種を栽培せるもの三十町歩あるのみ。其の他稻黍の三十九町歩。藎臺の拾四町。裸麥の三十町は乃ち以て鹽水撰種を實行せる田畑栽培なるも、其の大小麥の如き鹽水撰種の實行極めて鮮少なりしもの如し。概して之を要するに農業上鹽水撰種の實行は、栽培總反別の半數以下なる状態を脱せず、稻作と燕麥を除くの外鹽水撰種の布及せざるを看るべくして、播種法の舊來の如きを看るのみ。黒穂菌豫防法を施行せるものは燕麥の總反別百五十町歩の内六十町歩に對してのみ菌類の發疫を防げるに過ぎず。黒穂菌の豫防を施せるもの百分比に基き成績の多寡を比較せば、大麥は十五町歩にして、小麥。裸麥は各實行反別十五町歩あるのみ。實に黒穂菌の豫防法の閑却せらるることの甚たじきこと一に何ぞ斯の如きや。

一 戸長武市清行時代よりの苹果園の興亡

秋色廓朗にして天澄み氣晴れたる時季に際せん乎、試みに吟杖を曳いて果樹園に遊びたりとせば、林檎樹は顆々として紅丸を綴り、滿朶は悉く熟實の灼爛せるを裝へ、枝柯爲めに撓まんとするの壯觀は是れ豈我が神樂村御料局果樹園の林檎にあらずとせんや。其は當に御料局の果樹園のみにあらずして

到る所に於て個人的經營に屬する苹果の培育せられたるもの蓋し鮮少にあらざる也。されば此の苹果經營熱の旺なりしは明治三十年頃にして、栽培の起源は遠く明治廿七八年の時代なりと謂はざるべからず。此の時代は一面水田開發の初期時代なりしと同時に、苟も適宜の空地ありとせば競ふて林檎樹の培育を行はざるものなしと謂ふも蓋し過言にあらざる也。然かも我が全村に於て大規模の苹果園を經營せるもの御料局果樹園の如き、田中果樹園の如き、其の隨一なりしものにあらずとせんや。蓋し御料局に於ける果樹園は主として林檎を培養しつゝ、其の廣袤や殆んど廿四町歩の大地積を奄有したれば翠葉の影は婆娑として全園を蓋へ、林樹は鬱葱として陰冥天日を支ふ、黃紅色を横溢せしめて滿生したる苹果は、或は垂下したる枝上、或は矗立したる枝下何れも幾重となく碧玉と丹光を眩射して、錯綜點綴の妙趣や殆んど遊人をして一賞三嘆せしむるのみならず、樹下に逍遙しつゝ、頭尖を少しく擡ぐれば、ブラ下がりたる苹果に觸れ衝り、手を振り擧ぐれば立處に數十箇の苹果を袖裡に藏め得べし。加ふるに一陣の薰風は飄蕩して枝葉を吹き拂はんか、一種馥郁たるの佳氣は紛々として人の四邊を襲ふ。有ゆる林檎樹の種類は雜多にして一々其の名稱を臚列するを得ずと雖も、園樹の枝柯を交又して瀟颯寂寞たるの處、甘露の如き紅魁の如き、紅絞の如き、小樹木にてさへも殆んど五六百斤程の累累たる果熟を看る。苹果の巨大なるもの其の重量七八十目に達し、甘汁流るるか如く滴下するか如くして、試みに一顆を截り皮を剥き之を喫すれば佳味津々として唾涎の覺せず双頬を濕ふするものなくんはあらず。幾白となく幾干となく亂下して枝上と枝下にある紅魁の如き、紅絞の如きは遠くして之を望まば燦然として名星の閃くが如し。近くして之を眺めば爛熳として珊瑚の如し。眞に御料局に於ける果樹園の苹果の偉觀は、人をして隨喜せしむるものあると同時に、一見歡呼して去るを得ざるものあらしむ眞箇の樂園たりし也。眞箇の遊園たりし也。其の經營費一ヶ年を通算して約千二百圓を要したりき。之れと相駢稱せられしもの田中苹果園は約六町歩の面積を占有しつゝ、我が當村に喲

啖せらるる處と爲る。亦以て苹果の栽培に關する趨勢は當時如何に勃興しつゝ、蔚然たる乎を識るべき也。されと遺憾なる哉此の苹果に對する旺盛熱を減殺し、頓挫せしめたるものありそは何ぞや、明治三十四年及同卅三年に於ける嚴寒氷雪の激烈なりしは、古今罕れなりし變動なりと稱せられ、零點下四十度四分乃至四十度八分に到達せること即ち是れなりと謂はざるべからず。而して其の與ふる所の影響は濃霧を湧起しつゝ密林を掩蓋せしめ、四顧冥迷して殆んど咫尺を辨するものあらざらしむ。併せて寒威の酷烈なる所は苹果樹を凍死せしめ、万木之れか爲めに枯稿し傷疾せざるものなからんとす。されば兩年度に於ける氷點下四十度の寒冷と氷威さは、端なく御料局及び其の他にある林檎樹に凍傷を與へしめ、殆んど苹果園をして瀟如たるの摧殘を及ぼし、敗壞の衰色は再び之を捲き起して蘇生せしむるの難き慘狀を呈したりし也。更らに之を別言せば果樹園の苹果は此の際殆んど其の過半を失ふの災禍に逢ふ。其の他我が當村に於ける苹果樹の退歩を招がしめたる原因は、爾來プランコ毛虫の如き、蟻虫の如き、腐爛病の如き續出して熄むの時代なかりしかば、漸次林檎樹の培養者をして收支相償ふことを得ざらしめたること輒ち是也と謂はざるべからず。爰に於てか明治三十八年頃に及んで、聽がて我管内の林檎生産家は減少し僅かに試験的の栽培幼樹あるのみに過ぎず。其の退嬰の衰兆や此の時代を以て一期を劃したるものにして、興亡の如何は前叙に就て之を考察せられよ、苹果に與ふる寒威てふ凍死は第一活目すべき問題たらんばあらず。其の他害虫の如き人為を竭さは冀くば之を豫防するを得ん歟。兎に角本道苹果の名産地たる余市の如き饒名を博せざる所以のもの凍死問題にありて存す。

一 戸長松下高道時代に於ける果樹園及其産額

果樹としての林檎は神居村に於て之を闕きしも、神樂村は明治三十四年に於て實に唯一なる名産地に

てありしを觀る。否な神樂村に於ける一帯の曠野は、御料地の林檎果樹到る處に類々として紅丸を點綴するを看しにあらざるや。明治三十四年の統計に據らんか當時培育したる林檎の種類の洋種にして、之れが果樹園反別約五町歩の廣袤なりしが、樹數三千本の多きに達し一万斤の果實を獲したり。更に之を樹齡別にせば十一年以上十五年以下の林檎八百本。九年以上八年以下の林檎一千本。七年以上八年以下の林檎六百本に達し、其の他五年以上六年以下の林檎より、一年以上四年以下の幼樹に至りては二百本に達したりき。當時林檎の蕃殖栽培に就ては豈それ偉觀を呈したるを見じにあらざるとせんやされど其の後に及んで氣候風土の嗜好せざるが爲め、枯損凋落を呈したりしかば、漸次其の衰頽を醸すに至り、殆んど今日に於ては僅か愛園家の愛撫したる殘種が、到る處の農家に存在せるに過ぎざるのみ。

三 戸長西村數省時代に於ける苹果の病虫害

空知及び札幌各支廳の管下に於て苹果の病虫害到る所に續發して、其の蠹蝕を受くるもの鮮しとせず爰に於てか當局者之れに憂ふる所あり、百方手を竭くして之れか蔓延を禦ぎ、之れか剽滅を盡したる旨明治三十八年六月廿四日第二課長屬安東重起氏の照會に依りて其の被害の歴然たるを識らる。然るに幸福なる哉我が兩村に於て苹果及び一般農作物に就ては何等の蠶毒を受けたる病竇たもなく、極めて安全に、極めて無爲にして虫害の萌生兆候を發せざることは、戸長西村數省氏の討査と報告とに依りて愈々害虫なきを認識せらるるを得たり。然かも苹果の植栽せられたるもの幾何もなかりしならんも、空知。札幌の病虫害の蔓延し來りて傳染せざりしは、蓋し偶爾にも天資なる哉。

一 戸長西村數省時代よりの短冊苗代の獎勵

明治三十六年に於ける米作稻田に就ては、前年不作の爲め收穫頗る減少の傾向を呈したれば、本道に於て朝野大に之を憂慮しつゝ、ありしと同時に、害虫の發生あらんかを懸念し短冊苗代を獎勵して之を豫防せんと欲す。北海道廳長官園田安賢氏は昨年凶歉に鑒みる所ありて、大に道内の水田耕作地に害虫蔓延を艾除するに就き、短冊苗代の布及を以て之れが捷徑ならんことを勸奨したりき。則ち明治三十六年四月十五日上川支廳第二課長大野廣氏は、短冊苗代獎勵の通達を戸長西村數省氏に發して曰く、客年米作不良の結果は農民をして己に一大痛苦を感せしめたり。本年も又之れに次ぐに害虫の發生を以てするが如きことあるに於ては、其の困憊蓋し容易ならざる次第に付長官に於ても深く憂慮せられ、向後水稻苗代は之を短冊形に作り、以て豫め害虫の驅除豫防に備へ、併せて除草播種等の便を圖らしむる爲め、客年告諭第九號を發布せられ、又同十二月六日訓第九十八號を以て訓示せられたる次第もありき。然るに當管内の水田業は年々著しく發達し、昨年末の調査に依れば其の反別實に二千六百九十六町歩の多きに達し、尙益々増加の傾向あれば此の時に當つて客年の如き當管内は概して本道に於ても幸にして比較的好成績の地位を占めたるも、其の平均額に於て一反歩當り僅かに四斗一升六合に過ぎず。此の上引續き本年も不作を來すが如き事ありとせば由々敷大事なるに就き、此の際注意に注意を加へ、可成多額の收穫を得せしむる様力めざるべからず。尤も短冊形苗代の利害に付ては本年農事巡回講話の際農事試験場長齋藤技師の講話もありし次第にて、當時聽講の當業者は大概其の利益を詳知せし筈なれど、尙ほ未聽講者の如き充分詳知せざるもの尠からざるべく、殊に其の利益を詳知したるものと雖も、僅かの手數と費用を厭ひ容易に實行せざるは普通の狀態なるを以て、此等に對しては特に勸誘の上長官の趣旨に徹底すべく盡力あるべしとの要旨なりし也。去れば同年五月四日戸長西村數省氏は、當村各總代人に對して洽ねく短冊苗代の布及あらんことを獎勵すべく通達したりき。各總代人に於ても其の旨を了して水田農家に對し其の有益なるを説き、銳意獎勵を圖りたる

ものありしかど、其の試耕せる者たもなく同年五月廿九日上川支廳第二課長心得屬垣沼武次郎氏より當村に於ける苗代短冊形の實行せしに至りし段別並に苗代に對する歩合と、苗代狀況に就き討査すべく照會ありしに關し、同年六月五日戸長西村數省氏の答辯に曰く、稻苗は總べて良好の狀態にして農民は頗る歡喜しつつあれど、短冊形苗代に就ては曾て獎勵したるにも拘はらず、殆んど皆無の姿にして報告すべき反別なしとは、蓋し同西村戸長の回答文に於ける要旨なりとす。亦以て當村短冊苗代の獎勵行はれずして、其の功果なかりしを識るべき也。然かも當村一般に於て短冊形苗代の實行なき所以のものは、蓋し當村部内の水田農家は概して富山縣民にして、内地富山地方の如く一株の挿秧は三本植になるに反し、本道當村の水田挿秧は一株七八本乃至十本植なるか爲め、極めて多くの苗代反別を要すると旁々以て内地の如き田區狹少にして挿秧し易きものと異り、一戸の耕作面積は五町歩單位とする程なれば、内地富山地方の耕作反別よりも頗る廣大の水田を耕作しつつあれば稻苗の夥多を要すること勿論にして、澤山の苗代に澤山の苗を要しつつあれば、内地に於ける舊式の苗代厚蒔は寧ろ手數と費用を省くの點に於て、寧ろ多數の苗を養成すべき點に於て、短冊苗代の煩勞と迷度と少數苗を得るに比較せば、寧ろ當村農家の實益に適するを以て、中々短冊苗代は理想の如く行はれざる所以也とす。

二 共同苗代と通苗代の廢止

共同苗代の裨益あることは今更ら喋々を要せざれど、舊慣を墨守して實行難なることは何れの地方も免がれざる所なりとす。我が兩村に於ても村農會及び各組長の銳意碑礪なる結果として、明治三十七年九月に當り漸く實行する者踵を接しつゝありしかば、神樂村に於ては之れが共同苗代設置のもの四ヶ所にして其の反別四反歩を有し、苗代總面積の百分一強に赴かんとす。神居村に於ては共同苗代設置のもの二ヶ所、其の面積二反歩に及び總苗代面積の約百の二に到達せんとす。之れに反して通苗代を廢止したるもの神樂村に於て一町八反歩、其の殘存反別僅かに五反歩に過ぎず。神居村に於ては廢止反別一町歩。其の殘存反別僅かに三反歩の微々焉々たるに違ふ。是れに因りて之れを觀ば、我が兩村に於ける通苗代も飽迄故風を膠柱することを得ずして、漸次類唐に赴き纒かに餘喘を保つに過ぎざりしと同時に、共同苗代の勃興は何時しか漸く明治三十七年より其の生色と隆眉を顯はしたりと謂ふべき也。

三 施肥と短冊苗代

闔村耕作土に於ける地力消耗せんと欲する個所は、金肥を以て其の竭盡を補填しつゝあれど、否らずして新開墾地の如きは天然肥料の豊富なるに依頼せるのみ。去れば神樂村に於ける明治三十八年度肥料施與の狀態如何を顧みるに、根塊類に施肥したる歩合は他の穀菽類に比較し最も多大なる金肥を投入せざるべからざるの地力退嬰を呈したりしを見る。其は根塊類の培育せるもの七百戸なるか、金肥を施與し若くは人造肥料を使用したるもの七百戸全部之を實行し、根塊類の栽培せる耕作反別三百五十町歩にして、全面積の畑地に施肥せざるはなからんとす。纖維類に對する施肥は耕作總戸數六十戸に對して四十八戸之を施肥し、其の總反別百廿町に對する畑地に金肥を施用せるもの六十町に過ぎざるのみ。若し夫れ穀菽類の施肥に於けるが如き、稍々纖維類に施肥せるものより多大なりし形勢なるものと如し。根塊類及び纖維類の如きは穀菽類の窒素肥料と、磷酸肥料を投入せざるべからざるに反し、石灰肥料を要すべきは蓋し論を俟たず。亞麻の如き栽培は最も然りと謂はざるべからず、然るに肥料の使用甚だ少き所以は、抑も天然肥料の豊富なるものありて然るべきか。短冊苗代の布及は委微として甚だ振はざるもの、如し。稻作總戸數四百戸を奄有せる神樂村にして短冊苗代を實行せるもの

僅々百六十戸あるのみ。苗代の全村に亘りて存在せる總面積三十町なりしと雖も、短冊形の苗代に革新の進歩を劃せるもの纔かに十二町を看るのみ。苗代總体より之を觀んか、殆んど其の半數だも短冊苗代の勵行を有せざるが如き、實際農家の事態に迂遠なるものありて然るべき歟。

種別	施肥		平均比例	
	農總戸數	實行戸數	百分比	耕作總反別
穀類	七〇〇	六三〇	九〇	一八〇〇
纖維類	六〇	四八	八〇	一二〇
根塊類	七〇〇	七〇〇	一〇〇	三五〇
實行反別				一二六〇
百分比				七〇
平均比例				八〇

種別	短冊苗代		平均比例	
	農總戸數	實行戸數	百分比	苗代總反別
稻作	四〇〇	一六〇	四〇	三〇
實行反別				一二
百分比				四〇
平均比例				四〇

四 共同苗代と通苗代と正條植

明治三十八年時代に於て共同苗代は神樂村の苗代總反別三十町歩の内に僅か四反歩あるのみ。神居村の總苗代拾五町歩の内に僅かに二反歩あるのみ。當時は村農會及組長に於て之れか布及の勵行を圖りしかと、容易に其の發達を看ざる状態なりしもの、如し。若し夫れ通苗代に到りては當時神樂村に於

て、總苗代三十町歩の内十八町歩を有し、神居村に於て總苗代十五町歩の内八町歩を有したるが、其の他は漸次短冊苗代に形成せられたれど、是れ亦一昂一低の姿勢にて寧ろ通苗代に復興せんとす。然かも共同苗代個處は神樂村三ヶ所に於て、神居村二ヶ所に過ぎずして前年度に於ては兩村を通じ六ヶ所に有したるが、漸次減退の衰兆を萌さんとす。正條植と總稱せるも我が閩村に於ては正條器を水田に運轉しつつ、其の跡形を辿りながら之を栽植するものと異り、主として繩張り正條法を行ふにあるのみ。其れさへ實行反別は神樂村三拾町歩にして、神居村は六町歩の正條植あるに過ぎず。戸長西村數省氏の報告に曰く、前年來屢々正條植を勵行したるも僅少にして概ね構成不規律なるが爲め、今俄かに多大の實行を擧ぐる能はずと。其の成績を觀るに神樂村の實行歩合は百分四強にして、神居村は百分の二強に達したりし也。

戸長松下高道時代に於ける米作の不凶と種粃需給の状態

明治三十五年米作の不凶に於ける悲運は端なく種粃の不足ならんとしたるの状態を呈したりき。去れば同年十月六日北海道廳農工課長技師伊吹鎗造氏より、戸長松下高道氏に内達して曰く、本年に於ける米作不良の結果は、粃種子に差支ふる地方少からざる状態なれば、其の悲況なる機會に乘じ商人間に於て之れが買占め運動に着手せるやを傳へつゝあるが爲め、若し果して事態相違なしとせんか、不作地農業者の困厄尠からざるを以て、此の際農會長と妥協を遂げ相當の收穫ある者に對しては、當分の種粃品を手離しせざるの行動を把るべしとの意味を言なりき。而して之れと同時に神居。神樂村の管内に於ける種粃需用高を調査せるに就き、廳員を派遣しつゝ不作状態をも查明せしめれば、當村の需給額を調べ報告すべしと云ふにありき。去れば松下戸長は同年十月八日を以て管内に於ける農會評議員小泉又三郎氏。及び同評議員水野喜代次氏。惣代人白井三代吉の三氏に對し、西御料地及び東

御料地と同時に、神居村一圓に於ける種籾需給の石數高の調査報告を依頼したりし也。然かも同年十月九日上川支廳第三課長大野廣氏より、種籾と爲るべき收穫を爲し得る見込反別及石數の調査を命ぜられたり。故を以て監督官廳よりの種籾供給に對する焦慮管ならざるのみか、銳意之れが後圖策に就き盡瘁到れり竭くせるものあるか爲め、戸長松下高道氏よりも農會と脈絡を通じ、其の善後の方法に努力到らざる處なかりし結果は、評議員小泉又三郎氏より同年十月十二日を以て神居村種籾需用高に關しては、卅四年度百石を要し、卅五年度百三十拾石を要すべく、卅六年度は百五十石需用の見込みなりとの報告ありしと同時に、東御料地評議員水野喜代次氏よりは、其の先き十月九日同御料地に於ては種籾六十石の需給あるべき旨を報告し來る。又一面に於て松下戸長よりは村農會長矢島宇八に向て種籾の支障あると共に、商人連の買占め運動に跋扈跳梁しつつあるを以て、此の際慎重の態度を採り、種籾の販賣せざる様深く警醒的協議を遂けたるは同年同月十六日の事なりしにあらすや。然らば其の結果如何なる進境を呈したるかと謂はんに、此等の善後策は戸長及び農會長評議員の如き實境の實査に基き、松下戸長は同年同月拾三日を以て上川支廳第三課長屬大野廣氏に對しては、收穫反別四十五町歩此の石數五百四十石の種籾需給あるべき事態を回報したりき。而して同日又一面に於て殖民部農工課長技師伊吹鎗藏氏に對して、同様五百四十石の需給あるべき由を報すると同時に、需用種籾は現今の狀況に依らんか、大概村内の收穫物にて餘り不足なきのみならず。供給し得べき石數は前叙の如きを要せんとの見込的意見を陳べたるを觀ば、敢て當年は種籾不足てふ顯象にあらざる底の明治三十五年不作狀態なりしに關せず、蓋し道廳より朝野一般の恐慌なりし一斑を知悉し得べきにあらすや。先つ以て明治三十五年の不作は當村に於て種籾五百四十石ありて不足せざりしは、不幸中の幸と謂はんか。

戸長松下高道時代に於ける霜害に關する農事講話會

霜冷の襲來したるが爲め明治三十五年度に於て、雨紛及び西御料地の如き當村の米産地は收穫殆んど皆無同然の姿にして、雨紛の如き一反歩平均四斗強の收穫ありし事態は既に詳叙したる處なるが、去れば此等霜害豫法を勵行せんが爲め、道廳より斯道に堪能なる技手を派遣して其の豫防法を一般に講演し其の勵行を圖りたりき。乃ち明治三十五年十月二日神居小學校を以て農事講話會の會場と定め、農業篤志家は謂ふ迄もなく一般の斯道に熱信なる者を招集し、實驗の農家をして其の平素研究したる疑問其の他有益なる談話を交換せしめたるのみならず、一堂の下に團欒し講話會を開催したりき。講師としては北海道廳技師齋藤謙吉氏出張して臨場せられ、大概左の如き霜害豫防法と其の他農業上有益なる講演を試みたり。去れば霜害豫防法の爲め苦心慘憺たりし當年の事なりとせば、篤農家を初め幾多の總代等も押し寄せ集會したる模様なりとす。而して之れと同時に同氏の講話は霜害者に對して頗る有益なる感動を與へしめ、煙烟豫防の如き其の實行を期する点に於て幾多の効果を挙げたるもの蓋し鮮少にあらざる也。今左に同氏が講話せる霜害の豫防法梗概を記載せんか、即ち次に掲ぐる要項の如し。

霜害豫防に關する注意

霜害の恐るべき事は一般農家の知悉する處なりとす、願ふに本郡に於ける慘害は頗る劇甚にして其の損失高も既に幾万圓の多を致せり。當時農學士時任一彦氏は北海道農會報に農業上天氣豫報の必要を論じ、併せて霜害の事に及ぶてふ記事を掲載せられたり。今左に之を尙録し併て豫防實驗談を掲げ参考に供せんとす。

(イ) 霜の結成霜の結成する理は夜間地面及草木等溫熱を放散して冷却し、遂に氷点以下に降り

たる後空気に觸れて其の水蒸氣の一部離れて氷結するにあり、或は又夜間の冷却により一旦露を結べるもの温度尚冷却して氷點以下に降れる時其の露凍結して霜となることあり。而して世人は常に霜が降(オリ)ると云へども霜は決して雨杯の如く空中より降るものにあらず、故に降霜と云ふよりは結霜と云ふを以て穩當とす。

(○) 霜は如何なる天氣の夜結成するやと云ふに、天氣快晴にして風なく靜穩なる夜は結霜に好都合なる天氣なりとす。即ち高氣壓部位に伴ふ天氣なるが故に結霜の期節に高氣壓部位襲來するときは大抵結霜を見るものとす。

(ハ) 霜害豫防 前にも説けるが如く曇天には結霜なきを以て人為にて曇天と等しき情態を作ることを得ば則ち結霜を防ぎ得べからざる道理なく、又一旦結霜したる後と雖も人為を以て其の融解を徐徐ならしむることを得ば其の害を免れ得べし。此等の理に基き左に數種の豫防法あり一、遮光法 旭日を受くる處は結霜急に融害するを以て害多し。彼の丘陵の側面に於て東方に面せる所霜害多く西方に向へる所霜害少きは此の理に外ならず。故に朝日を直ちに受くる所にては太陽の直射を遮る策を行へば可なり。例へば小豆畑の東側に玉蜀黍畑あるときは秋季に於て小豆 霜害を被ること少きが如し。

二、撒水法 結霜ありたる朝未だ日の出でざる内に唧筒若くは納約にて水を圃場に撒布するときには霜害を免れ得べし、是れ撒水の凍結により多量の潜勢を放撒し、温度を高め植物組織内の凍結を徐々に溶解するによれり。

三、煙烟法 霜害の虞れある期節に豫の圃場の處々に塵埃粗朶器を堆積し置き霜の來るを豫知したるとき未明に之れに片火し、可成燃上らざるを注意して煙を擧げ之を空中に漲らしめ、以て人為的雲を作り植物の放冷を防遏し結霜を防ぐにあり、此の法は一圃團結して特に規約を結び

廣く行ふにあらざれば効果少し、歐米に於ては廣く此の法を行ふ。

戸長松下高道時代に於ける神居村農會長と

其の創立動機

神樂村史の編に於て記載したるが如く、旭川町外二ヶ村戸長仁科養氏の統轄したる時代に於ては、村農會の如きも首腦たる旭川町外二ヶ村農會の系統に屬し、我神居村農會なるものは之れが爲め未だ獨立の進境に達せず、自然的旭川に於ける農會の區域たるの狀態なりしかば、部落に農會委員とふなるものを置き、首腦農會に於ける系統として之れか活動を爲したりき。明治三拾六年我が神居村に於ける從來より連續したる村農會委員は、美瑛町には小泉又三郎氏。忠別太には田子了愷氏。雨紛には館大榮次郎氏の三氏にして、何れも明治三拾四年の當選に係はるものなりとす。神居外一ヶ村戸長役場は旭川町より明治三拾四年既に業に分離せるに拘はらず、獨り産業發達の重要機關たるべく村農會のみ獨立の機運に達せざる時なりしかは、明治三拾六年分離すべく決意を遂げ、神居村農會を組織したり。會長には同年拾二月小泉又三郎氏選任せられ、村農會委員としては從來の如く田子。館入。村田の諸子は依然として評議員の職にありし也。是れ即ち明治三十六年村農會の獨立を以て我が神居村農會に於ける獨立の動機にして、亦村農會の嚆矢なりと謂はざるべからず。我が神居村農會は嶄然として獨立的機關の資格を備へ、旭川農會系統の羈絆を脱したりし也。

安達組合長時代に於ける大年二年及四年の大小豆

生産状態と既往の比較

前段に於て吾輩は再三之を繰り返へしたるが如く、畑地の霸王として一有の重雄とも云ふべき大小豆の耕作状態を看よ。大小豆の作付面積を逼迫せしめ、殆んど僅かに喘々焉として其の餘生を保ちつゝあるの状態たらずんばあらざる也。其は謂ふ迄もなく稻田勃興の機運は頓かて阡陌を到る處に起さしめ、畑作耕地を減少せしめたるに於けるは論を俟たず。されば大正二年以前に於ける大小豆の趨勢に就ては既に論辯したるを以て、是より進んで大正三年より現今に至る迄の兩村大小豆の盛衰如何を論及せんと欲す。大正三年度の小豆耕作面積は二百廿六町八反歩を奄有しつゝあるに過ぎずして、小豆の耕作面積は六十三町四反歩を奄有しつゝある状態たりし也。然かも大豆の耕作面積は之を小豆のそれに兩々相校量せん乎、殆んど四分の一弱に達せざる衰勢圈内にある所以は何ぞや。要するに小豆は其の供給難に陥りしのみならず。大正二年度の如きは未曾有なる珍値を顯はし、殆んど破天荒の暴騰を惹き起せるを以てなれば也。然かも大小豆の孰れも耕作面積は前年度に比較し、五十町五反歩の減少を招徠したりと雖も、大豆は八百廿四石二斗の收穫を擧げ、小豆は二千七百廿一石六斗の收穫を擧げ其は神居村神樂村合計の收穫石數を列擧したるが、耕作面積に於て兎に角前年より減少を呈したりと雖も、大豆は六百六十九石六斗の増收を孕ましめ、小豆は二千四百五十八石二斗てふ増收の變局を孕ましめたるを觀ん乎、氣候の適順にして豊饒を呈したるは蓋し大正三年度の大小豆の耕作状態たりし也。されど其の價格に至りては餘りに供給潤澤なりしが爲め、大豆は九圓臺より六圓臺に低落せしめ小豆は十三圓臺より八圓五十錢臺に瓦落せしめ、市價をして何となく前年よりも消沈圈内に彷徨せしめたりしにあらざるや。要するに大小豆の耕作面積をして年々歳々殆んど片隅に於ける寸土に踞踏せしめ。頓かて之を耕作せんと欲する者寥天の星の如くに至らんとするは、一面稻田勃興の大勢に支配せらるるに販すべきは、蓋し論を俟たざれど當村の如き霜氣と早冷の酷烈なる水田に於ては、凶餓時代を顯はすこと瀕々として續發するは既往の史的變遷に明かなれば、大小豆の穀類を播種すべきを一面に勸

奨すると同時に、一面に稻田開發を煥起すべきは將來の村是として是れ豈一舉兩得の方策にあらざるや更らに之を云ひ、換ふれば稻田に錯綜せしむるに畑作を點綴するを以て凶荒を濟ふの村是たるべき也大正四年度の農的狀態を觀るに、古今罕有なりし洪水の洗ふ處は殆んど滔天の勢ありしにも關せず、大豆は反當一石三斗の生産にして、小豆は一石一斗の收穫を擧げし程なれば、先つ以て前年度に比較せん乎、稍々酷肖したるやの生産額を呈せしめ殆んど其の間に小豆に於て前年の收穫高よりも一斗の減收あるに過ぎずんば、大正三四年の大小豆生産額は殆んど軒輊し易からざる趨勢なりと云ふも、敢へて荒誕の言にあらざる。然らば更らに翻つて耕作面積を看よ、大小豆作付反別は二百三十三町歩を奄有しつゝあれど、之を前年度の耕作地に比較せば形勢は急轉し直下しつゝ、俄然として五十七町二反歩を減少したる状態にあらざるや。其は是れ謂ふ迄もなく大小豆の畑地は稻田と化し、阡陌に變しつゝある形勢にして、宛かも蠶兒が桑葉の面を蝕食して何時しか其の細莖のみを剩さしに類似せるものなしとせんや。然かも大洪水の襲ふ激變や大豆は兩村を通じ七百五十五石を生産せしめ、小豆は一千九百五十八石を生産せしめし。之を前年度大豆の八百廿四石の收穫に於ける小豆の二千七百二十一石に於けるに兩々相較せん乎、實に顯著なりし大減收を呈露したる所以は何ぞや。天候の和氣溫暖にして其の宜しきを得たるのみならず。其の生育も佳良なりしと雖も七月大洪水の襲來は殆んど朝にして濁流の下に埋没せられぬ。其の被害の激甚にして荒寥の轉だ慘憺たりしを觀るべきにあらざるや。されど若し夫れ洪水の凶變なかりせば、反當り一石三斗の大豆と一石の小豆とは、其の生産額に於て既往の史的變遷に照して之を觀ん乎、蓋し稍々豊作に近き收穫を擧げたりと謂ふも溢美の言にあらざるを認めんとす。何んとなれば明治四十二年の大豆一石。小豆八斗。明治四十三年の小豆七斗五升。大豆九斗。明治四十年の二者何れも一石二斗。大正元年の大豆四斗。小豆五斗の反當生産額に較量すれば何人も一言の下に大正四年の大小豆收穫を目して、大豊饒作と謳歌すべきや明かなれば也。豈惟

た其の生産額のみならんや、小豆の市場価格に於けるが如き、明治三十五年戸長松下高道時代に於ては僅かに七圓臺の圏内を辿り、大豆は八圓臺の圏内を辿りつゝありしかど、明治四十三年度に於ては大豆一石七圓五十錢臺より、小豆七圓三十錢臺の變調價格を醸もし、大正元年よりは俄然として其の頭角を擡げ、大豆は十圓臺に小豆は十三圓に一躍奔騰したるのみならず、大正二年に至り益々暴騰して殆んど其の底止する處を識らざらんとす。小豆十三圓臺と大豆九圓臺迄に市場相場が妖雲低懸しつゝあるを突破したるにあらざや。斯の如きは未曾有の出来事なりとは謂へど、大正三年の大豆六圓臺小豆八圓五十錢臺の間を彷徨しつゝ、大正四年度に至り小豆九圓臺に下降せる市價相場を呈したるにこそよ、既往第一期戸長松下高道時代に於ける明治三十五年度の小豆七圓臺とに兩々相較せん乎、小豆は寔に農産界に於ける穀中の霸王として隱然たる虎の隅を負ふ姿勢にあらざや。之れに反して大豆の六圓臺は既往の變遷市價たりし八圓臺よりも下落の姿勢圏内を辿りつつあるが、さりとて大豆は寧ろ一昂一低の間を往來せりと評するの穩當なるに若かず。小豆の農家收入として重視すべきものあるに俱に、冲天旭日の市場價格を辿りしが如き、既往十五年間の劈頭に遡りて之を察せよ、實に以て先きの輕視せる小豆が後の重視せる農産物と豹變したりし也。是れ豈稻作熱の鼎沸せし稻田のみに偏する農家の講究問題にあらずや。

大洪水の與ふる大正四年の水田稻作の趨勢

大洪水の滔々乎として襲來せる大正四年度に於ける水田稻作の状態を詳かに叙して、以て將來の殷鑒に供ふるも蓋し無益の事にあらずんばあらざる也。兎に角大正四年の稻作は播種を試みし以來は氣候の順應ならざりしが爲め、頗る發育の第一步に障害を與へ其の生氣を沮喪せしめたる憂ありしは、閩村の擧げて憂ふる處たりしのみならず、或は大正二年の凶饑を再發せんかを慨き、頗る長嘆大息する者すらありしかど、其の後や何時の間にかや天候は晴明に赴き、一片の雲翳も認むるを得ざる廓落たりし春光より一轉して炎天の夏季に赴かんとす。然るに端なくも大正四年七月廿三日の大洪水は滔天の勢を漲らしめ、忠別川より美瑛川より、其の他有ゆる村内に縦横線の如く流駛しつゝある地域は孰れも洪水の氾濫せざるはなし。されば横流の厄禍を與ふるもの全村を通じ其の被害は殆んど鴻大にして、深淵に陥るものなくんばあらざる也。故に畑地となく田圃となく家宅となく橋梁となく溝路となく悉く流亡して、狂瀾怒濤に巻き上げられ、漂蕩しつゝあるの慘狀たりしは既に略叙せし處也。然るに單に水田の被害のみを列舉せん乎、神樂村の水田一千五百町歩に波及し、畑地は五百町歩に洪水を瀰漫せしめたりしかば、其の損害見込額は寔に十一万五千七十五圓の打算たりし也。其は皆忠別川及美瑛の洪水は殆んど山岳を崩さん許かりの狂瀾怒濤を以て之を襲來したれば也。神居村の浸水範圍は、稻田二百十七町。畑地二百廿五町歩を洪濤の埋没する處と爲り、其の被害面積見込額は二万九千二百四十五圓と垂んとし、其は皆美瑛川、雨紛川、内大部川の氾濫せる餘殃たらざるばあらざる也。さればにや、當年水稻の第一回収穫高豫想は、神樂村作付反別二千三十町歩に對する二万六千二百六十石の生産にて、反當り一石三斗の見込收穫高なりしと俱に、神居村は作付反別六百四十三町歩に對する三千二十石の生産額を擧げ、反當り三石五斗を博する豫想的收穫たりし也。其は勿論洪水後に於ける被害を踏査し漸く一道の活路を開き、厄禍の難に遭ふたる總べての稻禾をも含蓄せしめたる計算豫想たるは論を俟たず。然かも同年第二回収穫豫想報告を閲みするに、爾來は氣温適順にして良好なりしかば、開花期より登熟初期に至る迄は何れも良育にして佳境を呈せざるはなく、嘉禾百穗の瑞兆を萌さんと欲す。第一回収穫増よりも增收を獲すべき稻田の青々たる状態と見做し、其の收穫高神樂村は二万八千四百三十石の生産を博すべきを打算し、反當り一石四斗の豫想に變化せしめたりき。神居村は猶ほ之れと同様の增收量あらんことを豫想せる結果として、九千六百四十五石の收穫高と認定したる

ものへ如し。孰れも第一回豫想報告よりは豊饒作として之を豫見せるのみならず。何んさへも平年作以上の穫々たる黄雲を田疇に横溢せんことを揣摩し臆測したりし也。然るに焉んぞ料らんや實收額の結果に據らん乎、神樂村は二萬八千四百二十石の收穫を擧げ、神居村は九千六百四十五石の收穫を擧げ、兩村の孰れを通じてさへも第一回の豫想よりも増収量を顯はしたる状態たりしかば、第二回豫想生産額は殆んど同一轍にして、左程の徑庭の差異を見ざりしにあらざるや。況んや反當の生産額神居村一石四斗と、神樂村一石五斗を收穫せるが如きは半年作以上の豊饒を博せるに於てをや。唯だ夫れ憂ふる處は大洪水の襲來に遭へ、案外なる被害を受けしは偏へに闔村の痛嘆して一大瘡痍と認めずんばあらざる處也。要するに大洪水の襲ふ横虐は被害面積は水田千五百五十町歩に達し、神居村は稻田二百七十町に波及せる結果として、前年度の收穫米生産額兩村を通じて三萬八千二百石の收量なりしに關せず大正四年度は生産米三萬八千六百五十五石の收穫を招徠せるにあらざるや。されば前年度に兩々相較せん乎寔に以て大洪水の影響せる厄禍は、端なく前年よりも百三十五石の減收を顯はしたりし也。其は乃ち生産實收統計の證明する處たりしか、其の鴻大なる損耗を與へたること亦識るべきあらんのみ。兎に角大正三年度の生産高收穫の如きも、種籾の不足せる結果として耕作面積を減少せしめられたれば例年と異り、之を大正四年の大洪水稲作に比較するに就ては、前年が凶作の翌年たりしことを考量し以て大洪水の襲來に伴ふ稻田の趨勢を比較判明せんと欲する見地と、心算を緊要とすべきは論を俟たず。更らに言ひ換ふれば大正四年の前年に於ける米産界は、平年の收量生産額にあらざるを顧一考せざるべからず。嗚呼家屋を流亡せしめ、人畜を漂蕩せしめたる腥風慘雨の天禍以外に、農産物を蹂躪せること亦尠しとせざるを洞察すべき也。

安達組合長時代に於ける大正三年度産業の施設及狀況

當村農家の一般は大正二年度の慘絶悽絶なりしに避易しつつ、客歲中に於ける播種時代より頗る水稻の發芽に警戒を加ふ。是れ則ち凶歉に伴ふ餘響として種籾の例年よりも一大缺乏を告げ、且つ品質極めて例年よりも劣等粗悪なりしかば、水稻の發芽と其の生育の如何なるべき乎に關しては、一般の恐慌に堪へざる處なりし也。然るに客年播種後に及んでは幾多の選種を施したるに關せず、發芽せるもの約三割にして、其の大半は腐蝕し發育佳良ならざる状態の下に、前途頗る憂慮せらるゝものなしとせず。去れば客年六月より水田播種期に際せんとして神樂村に於て播種後の生育せざる反別一百拾四町歩に達し、之れが補充作付反別五拾四町歩と爲り、不作付反別三十六町歩に及ぶ。而して一面神居村に於ては播種後發育せざる反別二十一町歩にして、之れが補充作付反別十二町歩と爲り、不作付反別十二町に及びしかば、種籾不良なりしと其の欠乏の結果は歴々として實證せらるゝの顯象を呈せり是に於てか當村農業界の一般は端なく層一層の驚愕を來たさしめ、前年凶作の襲來して再現せんかを虞るゝものなくんばあらず。然かも神居神樂の兩村を通じて水田總反別二千七百六十一町歩の内水稻種苗の發育せる反別二千五百十二町歩の耕作ありしに過ぎず。されば種籾不良なりしと其の欠乏の結果として、空田の隨所に顯はれたるもの二百四十九町歩に達し、物情騒然として空田問題なるものを惹起せしめ、獨り當村のみならず郡内を擧げて喧々囂々たりしにあらざるや。或は踏査官の實境派遣と爲り、或は空田に對する補充作物の植附と爲る。而して止むを得ざるの状態の下に補充せる作物は、稗。裸麥。大豆。蕎麥。蔬菜等を空田に栽培せるも、乾田作物のみ稍々收穫の佳良なるを得しに過ぎずして、濕田に至りては稍々不作の結果を呈じたりし也。又一面客歲六月中に於て水稻に對して泥苞蟲を發生せしめ、其の侵蝕する範圍は漸く蔓延せんとするの兆候を顯はし、神樂村の被害甚だしく西御料地第八號より第十八號に連亘しつゝ、激烈なる状態を呈じたれば之れが驅除方法として出來得る限り村農會と氣脈を通じ、或は吏員を派遣せしめ、其の蔓延をして未だ猖獗を逞ふせざるに先立ち之

を撲滅せんことを講じたり。されば被害農家に對して乾燥せる土砂に過磷酸及び石油の混合劑を使用せしめ、極力奮迅して一致共同の下に其の防禦策を講せると共に、道廳技師岡本農學士及上川支廳谷藤技手等の實地に特派せらるゝありて、驅除方法を指導し勵行せられたるを以て、蟲毒の廓大するに至らず、要するに有ゆる驅除方法を勵行せる結果は其の被害程度に於ても左の範圍に過ぎざる状態なりとす。

害虫種類	被害面積	發生地	備考
泥苞虫	三五〇町	西御料地八號より新區畫	
同	一八〇	東御料地十三號支線奥	
同	三〇	神居村伊ノ澤臺場ケ原	
同	一一〇	同村雨紛	

此の泥苞虫の被害は米作の收穫に於ける平年作よりも約三割減收の豫想なりしと雖も、且つや種籾の不良なりしと云ひ、發芽の未充分なりしと云ひ、空田の發生せりと云ひ、孰れも前年凶歉の再發せん乎を疑ひ、頗る前途米作の如何を危惧したりしと雖も、種孕時期より前年罕れなる氣温暑熱を嵩め、其の昇騰せる高温度は九十二度に及び、酷烈なる炎大なること宛然烘爐中に坐するの感なしとせず。是に於て乎水田稻禾の發育は頗る佳良に赴き、挿秧時期の不況を挽回して餘りある順境に達せんとす。收穫豫想高の如きも九月中旬に及んで第一回よりも第二回に及んで増收豫想高を唱ひ、其の豊穰を謳歌せんとす。登熟時期に及んで漸次氣温の適順を得しかば、收穫に至り米粒品質より乾燥光澤に至

る迄孰れも良好を呈し、殆んど明治三十七年度の豊作と雁行してさへも遜色あらざんとす。

町村名	粳米作付別	糯米作付別	計	粳米收穫	糯米收穫	計
神樂村	一、五、一、〇〇〇	二、一、〇〇〇	一、九、二、〇〇〇	二、九、二、五〇〇	二、四、〇、〇〇〇	二、九、五、九、〇〇〇
神居村	五、三、一、〇〇〇	八、〇〇〇	五、四〇、一〇〇	八、五、三、六〇〇	二、八、〇、〇〇〇	八、六、一、八、六〇〇
合計	二、四、七、三、一〇〇	二、九、〇〇〇	二、五、二、一、一〇〇	三、七、七、九、六〇〇	三、九、〇、〇〇〇	三、六、一、七、七、六〇〇

若し夫れ畑作類に至りては播種時期に於て早魃の爲め、大豆。小豆。菜種。稻黍等に於ける發芽を阻するものあらんことを憂ふ。されど播種後に及んで驟雨頻りに連続せしかば發芽を補ひ、芒々然たる莖葉を蘇生せしめたるものなしとせず。殊に客年に於ける炎暑は獨り之れのみ己ます、薄荷の如きは早魃の與ふる被害は殆んど枯稿せんとする危殆に赴きしかば、慈雨の幸にも之を潤澤せしむるものありしかば、發育の活氣を呈したるものありし也。されど大小豆。菜豆。豌豆。稻黍。玉蜀黍。馬鈴薯等の被害は薄荷に比較すれば餘りに甚しきに至らず、亞麻の生育状態に關して早魃の憂だもなく総べて佳良なる發達を遂げたるもの、如し。大麥。裸麥等の如きに至りては、登熟時期に於て暴雨の爲め被害せられ豫期の結果を得ること能はず、一反歩の收穫高一石二斗を擧げたるのみに過ぎず。而して畑作虫害の顯著なりしものは客年七月中旬に於て、神居村字志比内と尙畑作類害虫に至りては神樂村字忠別及ベンチローチンナイ及上忠別に端なく夜盗虫と簇發せしめ、其の被害面積約百町歩に及び殆んど猖獗を逞ふせんとする姿勢ありしに就き、此等の農家に對しては溝を開掘せしめ、以て之れが蔓衍を防遏したるを以て甚だしきに至らずと雖も、裸麥。小豆等の莖葉に附着しつゝ、幼芽を蝕したる爲め枯死せるもの鮮しとせず。されど爾來畑作物に對する氣候の適順なりしことは水稻米作の部に於

て述べたるが如く、近年罕れなる程なりしかば生育良好にして開花及び結實とも早魃の少害と、夜盗虫の少害を除くの外は降雨と云ひ、暑熱と云ひ、乾燥と云ひ、理想の發達を遂げたりしかば、米作と共に罕有なりし豊饒作を以て駢稱せらるゝものありし也。然かも如上の事項は客歲中に於ける農作物の光景一斑にして、米作畑作とも前年に起りし凶歉の餘痕を補ひて餘りありと謂はざるべからず。乞ふ是より以下は勸業の顯著なる事績を擧げて、左に之を網羅せんと欲す。

(イ) 藁細工品の副業 前年凶歉に惱める窮民を救済せんとする計畫と、一面に於て副業の産を興へんが爲め藁工品の製作を習はしめ、其の技術に圓熟せしめ以て凶荒年代に相應する生活に資するは、細民の窮厄に處すべき方法策之れに如かざる好箇の副業なしとは、蓋し北海道農會の看破する處なりとす。されど凶作年代の折柄なれば之れが資料とすべき藁の如きも劣等品なれば、繩藁、草鞋等に適すること能はず、爰に於て乎北海道農會より客年一月より内地輸入の藁一万九千五十八貫目の數量を當村に配賦せらるゝ事となりぬ。而して一面之れと同時に藁工品の製作と其の技術を講習せしめんと欲する目的の下に、北海道農會對馬技手。上川支廳福田技手は先づ其の前提の奨励として一月九日より一月十日に亘り、神居及神樂小學校に於て講習會を開き、以て藁工品の副業として凶作に必要な所以を熱誠に鼓舞したりし也。又旭川町の斯業家として上川郡農會より藁細工奨励委員を囑托せられし津田甚作氏は、製作品の統一と勞力の經濟等に關して一月十七日神樂西第二小學校に多數の農家を集め、藁工品は最も凶作に處する隨一の副業たるべき所以を實驗上に徴して購入販賣より製作方法を説き、以て行脚的に各村を巡講せられし也。然かも神居小學校に於て對馬。福田技手等が藁細工講習會を開催せる際は、神居村に於て之れが講習を受けし者五十八戸。百廿五人の従業ありしと共に、神樂小學校に於ける講習會の講習を受けし者五十戸。百十人の従業ありしが又一面津田甚作氏は、一月十七日より一月廿一日。二月二日に

於て自宅及神樂小學校にありし西御料地神樂町等の講習人員は五十二人の總員に達す。斯くして兩技手並に津田氏の行脚的講話は到る處に藁工品の製作傳習を興へ、窮民其の他に對して技術に堪能ならしむるを得たり。されば一月より北海道農會より給與せられたる内地藁を漸次各部落窮民に配給して土木繩・中間繩。大倉繩。藁等の製作に従事せしめたりしかば、神樂村の如き一月分の生産高一百八圓六十錢。二月分の生産高三百二十圓二十八錢に達し、漸次斯業の發達を促進せしめたり。客年四月頃に及んでは當村に於ける藁工品の趨勢は、着手の當初より之を觀ぶ其の普及と發達とは殆んど驚嘆に値ひすべくして、種類に依り異同あれど一人一日の平均生産は女子は三十錢。男子は四五拾錢の收入を擧げ、神居村の如き藁の製品は尠かりしと雖も、中間繩。大倉繩の製品は最も優良なる逸品と評せらる。且つ製品の販賣に於ても附近篤志家の購入ありしのみならず、旭川區の精米場。製材場。煉瓦工場其の他農場に購入せられ、賣行き頗る好況を呈したりし也。要するに藁工品の移出先は三割を附近有志家の購入する處と爲り、其の他は旭川特約店。工業界に販賣せりと云ふも可也。蓋し藁工品は當村の如き寒雪堆裏の長き地方に於ては、爐邊に煖火を把りつつ老幼男女を擧げて農閑を利用して従ふべきか故に、尤も好箇の副業なりと云ふも可也。若し夫れ當村藁工品の作業を觀るに、其の進歩の跡は四月中の事績に叙したれと、之を約言すれば當初一日の作業は土木繩廿把乃至廿五把。大倉繩は七把乃至十把を製作し、藁は二枚乃至二枚半を製作したりと雖も、漸く圓熟と實驗を経て各三割以上の製作を増したる状態ありとす。

(ロ) 産業組合講習會 當村の如き殖民開拓の時代に於ては水田本位を方針と定め、灌漑溝の調整のみは是れ狂奔す。されば副業の如きも何となく顧みるの暇さへなく、整理期時代に漸く一轉機を劃せんとする今日に達したれば、産業組合の如き既に監督官廳より激勵せられたりしも未だ組織

せざるは當然とす。されば本年十二月二日道廳塚本技手。支藩綿引屬は神居村神居古潭教育所に出張せられ、又同年十二月九日上川農會柴田技手を加へ、神樂村西第一小學校に出張せられ産業組合の必要なる所以を講じ、以て農家の經濟機關として目下の組織せざるべからざる時代の要求なるを縷説したりしが聴講者総人員は約百廿七人に達し、頗る満堂を鼓舞せしめ感動せしめたる状態なくんばあらず。然るに前年は罕有なる凶荒と不作を醸もし、當村總べての農家に對して經濟上に於ける一大致命傷を與へ、種籽資金の如き肥料資金の如き、客年收穫の時期に至る迄の飯米資金の如き孰れも土地を擔保として、拓銀より借出を圖る乎然らずんば高利を以て貸金を得るにあらずんば他に資金の融通機關なかりし也。殊に況んや山來當村の農作物は一氣呵成の下に旭川區に移出して、巧みに商界の事情に通じ何となく商機を詳かにすべき便宜あるは、他村の企圖する處にあらずと雖も、如何せん共同販賣の如き信用の組合機關なきを以て、有利なる農産物さへも價格の一昂し一低しつゝある間に奸商の翻弄する處となるの憂あるに於てをや。又況んや歐州戰亂に伴ふ間接の餘響として、新潟墾の土地に於ける名産として薄荷の如き輸出殆んど杜絶せんとする状態の下に、生産者は薄荷を儲蔵しつゝ、資金の欠乏に沈淪するの悲境なるに於てをや。されば當村字神居古潭は薄荷耕作の反別八町にして、收穫高四百斤を有し、字内大部は薄荷耕作反別二十五町にして、收穫高六百組を有したりと雖も、二部落を通じ薄荷の生産價格約三千四百圓を見込みたりと雖も、如上に於ける薄荷の輸出状態に連れ之れが販賣を抑ふるのみならず、從つて資金を融通せられ得べき道なきに苦めり。且つ兩部落の米穀其の他に於ける農産物價格は客年に於て二万一千三百五十五圓を擧げつゝありと雖も、何となく前述の如く産業組合の機關なきが爲め、客年農産物の下落甚だしく變動常なきの商機に達せずして、不測の損耗を招けるを前例とす。爰に於て乎内大部は増田彌太郎外二名を理事とし、佐々木小治郎外一名を監事とし、信用

評定委員三本茂久治外二名等の連署を以て定款を編成し、客年十二月拾二日産業組合を組織すべく監督官廳に對して設立の許可を申請中なりとす。而して内大部産業組合の薄荷資金借入申込の金額は一千圓にして、組合員の薄荷生産斤數は四百斤を計算せられし也。而かも同産業組合は神居村字内大部信用販賣組合と名稱しつゝ、内大部新御料地に創設せられし也。又一面神居古潭に屬する産業組合の組織は未だ成らざれども、計畫・奔走しつゝあれば遅くも大正四年にあらずんば、設立許可の稟請に至らざる形勢あらんとす。其の他神樂村志比内は薄荷生産額八百五十斤にして、神居村字臺場ヶ原は三百斤の生産見込なりと雖も、産業組合の組織成らず之れが資金所要額は薄荷生産地の園村總べてを通じ、五千五百圓なることを報告したりとす。されど信用組合組織を計畫せるは蓋し内大部神居古潭と做す。

(ハ) 勸業雜件 客年大正博覽會に産米を提呈して褒賞を得たる者は、神居村野村吉之助氏にして其種類は黒毛と稱し約四升なりしが、所謂上川産米の鼻祖たる雨紛米とす。其の他當村畜産界の状況を觀るに左表の如く、馬産は加藉數多けれども牛牧は之れに反して除藉數多きを觀ば、馬産の年々進歩の機運を顯はせるありと雖も、牧牛の退嬰しつゝあるの状や略は其の大勢を看取すべきにあらずや。

種別		牛馬匹現在數及異動			
		現在數	除籍數	加籍數	其他
馬		11,031	781	858	210
牛		59	18	13	2
	計				1,659
					333

調査報告件数

種	類	件	数	備	考
農	商務		三八		
其	他		二七四		
合	計		三一		

神居村農會と神樂村農會

神居村農會は明治三十八年時代に於て會員二百八十名を有し、殆んど閭村の農業家全部を網羅したる盛況に達したるのみか、當時は水田稻作上に對し殖民拓發の醗酵時代なるを以て、最も村農會の指導激勵に俟たざるべからざる時代に屬す。爰に於てか其れ丈け會員の總べてに於ても興味を以て之れが農事上の研鑽を遂げんと欲したれば、一段村農會の發達を誘起せるもの尠しとせず。故に神居村農會は明治三十七年度に於ては八十三圓六錢の經費を投じ、之れが決算を敢へてして穀類の種子を購入し、善良なる撰擇を遂げ會員に配付したるが如き、其の他鹽水選種を奨勵して其の布及を圖らんことを銳意企畫したるが如き、同年度に於ける神居村農會の經營事業なりし也。明治三十八年度に於ては同農會の經費八十四圓九十四錢の豫算を置き、以て村財政の補助を受け前年度の擧に模倣し、水稻及麥類の良種を購入して各會員に配付し、以て之れが栽培試作を施行せしめたるのみならず、馬鈴薯の熱病及び稻熱病菌を豫防撲滅するなど諸種の虫害驅除に従ふ。系統農會に對する上級郡農會に關すべく、神居村農會の經費負擔額は明治三十七年度五十九圓九十六錢九厘にして、同三十八年度は五十四

圓四十七錢六厘を以て算せらる。神樂村農會は之を神居村農會に比較せんか、農戸數の尨大なる丈け會員も從つて多く殆んど神居の三倍に達し、六百八十三名なるが爲め農會の經費に於ては獨り全村の支出負擔のみならず、會員中に對して之を賦課徴收したること、明治三拾七年度決算額百七十圓七十五錢にして、明治三十八年度豫算額百八十七圓五十錢を計上したるに徴憑するも、其の規模の尨大なるを識るべし。若し夫れ神樂村農會の事業に到りては明治三十七年度同三十八年度共會員が自己の實驗に伴ふ農業の研究を臆藏なく吐露せしむるが爲め、講話會を開設したるが如き會員各自の智識を交換するに就き其の裨益尠しとせず。水田稻作を村是とする外同村に於て最も適好する副業調査を行ふか如き、郡部の開催に關する講習生補助を與ふるが如き各會員に對して種苗の分與を施し、播種試作を實驗し若くは害虫驅除を銳意勵行せるが如き、蓋し神樂村農會の事業なりとす。明治三十七年度の豫算二百六十圓三錢五厘の經費總額にして、明治三十八年度の豫算參百四拾參圓拾六錢五厘の經費總額たりし也。要するに神居村農會長には小泉又三郎氏之れが衝に當り、神樂村農會長には水野喜代次氏其の局に當る。孰れも拮据經營しつゝ、農村發達の計畫に就き農會を根柢として自強止まざるの氣風を觀るにあらすや。

安達組合長時代に於ける凶作農村と銀行融通

大正二年度に於ける凶作は本道の總べてを通じて殆んど震駭と恐慌を興へしめたること、蓋し此の時變より甚たしきはあらず。されば中農以下の小作は饑寒に斃れんとす。小作農以上の中農さへも土地を擔保として資金の融通せんことを是れ競ふ。而して以て大正三年收穫期に至る迄の飯米糧の準備と糶及農具肥料等に到る需要を充たさんことを企圖したりき。爰に於て乎吾輩は試みに大正元年と同二年との神樂。神居の銀行に於ける融通金の形勢一斑を掲げて凶作に處したる覺悟の如何を比較せん

欲す。先づ神樂村預金より之を觀んか、當村農家は常に金通融を圖りつつありし拓殖。拾二。百十三
 絲屋。北海道銀行等の凶作年代の預金は四万三千二百六十三圓七十七錢を算して、前年度の三万九千
 五百三十三圓に比較すれば、實に以て三千七百六十四圓六十四錢の増加を孕生しぬ。其は乃ち謂ふ迄
 もなく農家の總べてが内地並に札樽函より個人的の貸借を營むにあらざるべし。或は銀行其の他より融
 通し得たる資金を蒐集するに就ては、孰れも競ふて狂奔せざるはなかりし也。されば當村農家の此の
 一時に於ける急變を濟はんと欲せば、蓋し何人さへも此の資金回收の策に出でずんば凶作年代に處し
 翌年度の水田事業に飢を凌ぎ渴を醫しつゝ、晏如として農閑時期を經過すること能はず。故に當年は
 苟も種實を存在せる者にして、自家用を充たすの以外は少く剩餘米を儲藏しつゝありし者は、其の
 際此の時豫想外なる種實の拂底を醸もさしめ一時非常なる供給難を招き、奔騰に赴きしこと一石廿四
 五圓より廿六七圓の間を辿りつゝ、上川全郡を通じ、未曾有の高値なりしと共に恐慌を招徠したり。故
 に種糶暴騰せる機會に乘じ之を販賣せる農家は、自家の飯米さへも窮するに拘はらず、地米の種糶を
 鬻ぎて寧ろ内地米を購ひ、其の餘金を彼の借入れたる私債の準備金と同時に、旭川各銀行に預金
 するの變態を呈したれば、俄然として預金は前年度より激増したる因たらざるばならず。又一面貸出
 金の形勢を觀るも、大正元年度は二千六百八十二圓九十四錢にして、凶作年代は七千九百二十七圓八
 十四錢に到達して、實に五千二百四十四圓九十錢の貸出増額を濫醸しつゝありしにあらざるや。然かも
 貸出金の増加せるは當村中農の以下は是非とも種糶肥料は論を俟たず、先づ差當り焦眉の急なりと目
 すべかりしものは、翌年收穫期に至る迄の飯米糧の準備を以て第一に擧げざるべからず。故に此等の
 凶作に於ける資金を充實せしむるが爲め、前年度の貸出金よりも激増せること當然の餘波ならんと云
 ふも敢へて謬見にあらず。神居村の預金總額と同村貸出金とは如上の理由として、凶作の襲ふ餘燼は
 大正元年よりも孰れも倍加せんとする趨勢の下に増加せるは論を俟たず。更らに是より筆歩一轉しつ

、兩村の各銀行に對する増減を察するに、拓殖銀行としての預金は前年度より減少せるあれど、貸出
 金に及んでは兩村とも殆んど倍蓰せんと欲す。神樂村は全部御料局の土地所有權なれば固より抵當權
 を設定し難きは勿論なれば、神居村の貸出額よりも尠きは其の因する處を深く洞破せざるべからず。
 されど翻つて十二銀行や絲屋銀行やを看よ、兩村とも其の貸出に於て其の預金に於て、勃然として前
 年度よりも増加せる原因は、拓銀よりも普通銀行の如き抵當物監査の点に於て、長期間ならざる点に
 於て利率の裨益する点に於て寧ろ優るも劣る所あらざりし所以ならんと想見せざるべからず。詳かに
 言へば兩村の農家は拓銀よりも普通銀行は長期に亘らすして、貸出預金とも總べてに對して融通の便
 宜あればなり。況んや飢饉年代に處すべく預金貸出なるを以て、謂はば一時焦眉の急變に應ずる方策
 としての金融を得ば足らんとするが故に、尤も短期にして便宜ある普通銀行の融通を要するに於てを
 や。百十三銀行に於けるが如き比較は二年度の開業なればこそ、大正元年度との比較は難かれど、北
 海道銀行は大正二年度の預金のみあるに過ぎずんば、亦以て金融状態の如何を察するに難しとせざる
 べけんや。

大正元年及同二年の銀行融通

銀行名	年	度	神樂村預金	同村貸出金	神居村預金	同村貸出金
拓殖銀行	大正元年度		二五、八四、二九〇	三八、二、四〇〇	二〇、九六、六三〇	三六、五七、二九〇
	同 大正二年度		三三、一五、〇六〇	一、一四三、〇八〇	二〇、〇六七、一六〇	四九、六二九、八九〇
十二銀行	大正元年度		二五〇、〇〇〇	〇	七〇〇、〇〇〇	〇
	同 大正二年度		一七、四二、七二〇	六、七四、七六〇	一八、一六八、三三〇	四、六九〇、〇〇〇

百十三銀行	大正二年度	五四〇,〇〇〇	〇	〇	〇
同 糸屋銀行	大正二年度	一三〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	一,八〇一,〇〇〇	〇
同 北海道銀行	大正二年度	三,三五〇,〇〇〇	〇	三,八〇九,〇〇〇	〇
	大正二年度	一三,二七三,八四〇	〇	六,五六七,七一〇	〇
	大正二年度	三九,五三三,一三〇	二,六八二,九四〇	四,〇〇一,〇一〇	三六,五七七,二九〇
計	大正二年度	四三,二五三,七〇〇	七,九七,八四〇	四二,〇四四,三九〇	五四,三〇九,八九〇

一 産業組合の奨励

産業組合の設置に就ては其の奨励を促がしたること蓋し一再に止まらず。是れ其の必要は農業の伸張に伴ふ自然の結果たれば、購買組合の如き其の随一なるものたらざんばならず。されど我が農村に於ては産業組合てふ鴻益は其の如何なる組織にして、其の如何なる方法にて經營すべきかを釋然たざらざる場合なれば、固より布及せざるものあれば、若し夫れ産業組合の眞髓を解して一般に流行するに至らば、農業の繁榮を興さしめ、田舎の經濟を潤澤せしむること當に便宜の方略のみならず也。去れば明治三十六年二月廿三日上川支廳に於ては、産業組合の設置に就き第二課長大野廣氏より講演の爲め、斯道技師の派遣を要せざるや否やを照會せられたるのみならず、幾干もなく産業組合の講話として技師農學士齋藤謙吉氏一行の出張あるへき次第を告げ、可成的信用組合の趣旨を諷らんと欲するものは、云ふ迄もなく多數集會の方法を講じ、産業組合てふ思想を鼓吹せしめ、漸次普及の發達を謀らんと欲するにありき。因りて戸長松下高道氏は同年二月廿五日其の旨意を領して神居村總代人

掛場吉右衛門。同上野利藏氏に通達して隅まなく部落に傳へて有益なる講話を聴かしめ、産業組合の農家經濟上に於ける功益を感染せしめ、其の設置を促かさんことを勸奨したりき。又神樂村總代人臼井三代吉氏に對しても同様の勸奨の通達を發したると同時に、齊藤技師一行は大谷派説教所に於て講演場と定めたる由を傳ふ。而して齋藤技師一行が二月十七日神樂村字邊別に於て、二月十八日東御料地に於て、二月廿八日神居村に於て産業組合を講演すべく、上川支廳第二課長大野廣氏より戸長松下高道氏に傳達して、多數の聴講あらんことを切望し來る。斯の如く産業組合の布及奨励に關しては北海道廳に於て銳意丹誠を濺きたりと雖も、我が神居神樂に於ては未だ曾て設置したる事なく、其の後明治四十年頃に於て産業組合法を研究せんが爲め、札幌に講習會を開きたるも我が兩村には之を講習したる者たもなく、竟に今日に至る迄販賣信用組合の如き購買信用組合の如き、未だ曾て設置せられたるものあるを聞かざる也。蓋し當時開村匆々の折柄なれば農家經濟の基礎未だ鞏固ならず、産業組合に於て最も根蒂とすべき信用てふ道念の健全ならざるが爲め、販賣組合の如きも北海道燕麥共同販賣組合の覆没したる前轍に鑒み、到底産業組合の假りに組織したりとせんも、永遠に確實に信用の乏しき爲め、其の維持の困厄ならんことを想察して識者も四圍の形勢や農家情態に顧み、竟に設置を看すして止みき。今次に北海道燕麥共同販賣組合に關する盛衰興亡を叙して、當時産業組合の成立せざる所以を述べんと欲す。歴史は繰り返へすとは奈翁の金言なると共に、何寄りの證據にして産業組合の理論は毫も間然する處なしと云へど、頗る維持困難にして健全なる伸張を畫せんと欲するは道徳的觀念の薄くして、信用の軟弱なる時代に於て蓋し謂ふべくして行ふべからざるものあらんとす。乞ふ次に詳記する處の北海道燕麥共同販賣組合の沿革の消長に照して之を看よ、亦以て其の然る所以を識るに足らんか。

二 安達組合長時代に於ける信用購買販賣組合の

設立組織

無限責任神居信用購買販賣組合組織は、大正四年掛場吉右衛門。小泉又三郎。高倉武右衛門。土田金作外百四名の設立に係はり、同年四月十日を以て其の組織認可を北海道廳長官西久保弘道に稟請したり。間もなく認可の幸運を荷ふに至りしは同年七月廿八日の指令たりし也。理事には掛場吉右衛門。小泉又三郎。高倉武右衛門の三氏は擧げられ、監事には土田金作。山形源八。信用評定委員は坂井甚松。宮村彌三郎。宮川忠松。中島政八。關口久次郎は當選せられ、以て同村に於ける萌芽的なりし信用組合の發展に拮据し、其の第一歩に鞭撻を加へつゝある也。次に神居古潭信用販賣購買組合は關和田仁太郎。橋本久藏。外廿七名の組織發企に係はり、大正二年十二月之を申請して其の認可を受けたり。然かも同組合の役員は理事には田中甚吉。中川梅吉。橋本與作の三氏當選せられ、監事には竹村西松。小野加藤。信用評定委員には岡和田仁太郎。井上泰平。橋本久藏其の任に膺られ、他迄其の趣意と目的を貫徹せんことに銳意奮迅しつゝあり。如上の信用組合と俱に雨紛及内大部に於ても其の組織と揆を一にし、購買販賣組合の設立を勃興せしめたるが、雨紛信用組合の理事は青山平作。上樂鶴治郎。館入榮治郎等推選せられ、幹事には野村吉之助。坂上由太郎。宮崎與太郎等は其の局に膺られ、以て農村經濟の圓滑を圖ると同時に利殖の方法を講じ、金融界の潤澤を謀らんとするに外ならず孰れも創業の時代なれば未だ豫期の計畫と其の効用を全たからしむるを得ずと雖も、從來農家經濟が何となく沈鬱と不景氣に傾き、概して奸商の爲めに其の利益圈を壟斷せらるゝの不幸を免かるゝを得べきは蓋し燎乎として明か也。

雨紛及西御料地に於ける浮塵子發生

明治三十六年九月神居村字雨紛四五號及び西一線に於て浮塵子發生したるを以て、其の蔓延の兆候未だ激甚に至らざれど、戸長西村數省氏は銳意之れが豫防驅除の方法を講じたりし也。又西御料地に於ては同年八月十四日浮塵子の發生したる旨報告ありしかば、神樂村役場に於て勸業吏員を派遣して實況を踏査したるに、蓋し實際の發生は同年八月上旬にありし模様なりしか如くして、水田全面に蔓延の兆を萌しつゝありしかど、就中四號より八號迄に於ける間は殊に多くして簇生したるも、其の他に至りては比較的寡かりし状態なり。去れば勸業吏員に於ては之れが驅除豫防法を施行したるが、先づ以て石油及び白絞油を撒布して其の豫防を企はてしかど、同月十六日より更に全部落を擧げて之を勵行して撲滅を圖りしかば、其の結果良好にして驅除的功を奏したれば、其の部分に至りては殆んど絶の模様を呈じたりき。然かも被害の状況に及んでは總代人及び水利組合長よりの報告に依れば、稍々虫害を免がれんとしたるものありしかど、其の發生反別五百町歩なるを免かれず、去れば同年八月十五日戸長西村數省氏は上川支廳長久保誠之氏に對して之れが報告を行へたと同時に、西御料地七號伊藤金太郎氏よりの虫害發生の届出でありしを傳ふ。爾來西村數省戸長は速かに撲滅の功を擧げんとして、同年八月廿二日西御料地總代坂治三郎氏に對して上川支廳令の發布もある次第なるに就き、其の趣意に基づき一層の注意を拂へ、水田耕作者をして充分驅除に力に竭くし、速かに奏功の運に至らんことを盡瘁せらるべきを命じたり。西村戸長の所謂上川支廳令とは即ち左に掲ぐるが如し。

北海道廳上川支廳令第四號

上川郡神樂村西御料地に於て浮塵子發生蔓延の兆候あるに依り西御料地一圓水田耕作人は八月廿七日迄に驅除豫防を行ふべし

産業篇

一〇〇八

明治三十六年八月廿六日

上川支廳長

久

保

誠

之

支廳令に就て之を察するも西村戸長の虫害報告は、如何に當時恐慌を惹き起したるかを洞見するに餘りありとす。左れど前段に於ける驅除の状況に據れば、蔓延面積五百町歩の尨大に亘りつゝありしかど、概して浮塵子の被害稀れなりしは不幸中の幸なりしと謂はんか。

年次	其ノ一 生産額調 (神樂村)					
	米	大麥	裸麥	小麥	燕麥	大豆
三十八年	五、一六〇石	三、七五	二、五三二	九、七五	六、八四〇	三、五〇〇
三十九年	七、二四〇石	二、三六三	二〇、二五六	八、七七五	四、二五〇	三、五〇〇
四十年	八、二八〇	三、三六〇	四〇、〇六八	一、〇七九	三、九五二	二、三〇〇
四十一年	一、〇、二二四	二、五〇〇	一七、六六二	九、一六七	一、九七六	一、八〇〇
四十二年	一、二、四〇〇	三、三三〇	五、五二〇	一、二八六	五、九六二	一、八〇〇
四十三年	一、七、三六四	三、三三三	四、一八七六	一、二、六〇七	一、七、二九一	一、四、四〇〇
四十四年	一、二、五〇九	三、九九五	三、七三〇	一、一、三〇〇	四、三二〇	三、五八〇
大正元年	四、九二、七六九	〇	四、五、七八〇	一、一、七二二	三、七九七	一、一、二四六
大正二年	一、八、三三〇	〇	四、〇、三二七	一、一、二〇〇	二、九四〇	五、〇二〇
計	二、七、一六三	〇	四〇、三、二七	一、一、二〇〇	一〇、二、九〇〇	五、〇二〇

年次	其ノ二 生産額調 (神居村)					
	米	大麥	裸麥	小麥	燕麥	大豆
三十八年	三、三三三石	八、九	六、八二	三、〇八	三、一〇五	一、五〇〇
三十九年	四、八八〇	五、七三	四、八四〇	二、五〇〇	六、四三三	一、三、五〇〇
四十年	七、六〇〇	二、〇二	五、一八二	三、三二	九、九八〇	一、一、〇〇〇
四十一年	六、八八五	一、三三	七、七六	四、八五一	七、二五〇	一、〇、〇〇〇
四十二年	五、八九四	二、五二〇	七、七三五	七、二〇〇	五、六六六	一、〇、〇〇〇
四十三年	五、九九三	二、五五〇	八、二八三	四、四九	五、二一九	一、〇、〇〇〇
四十四年	八、一六〇	〇	一、〇、三三	四、〇三三	一、九五五	二、九六二
大正元年	一、〇、四七二	〇	六、六四九	一、七六四	四、六八三	四、八九三
大正二年	七、〇九	〇	一、二、七五	三、七八〇	二、二五〇	二、八四〇
大正三年	八、三五九	〇	一、二、一一	三、七八〇	七、八七五	二、八四〇
計	一〇、一、六三三	〇	七、六八〇	一、二、二〇〇	三、九六九	九、四

産業篇

一〇〇九

產業篇

大正四年 一、九、六、四、五

二、九、五、五

三、六、〇、〇

一、五、〇、〇

三、三、七

五、九、四、六

二、三、九、五

一〇一〇

年次	其ノ三 生産額調 (神樂村)				其ノ三 生産額調 (神居村)			
	角材	丸太	薪	木炭	角材	丸太	薪	木炭
大正四年	九、七、八〇	一、一、〇〇〇	一、一、五〇〇	二、二、〇〇〇	三、七、五〇〇	五、〇〇〇	一、七、〇〇〇	三、八、〇〇〇
大正三年	一、一、二、五〇	〇	二、八、〇〇〇	一、五、六〇〇	四、五、〇〇〇	〇	二、〇、〇〇〇	四、八、〇〇〇
大正二年	一、三、三、〇九	〇	二、二、〇〇〇	一、七、四〇〇	三、五、〇〇〇	〇	一、四、〇〇〇	三、八、〇〇〇
大正元年	三、五、〇〇〇	〇	三、〇、〇〇〇	六、五、〇〇〇	二、七、五〇〇	〇	二、二、〇〇〇	四、五、〇〇〇
四十四年	四、二、五〇〇	〇	二、八、〇〇〇	七、〇、〇〇〇	一、四、五〇〇	〇	一、八、〇〇〇	五、〇、〇〇〇
四十三年	二、〇、〇〇〇	〇	二、三、〇〇〇	四、三、〇〇〇	一、四、五〇〇	〇	一、五、〇〇〇	三、八、〇〇〇
四十二年	二、八、五〇〇	〇	一、八、〇〇〇	四、六、〇〇〇	一、四、五〇〇	〇	一、五、〇〇〇	三、八、〇〇〇
四十一年	三、三、〇〇〇	〇	一、五、〇〇〇	四、八、〇〇〇	一、九、五〇〇	〇	一、〇、〇〇〇	四、〇、〇〇〇
四十年	二、一、七、〇〇	〇	一、五、〇〇〇	三、六、〇〇〇	一、三、〇〇〇	〇	八、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
三十九年	三、一、〇〇〇	五、五〇	一、七、〇〇〇	四、八、〇〇〇	一、五、〇〇〇	二、五〇	六、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
三十八年	二、〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一、一、〇〇〇	三、六、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	〇	七、〇〇〇	二、〇、〇〇〇

其ノ四 生産額調 (神樂村)

年次	牛	豚	馬	鶏	豚	計
三十八年	七頭	四三	六五〇	一五	一、一八〇	
三十九年	八二	五五	六八〇	二八	一、三四二	
四十年	八五	六三九	一、四七〇	五〇	二、二四〇	
四十一年	八八	七二〇	二、九五〇	七五	三、八三三	
四十二年	五〇	八二〇	三、八五〇	八三	四、七九三	
四十三年	五五	八六〇	五、三八〇	〇	六、二九五	
四十四年	七二	八九三	三、八四〇	三三	四、八三二	
大正元年	八五	一、〇五四	三、四〇一	二四	五、八七七	
大正二年	八七	一、三三八	三、六〇五	三四	五、〇五三	
大正三年	六七	一、二〇〇	四、二六三	二九	五、三七九	
大正四年	五〇	一、一九七	五、七七〇	三三	七、〇四九	

其ノ四 生産額調 (神居村)

年次	牛	豚	馬	鶏	豚	計
三十八年	九頭	一六三	三三八	二二	五三三	
三十九年	一一	二九二	五四〇	三五	八七八	
四十年	一五	三九〇	八九〇	六七	一、三六一	
四十一年	一九	四五〇	一、九〇〇	八九	一、四八八	
四十二年	二三	四八〇	二、五〇〇	七九	三、〇七一	
四十三年	二四	三八四	三、五六〇	九七	四、〇六五	
四十四年	二	四〇〇	二、四六六	五八	二、九二六	
大正元年	一八	四九五	二、三三八	五二	二、九二三	
大正二年	二九	五〇六	二、五〇〇	五八	三、〇九三	
大正三年	一九	六四三	三、〇五〇	三八	三、七三二	
大正四年	八	七四二	二、九七〇	三三	三、七三五	

雜纂篇

中本伍長及内田上等兵の戦勳と其の赫灼たる名譽建碑

我が兩村に於て出征軍人殆んど幾千人なるを識るべからず、然かも就中戦歿したるものは伍長中本増吉。上等兵内田義家の二名あるに過ぎざるのみ。其の他工兵二等卒酒井源四郎氏の野戦病院に病歿せるあるが、既記の如く内田近衛歩兵上等兵の如きは、盛京省唐家屯東北高地に於て頭部貫通銃創を受けながら死体発見せられたりしを觀れば、其の詳細を識るを得難きも劇戦奮闘の慄悍なるや、記載なしと雖も亦識るべきのみ。されど同氏は内地に在りて直ちに征露の旅に就き、家兄獨り神樂村西御料地第六號西二番地に初めて移轉せるのみなりしかば、建碑の如きも竟に不成立に赴きし次第なれど、さりどて名譽ある近衛兵として南滿の曠野に偉勳を樹てたること、大隊長永田克之代理佐々木半藏氏の通報に照して歴然たりとせば、内地より出征するも既に神樂村に戸籍を有する人なればこそ益々長へに建碑を樹て、戦勳偉蹟を表彰すべきなれ。又伍長中本増吉氏は歩兵第廿八聯隊第九中隊長陸軍歩兵中尉峯尾動平の通報に基き、既記の如く其戦勳と激戦活動の目醒ましきことは之を省略せんも、同氏は斯かる群を抜き凡を秀てたる程ありて、一等卒より一躍伍長に累進し、赫灼たる榮譽は建碑の不朽なると共に、峰尾中隊長の所謂臺子附近の激戦に中隊が最前線に進み、敵の猛烈なる砲銃火を被り幾多の幹部傷き士卒倒るゝも毅然として撓まず、盛んに銃砲彈の集中する最先頭を前進し、戦友を奮勵し士氣を振興し、勇戦奮闘中より不幸敵の一彈に頭部を貫通せられ、壯烈悲惨なる戦死を遂げたるは爲邦家遺憾此の事に御座候、との一項を讀まば誰か亦其の壯烈淋漓たるの行動に感奮せざるものあ

らんや。眞に我が當村在郷軍人の典型なるのみならず、其の志氣を振はしめ後昆を益するの模範として千載に傳ふべきにあらずや。中本伍長が軍人として勇戦健闘の武者振りは眞に儒夫をして立化しめ羸卒をして後へに睡させしむるの概あらしめき。然かも同伍長は旅順攻圍軍に於ける決死隊にも加盟し、顯著なる功勳を揚げしかば一般の頌揚する處と爲りて措かず。此の戦死の報に接するや莊嚴盛儀なる葬典を營み、第七師團の將校。尙武會。戸長。総代人其の他一村の篤志家。青年會。小學校に至る迄皆之れに參列して送葬に參加し、莊嚴盛儀なる葬典をして一層莊嚴盛儀なる戦士の葬典たらしむるに角同伍長は忠君愛國の戦死をして愈々其の光芒を發揮せしむるものあれど、慘は則ら慘にして一村何人も其の忠勇を嘉みすると同時に惋惜して其の死を悲み、追悼して愁雨の間に其の葬儀を送りしが如きは、頗る輝耀ある義舉として尙武會。篤志家等の一片同情より起りし追悼なりと謂はざるべからず。端なく村民が中本伍長を慕へ其の英風を欽するの熱情は當に之れのみならず、延いて建碑の一舉と爲り間もなく東御料地柏ヶ岡の好地を卜し、神樂寺畔の瀟酒幽境に於て嶮然として峻峭なること聳ゆるが如きの一墓を建てぬ。題して陸軍歩兵伍長中本増吉之碑なるもの乃ち是也。碑面は清瑩玲瓏にして磨ること鏡影の如く、原石亦從つて鏗爾として洞然塊偉なれば、鏘烈愈々其の研を増しつ、蒼色爵古の光澤あること、眞に掬すべきの一大超然たる巨碑にして、忠魂雄魄を不朽に傳へ中本伍長の戦動鴻蹟を顯はすに就ては好箇の表彰なりと謂はざるべからず。中本伍長は元と廣島縣人にして、神樂村東御料地第十九號南七番地に住み、遺族としては阿兄一人あり中本慎一と云ふ。吊慰金の如き祭祀料の如き金鶏勳章の如きは、戦歿後に於て皆此の阿兄慎一氏の名宛にて來りつゝありしかど、中本慎一氏は目下去つて東川村に移轉して居らす。されど千秋万古に輝く中本伍長の忠魂表彰碑は云はず語らざるも、神樂寺畔波影として綠蔭新樹の影ほの薄暗く、杜鵑血に啼きつゝ、腸を斷たしむるの頃篤志家江湖の諸彦が一片同情を醸さし巨資百五十圓を要せる表彰碑は、如何に碑面處々にさへ苔紋蒸

し茂りて蘇痕鮮かに文字を読み得ざるにもせよ、嶮然として寺畔に聳ゆるの間は戦動ある君の功歴は松韻怒濤の如く鳴りつゝ、薰風の之を語りて儼乎として存在せんのみ。中本伍長は現役兵として第七師團歩兵第廿八聯隊第九中隊第二小队に編入せられ、征露の旅に就きたる勇士なるぞかし。兎に角同氏の如きは山紫明媚しふ神樂岡の丘畔に於ける赫如たる名譽の建碑と俱に、一國の干城として長へに其の雄魂毅魄を瞑すべきにわらずとせんや。

行賞調査表

功級等	年金額	勳章級	賜金額	勳章別	住	所	兵等級	氏名
功七二〇〇	八	白	八〇	同	東御料地十三號	工上	高橋與三郎	
功七二〇〇	八	同	八〇	同	同十五號	工上	岸本吉右衛門	
	八	同	八〇	同	同七號	騎一	山田榮作	
	八	同	八〇	同	神居村雨紛十六號	同	前田甚一	
	八	同	八〇	同	西御料地九號	輪輸	鎌田慶吉	
	八	同	八〇	同	東御料地十三號	歩上	長瀬勇吉	
	八	同	八〇	同	東御料地一號	歩一	福家達三郎	
	七	青	七五〇	同	西御料地十八號	同	松岡銀松	
	七	同	七五〇	同	神居村内大部	歩上	川口吉次郎	
	八	白	八〇〇	同	神居村神居古潭	同	石谷林藏	
	八	同	八〇〇	同	西御料地十七號	歩一	新文太郎	
								細野作次郎

拂底を招徠しつゝあるを見越し、一般に警戒的態度を採り専ら自家の經營し得らるゝ程度に止め、決して他の労働者を備役せざる範圍に於て其の方針を確定し、播種より耕作に至る迄労働者の援護助力を藉らざる方針を以て、壯丁の出征後に於ける殖産興業の不振に陥らざらんことを努力奮勉しつゝありしは、蓋し我が兩村農家の抱負ならずんばならず。是れ我が兩村に於ける戦時に對する覺悟にして労働賃金の暴騰せるに従へ播種の上に一大打撃を被りしも、其の足らざる破綻的缺陷は拮据以て一に戰國の爲に貢献すべき出征軍人の心を以て心と爲し、夙に晨起し徹宵に入りて眠りしことを換言せば晨に星を戴いて出で、夕に月を踏んで歸るの奮勉的精神を以て戦時農業に従事し、労働者の足らざる處を補ふの状態なりしにあらすや。

軍事公債と凱旋歡、迎會

尙武會に於ても、忠勇會に於ても、我篤志家に於ても、道廳及び支廳より戸長役場員に至る迄狂奔して忙殺せるものは、蓋し征露軍事公債の募集なりと謂はざるべからず。當時三十八年に於ける我が公債應募すべき総額は、調査の其の精密を得るに隨へ詳叙すべきも、尙武會幹事及戸長西村數省氏。総代人小泉又三郎。上野利藏。水野喜代次。宇山勘助氏等其の他忠君愛國の士が晝夜席暖なるに暇あらずして募債せる總額は、當村農家の經濟に於て今日の如く發展せざるは勿論なれど、國難に處せんとするの貢献心は非常なる鼎沸昇点に達せる時局なりしかば、募債に應ずる者宛然として雲霓のそれと同じく、偏へに軍事資金の豊富に赴かしめんとするの衷情は、自家の窮乏を患ふるものゝ如く何れも征露大役の財政を圓滿ならしめんと欲するの切實なりしこと、恰かも佛國が獨逸の爲に敗戦したるの結果、アルサスローレンスを割譲せられ巴里城の包圍と爲り、奈崙三世が伯林に擄虜せられたるのみならず、鴻大無邊なる償金を課せられ、佛國をして既倒を挽回して再び起つを得ざらしめんとは

蓋し雄傑麥公の政策なりとす。されど佛國人の愛國公共的の凜乎たるの雄大なる精神は、恰かも我が征露の軍事公債に於けるが如く、堅忍不拔なる儲財は遂に償金を還附して餘裕綽然たるものあらしめき。従つて獨逸國民及び雄傑麥公をして殆んど啞然として其の陰謀を達するを得ざらしめき。露國クロバトキン將軍一行が日露戦役前と先づ我國狀の如何を偵察し、我が軍隊の如何を熟視し、我が財政の如何を觀察して、彈丸黒子の一小國なりと蔑如したる上に於て、閑臥優遊として瀬戸内海の風光に憧憬したるにあらすや。クロバトキン將軍一行の視察は恰も李鴻章が日清戦争を開かんとする前に當りて我國を蔑如したると相同じく、何れも二千五百年來我が祖宗の歴史を識らざるに坐するのみ。我が國民の武士道を解せざるに坐するのみ。兎に角もクロバトキン將軍が我國を眇たる彈丸黒子と誤認したるも、陸軍に海軍に克捷を博せざるはなく、財政の如きも軍事公債を募集すれば應ずること響のるれに類似したること、嘗に我が神居神樂の好況たりしのみならず、日本全國何れの町村も翕然として鉅億の軍事公債を擔任して敢へて辭するの狀態なかりき。則ち我が當村の公債は豫期以上より超過して、折角募集せる數額は約四分の一を採用せられたるに過ぎず。我が當村軍事募債の好況は農家經濟の發展せざるに關せず、斯かる募債の好成績は頗る奇觀とすべくして愛國の熱情も溢れ、従つて我が當村に於て如何なる狀態なるかを認識するに足るべし。而して其の募債方法は民力富實の資格ある村民を學校の一堂に聚め、各自に對して割當て其の同意を需めて公債を成立せしむるを以て恒たりき。去ればにや村民も歡んで募債に應じ、敢て後くれざらんことを鶴首せんとするの光景たりし也。故に監督官廳より割當てたる公債は常に超過するを例と爲す。戰勳を荷へ攻城野戰に奮闘したる名譽赫々の凱旋兵士に對しては、謂ふ迄もなく尙武會。忠勇會。戸長役場吏員より一村の總べてを擧げて之を歡迎し、之を慰勞し、之を款待したること恰かも喜色滿面として狂するが如く、或は凱旋門を郊外村頭の個所巍峨として之を莊築したるのみならず、或は國旗の光彩燦然たるを各戸に翻翻たら

しめたるが如き、或は軍歌を唱へて小學校兒童の之を歓迎するが如き、或は其の苦戰激闘に於ける實戰談を聴講するが如き、到れり竭くせるの歡呼聲裡に凱旋軍人を迎へ、凱旋軍人も亦手の舞へ足の踏む處を知らざるもの、如く、萬歳歸還を祝する聲は村端より山野に響き、殆んど滿腔の熱誠を罩めたるの歡迎なりしと共に、明治三十九年閏村凱旋の凱旋を神居村は神居の小學校に、神樂村は東西の小學校に之を會合せしめ、一大酒饌を設けて宴會場を開かしめ、出征兵士を一堂の下に集め官民となく老壯となく、青年となく、皆悉く鶴首團樂しつ、古今未曾有の大戦克捷を祝賀したりし也。

第五回國庫債券の募集

國庫債券の應募は回数を重ねる毎に一段の苦境を惹起せしむるものなくんばならず、されど戦局に對する敵愾心の旺盛なりしに加へて愛國勤王の熱烈なりしが爲め、敵國を膺懲し粉砕せずんば己まざる底の慷慨悲憤をして、端なく矛を把りて興起せしむるの忠勇義膽の鬱勃たるものありしかば、我が兩村民の財源は最早や枯涸せんとするに關せず、克く其の應募に投資を惜まざるものありしと雖も、其の結果は第四回の配當額一万三千圓に對して、僅かに三千五百圓を充填せるに過ぎずんば、第五回の應募も前途崎嶇たる嶮難に遭ふの虞れあらんかとは、明治三十八年四月廿八日第一課長金幹太郎氏の上文第七〇八號通牒文に曰く、前略前回の成績を見るに配當額一三、〇〇〇に對して、應募額僅かに三、五〇〇にして四分の一弱に過ぎず。如此は之を畢竟するに勸誘未だ周到ならざるに基因せざるなきや。今回の配當額に對し誠に懸念に不堪候條今回は前回の不成績に鑒み、非常の奔走を以て是非配當額を充たし好成績を擧げ、奉公の誠意を表彰候様特に御配慮相成度依命右重ねて申遣すところあるに微せん乎、第五回の募集前途をして蹉跌せしめ、困陪せしむるにあらざる乎は先づ以て我が兩村の財政状態をして監督官廳をして危惧せしむ。豈惟た獨り我が當村のみならんや、國庫債券の愈々募集の頻

繁せらるゝに従へ、國民の負擔は益々重錘の度を加へんとす。爰に於てか新任支廳長安食高保氏の村内を巡狩して行政状態を視察せんと欲すると同時に、第五回國庫債券の應募を兼ね大に戦時に對する貢獻心を鼓舞せんと欲す。爰に於て乎同年三月十三日を期日と定め、我が兩村の募集を慫慂せしめんとしたるにあらすや。然りと雖も都合上止むを得ざるものありしが爲め、安食支廳長の出張は中止し更らに高木技手を派遣して應援的補助を與へたるにあらすや。殊に第五回の國庫債券の應募に於ける村内の形勢殆んど端倪すべからざるものあるを洞見し、戸長西村數省は各勸誘委員に對し丙第一二二九號を以て通達して曰く、國庫債券應募勸誘の義御協力を要する廉有之左記日割の通り當職出張可致候條其の最寄場所へ時刻違はず御集合有之度此段急ぎ御通知候也との意味を以て、第五回國庫債券の爲に善謀を盡くし、有らん限りの籌畫を竭くさんと欲す。其は乃ち第五回の募集は前回よりも一層容易ならざる嶮惡の風雲を瀰漫しつ、あるを以てのみ。輒ち神居村は神居。雨紛兩校及び簡易小學校を協議會場と確定し、神樂村は西第一。二小學校。邊別教育所を以て其の會場に充て五月一日より同三日に亘りて之れが勸誘方策と、其の募債に關する妥協的審議を究明せんと欲す。而して其の募集の方法に就ては一万七千圓の配當額を先づ村内部落の大小に應じ、其の配當額は必ずや其の部落に就て負擔應募せしむべき事と爲し、各吏員の部署を定め出張親しく勸誘の任に膺らしめたりしが、豫想外にも競争的債券に應ずるの傾向を惹き起さしめ、其の結果に於ける模様を徴すれば、神樂村東西御料地の配當額八千八百圓に於ける、神居村の配當額五千圓に於ける、神樂村神樂町の配當額五百圓に於ける何れも第四回より應募頗る好況にして、活氣横溢せるの状態なりしと謂はざるべからず。此の如くして當局者より前途至難なりと目堵せられし第五回債券應募も、村民が東湖の所謂發爲萬榮櫻。衆芳與難儔の精神凜乎として發露し、大和民族の罕有なる向武的思想の湧起して此の戦局に爆發せる結果にあらざとせんや。而かも此の思想の湧起する所日露戦争の大難も大難とせず、國庫債券の容易ならざる

負擔も負擔せざるにあらざるなきか。

第四回國庫債券の應募狀況

明治三十八年四月六日上川支廳長安食高保氏より、我が當村に參考として配付せられたる第四回國庫債券の應募額を觀るに、誠中我が神樂村及神居村の配當額は一万三千圓なりと雖も、其の應募額は九千四百圓に達せざるに過ぎず。蓋し配當額に對しては尙ほ未だ以て三千六百圓を充たすに足らざるものあらんとす。當時北海道廳長官男爵園田安賢氏は、訓第九十四號を以て道内に訓令して曰く、第四回國庫債券募集の義發令相成候處既に應募に關しては屢々及訓令置候に付今更に再言を要せず。殊に第一回應募以來既往の成績に徴するも、道民奉公の義氣に富むは素より認識せらる所に之、今や戦局大に發展し陸海軍は着々偉功を奏し、終局の目的を達すべきは既に内外人の疑はざる所にして、且頼に財界に於ても著しき影響を蒙りたることを以て、此の際奮て債券の募集に應じ國民報効の實を表するは、目下緊要の義に付普く管内を勸誘し前回に優る好成绩を擧ぐる様盡力せらるべし。と第四回國庫債券の成績如何は日露戦争の終局に間接の至大なる關係あること蓋し鮮少にあらず。然かも當時上川郡に於て應募額は配當額より超過せるもの下富良野村の如き、永山村の如き、當麻村の如き、東旭川外一村の如き、其の隨一たるものたらずんばあらず。劍淵村の如きは過不足なきこと配當額に對しての應募額ありしもの唯だ此の一村に過ぎざるのみ。我が神居村神樂村に於ける第四回國庫債券應募の成績は愛別村。鷹栖村。上名寄村と相駢んで配當額以下に降りしは、幾多の事情の存在して一概に斷言すべからざるものあらんも、配當額以上に超過せる諸村に比較せば殆んど遜色なきを得んや即ち左表を掲げて讀者の然るべき明瞭を判するの便宜に供せんとす。

第四回國庫債券應募額調

町村名	配當額	應募額
旭川町	一五〇、〇〇〇	一一一、五七五
下富良野村	一一二、〇〇〇	一一五、五〇〇
上富良野村	一〇、〇〇〇	八、六五〇
劍淵村	七、〇〇〇	七、〇〇〇
永山村	七、〇〇〇	七、八七五
愛別村	七、〇〇〇	四、〇五〇
神樂外一村	一三、〇〇〇	九、四〇〇
鷹栖村	一四、〇〇〇	七、六〇〇
當麻村	七、〇〇〇	七、〇七五
士別村	八、〇〇〇	六、一七五
上名寄外二村	一一、〇〇〇	八、八五〇
美瑛村	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
東旭川外一村	一〇、〇〇〇	一〇、五二五
計	二六九、〇〇〇	二二四、二七五

國庫債券の應募如何は直接に奉公義勇を表すべき唯一の標榜たるのみならず、亦其の成績に於ける良否は間接に於て一村貧富の程度。金融界の事態を曲盡すべき好箇の材料たらずんばあらず。我が當村

の國民報効の實と富力の餘裕は別表に據りて亮察するに難しとせず。されど戸長西村數省氏が明治三十八年三月勸誘囑託委員に宛てたる左記の親展書類を繕讀するに、第一回より第三回に至る國庫債券の應募額は何れも他管内に對して殆んど一籌を輸せざるの地步を占め、第三回國庫債の成績は配當額一万三千圓に對する八千一百圓の應募額を奏したるが如き、何れも第三回は配當額以下に降りしに比較すれば、優逸の成績を挙げたりと謂はざるべからず。然らば第四回の應募成績は前叙に於けるか如き、稍々比較的下位の成績なりしは蓋し財源の枯渴せるが爲め、各勸誘委員は努力奮闘して戦局の難關に際しつ、一片報國の赤誠を竭くさんご欲し、村民の德憑するに國難の大事を以てし、征露の終局に重大の關係あるを以てしたりと雖も、第一回より第四回に至る迄有ゆる財力資金の國庫債券に吸飲せられたる當時なりしかば、勸誘委員に於て東奔西走して席暖ならざるの活動は、端なく村内財源の枯渴なりしが爲め、第四回國庫債券に應ずる者減少し豫期以上の成績を擧ぐることは重なる動機たらずんばならず。而して第四回國庫債券勸誘囑託委員たりし人々は神居村に於て、入澤傳市。掛場吉右衛門。小泉又三郎。出子了愍。小坂喜榮。長門信吉。堺榮次郎。田鎖清藏。石坂己之助。富居由次郎。青山平右衛門。館入榮次郎。上野利藏。池田熊藏。野村吉之助。安藤彦松。岡和田仁太郎。坂上宮吉。荒木榮吉の諸彦にして、勸誘應募に貢獻したること尠しとせず。又神樂村に於ける委員は水野喜代次。水上兵次郎。小口金吾。高木德藏。大石惣市。松原彌市。岸田伊勢太。松浦治平。西崎幾三郎。七戸太助。青羽理吉。細野喜多六。大城武吉郎。杉山良輔。利根川伊太郎。坂治三郎。石原樵次郎。宇山勘助。伊藤傳治。神山音五郎。前川周治。岩橋新。北條録三郎。荻野常吉。守實代助。村田權四郎等の廿六名にして、日夜國庫債券の爲に粉骨し銳意應募の實績を擧げ、第一回より第三回の國庫債券をして他管内よりも一頭地を拔きたる良績を誇示するを得し所以は、主として神居村の委員と共同一致の歩調を取り、拮据して忠肝義膽の迸發する處國庫債券の應募を双肩に擔ひ、克く

其の衝に當り邁往奮迅しつゝ報國の丹心を披瀝せるにあらずして何ぞや。明治三十八年三月戸長西村數省氏は曰く、國庫債券應募の儀に付ては當管内は其の第一回より第三回に至る迄敢へて他管内に一步を譲らざるの成績を擧げ、大に其の面目を施したるは正に事實の證明する處に有之此等は偏へに各自治民の赤誠に因るべしと雖も、亦貴下等の熱誠なる盡力は大に此に與る處にして、小職の専ら感謝措く能はざる次第に有之申候、今や第四回國庫債券夙に發令相成候に付きては、夫れ吾々の責務として前回に比し折重ねて此に數倍の成績を擧げざるを得ざるは己に業に御認識の事と被存候。就ては此の際爲邦家一層の御奮勵御盡力相成候様云々と、亦以て閭村の總べてを擧げて此の千載一遇の國難に殉じつゝ、ありしかの一斑を洞察すべき也。

明治三十七八年日露戰役に於ける尙武會の幻燈講演

我が勇武凜然たる陸海軍は到る處に其の進剿を博せざるはなく、殆んど連戰連捷の活動時代なりしかば、我が第七師團の貔貅は旅順攻圍軍に於ける肉薄戰に奮闘しつゝ、餘勇鬱勃たるの時に際し、北海道尙武會頭男爵園田安賢氏は主として軍人家族の後援に努力しつゝ、あると同時に、全道に令して益々尙武會の擴張を圖り、國民の志氣を鼓舞して愈々振はしめしめたる陸海軍の進撃行動に伴ふて愈々國民の聲援を與へしめんが爲め、或は幻燈會に、或は軍人講話會に、或は實戰談に國民の尙武的志想を發揮して、殆んど全道をして勇武絶倫の氣概は既に滿洲を呑み、餘勇到る處に瀾漫しつゝ、冲天に昇らしめんとするの概あらしめき。此の尙武會擴張の一端として上川支部に於ては、本會幹事赤松惠聞氏の幻燈演説を各村に行はしめ、明治三十八年一月三日より同三十一日迄に於ける全軍一週の巡回口割を定め、或は寺院に或は小學校に到る處に得意の快辨を鼓し、實戰奮闘より忠君愛國の義憤的敢勇の偉勳に至る迄説き去り辨じ來りて志氣を涵發したること蓋し鮮少にあらざる也。我が當村に於ける幻燈

講演日は同年一月十一日は西御料地説教所に於てし、同十二日は西御料地新區畫校に於てし、同十三日は西御料地五號校に於てし、超て同廿一日は東御料地五號校に巡講しつゝ、同廿二日は同十三號校に、同廿三日は同十九號校に、同廿四日は雨紛八號校に、廿五日は神居校に、廿六日は伊野澤校に於てすべく開催豫定にして、本會幹事赤松惠聞氏の外に地方囑託委員大谷派説教所の僧侶大林勝由氏も随伴して村内の講演を爲し一段の活氣を添へたりき。次で同年一月九日北海道尙武會神樂外一ヶ村幹事西村數省氏は、如上の學校長及び教育所に對して開催日割を傳達したると共に、各組長に對しても同様の命を傳へ、多數の聽傍者をして克く尙武の氣象を涵養せんことを勗めたりし也。今左に本村尙武會幹事西村數省氏の組長及び學校長に勸獎的に發したる通達を掲ぐべし。

拜啓今般北海道尙武會々務擴張の爲め、地方囑託員大林勝由。赤松惠聞の兩名左記時日に於て貴校舎を借用し幻燈會開催致度旨申出候條御支障なき限り本會の爲め可成便宜を與へられ度此段及御依頼候也

北海道尙武會神樂外一ヶ村幹事 西 村 數 省

- 西御料地簡易教育所教員宛
- 邊別簡易教育所教員宛
- 東第一尋常小學校長宛
- 東第二尋常小學校長宛
- 上忠別簡易教育所教員宛
- 雨紛尋常小學校長宛
- 神居尋常小學校長宛

征露軍人の後援會活動

英國はクリミア戰爭の際と云へ、トランスバールの戰爭と云へ、何れも出征軍隊は万里異域の途に上りつゝ、或は瘴癘蠻雨と戦へ、或は炎天熱沙を踏み豫期の作戰計畫の如く其の凱戦を奏するを得ずして南阿の一小國たるに關せず、難伐之を陥落するに由だもなく、キツチエーナ元帥。ローバツ元帥の宿將ありて星羅の如しと雖も、善謀妙策だもなく徒らに猛獸を驅ると同然にして、漸く之を征略したりと稱せらるゝ程なりしが、其の間英國國民は如何に恤兵の行動に救護的活躍に、有ゆる後援の活動を爲したること亦敢へて贅言を要せざる處也。去れば國民の後援は出征軍人をして後顧の憂を絶たしめ、邁往奮闘のみに銳意して殆んど忠義骨を埋め屍を草野に曝らし、身を鋒鏑に投するの餘念なきに至る所以のもの、亦後援會や國民敵愾の餘燭が溢れたることに飯せずんばあらず。我が當村に於ては征露大役の時に方りてや、國民忠愛の氣全村に瀰漫しつゝ、或は出征軍人家族保護會と爲り、或は忠勇會の組織と爲る。明治三十八年六月廿三日上川支應第一課長心得屬鈴木鴻氏は、當時軍人家族遺族に關する救護費の幾何なりしやを識らんが爲めに、全部各町村に對して其の調査を命じたりき。然るに我が神樂外一ヶ村戸長西村數省氏の之に對する同年六月廿四日の報告を閲みするに、救護費及び個人に於て時局以來明治三十八年三月間に至る迄は、恤兵の扶助に投じたるもの金額物品價格は十圓。勞力人員は五拾名。救護設備費は百圓。軍隊の送迎吊祭慰問費は二百圓五十錢にして、合計三百十圓五十錢に到達したるにあらずや。就中明治三十八年四月一日迄の間に於ける征露の途に就かんとしつづを贈與し以て隣祐同胞の誠を献け、一片忠勇なる軍人の門出を祝せんが爲め祖道の錢を施したるものと假定すれば、此の金百九十二圓五十錢に至り之れに町村よりの配當金八圓を合算せば、如

上の所謂軍隊の送迎吊慰問費二百圓五十錢に垂んとす。而して又明治三十八年義務會員義捐金仕譯書を見るに、同年度徴兵適齡者に對する義務會員六十三名の義憤的餽金は三十二圓を算す。其は乃ち一名五十錢宛の義捐にして、在住者は固より寄留者に至る迄も悉く之れが出金を爲し、熱血以て報國盡忠の誠を竭くしたること、恰かも米國建業の國祖華盛頓が獨立戰爭を起したるが如く、婦女子は以て飾れる金簪を撤して之を軍資金に備へ、農夫は犁鋤を捨て、さへも奮然蹶起して銃劍を荷へたると同然にあらずや。此の壯圖なる軍人家族保護會は皆に之れに止まるのみならず、一段進んで出征軍人家族救護會忠勇會なるものを組織するに至りぬ。則ち此の會長には同年六月戸長及幹事たりし西村數省氏は各組長に達して之れが選舉を行はしめき。會長には尙武會幹事西村數省氏之れに當選し、副會長には高木德藏氏之れに當選したりき。而して之れと同時に西村忠勇會長より同會評議員として大石惣市。小口金吾。坂治三郎。伊藤傳次。青山平右衛門。掛場吉右衛門の五氏を指名選任したり。是れ乃ち日露戰役の酣にして戰線幾十里の長きに亘りて、有史以來に於ける古今罕有の激戰對抗と稱せられ、將に長驅して奉天城を攻圍し之を屠らんとする戰雲騰騰たるの時局なりしかば、我が本村の吊祭慰問より總べての恤兵救護に至る迄漸く一層の忙殺を極めんとす。忠勇會の活動是より觀るべき也。乞ふ次ぎに其の詳細を叙すべし。然かも出征軍人の後援的なる遺族扶助料の贈與に就ては、我が北海道尙武會に於ては出征軍人の遺族に對して、或は鰥寡孤獨の頼るなきを救へ、或は病床に呻吟する者に對して醫藥を與へ、或は赤貧洗ふが如くして糊口に窮する者を援けたること枚擧に遑あらず。此の如くして萬里遠征の途にある我が忠勇なる軍人に後顧の憂を絶たしめ、以て邁往奮迅の勇力を發揮せしめたること蓋し論を俟たず。去れば明治三十七年十二月廿八日尙武會上川支部長久保誠之より、我が當村に於ては月額扶助料の贈與を受けたる者一名にして、其の金額一圓五十錢に過ぎず。同三十八年三月廿日尙武會上川支部長安食高保氏より、幹事西村數省氏の手を経て二月分月額扶助料の贈與を

得たりし者都合三名にして、前月より二名増加し其の金額六圓なりとす。而して同年四月廿二日同支部長より三月分月額扶助料の贈與を受けたる者五名にして其の金額十圓に及ぶ。同年七月七日同支部長より五月分扶助料として贈與せられたる者五名にして十圓なりしが、更に同年十一月七日北海道尙武會上川支部長より、九十二ヶ月の月額として家族扶助の贈與を爲したるもの六名其の金額十二圓を以て算せらる。又十二月九日に至りては十月。十一月分の家族扶助の贈與を爲したるもの五名にして其金額十圓五十錢に及びたりし也。此等家族に對する扶助料は我が當村同會幹事西村數省氏に於て出征後に於ける實際生計上の状態を具陳して、之を上川支部長安食高保氏に其の旨を報じて更に亦同支部長より北海道尙武會頭男爵園田安賢氏に之を通報するの順序なりしもの、如し。斯くして遺族の困厄を濟へ、鰥寡孤獨に對する出征後の應援を與へたること、蓋しタリミヤ戰爭に於てセバストボールの病舎に在る重傷に僵れ、瘡痕に苦悶せる戰士を看護し之を慰藉して赤十字の基礎を創めたるナイチンゲール嬢の義膽愛腸も、若くは當時詩人テニンソン氏が淋漓熱血を灑ぎて戰士の呻吟を描きたりし精神も、皆是れ愛國の丹誠より喚びし聲にして、我が神樂村神居村の軍人遺族に對する救濟的恤兵より尙武忠勇會の諸彦が克く其の窮厄を救へ、奮然として國難に赴きたる干城的活躍に對し、充分の後援的義舉を講じたる所以のもの、蓋し如上に於ける一嬢一詩人の愛國的義膽熱腸の精神と相均しきは論を俟たず。殊更ら戰歿の吊慰祭祀に就き日露戰役は曠古未曾有の大戦なる丈け、うれ丈け死傷者を出したること亦極めて罕有の激戰なりと與に、亦罕有の悲惨なりと謂はざるべからず。遼陽より奉天長春に至るの間は何となく黃塵萬丈にして、胡沙吹き亘る茫漠の裏鐵蹄軽く飛揚しつゝ、万馬騰騰磊落たるの壯觀は宛かも漢武が匈奴を征すると同じく、長驅せんとする砂礫面を撃ち、對抗せんとすれば胡笳悲聲聞くに耐へざりし邊警遠戍の軍と同様なる境遇と髣髴たりしは勿論なれば、到底日本國內に於ける戰爭とは比較すべからずして、一將功成万骨枯の激戰は彼我共に累々たるの活劇を演ぜられ、

聯隊區司令官遠藤利氏より、帝國在郷軍人會を創立するに就き同年十一月三日 天長節の佳辰をトし、全國一齊に相同しく之れが發會式を舉行せんと欲す。乃ち從來既に業に各町村に創置せられし軍人團をして一層其の旗幟を鮮明ならしめ、一層其の規模を恢弘せしめ、一層規律ある統一の下に其の精銳なる軍團の面目を發揮せしめんと欲するにありし也。是れ豈從來の軍人團に對して潑瀾たる生氣を與へしめ、全國に於ける一大傘蓋の下に隸屬しつゝ、支部及分會とも首尾相通すること常山の蛇勢に類似せるものなきを得んや。されば十一月三日帝國在郷軍人會の創制せられんとするに際會するや我が神樂村及神居村に創基せられし軍人團は其の名稱を改めて、帝國在郷軍人會神樂村分會及び帝國在郷軍人會神居村分會と命名せられたると同時に、其の組織を變更せしめ役員の改選を行へ、之れが會則さへも醇然其の根蒂を換へたるにあらずや。是れ蓋 由來軍人團の勢力をして地方に村落に對する國民の模範たらしめ、國民をして軍人的典型の下に陶冶すべく一步を進めんとする捷徑たるのみならず、此の變革を加へしより在郷軍人團は隠然として虎の隅を負ふの勢力を蓄進せしめたるにあらずるなきを得んや。今左に明治四十三年八月一日旭川聯隊區司令官遠藤利氏より頒布せられたる帝國在郷軍人會設立の趣意を掲げんか。曰く

必任義務兵役ノ法實施以來在郷軍人ヲ主腦トスル尙武團體漸ク其ノ數ヲ加ヘ現時各市區町村殆ンド其ノ設立ヲ見ザルナキノ盛況ヲ呈スルニ至リタリ、而シテ此等ノ團體ハ主トシテ在郷軍人ノ品位ヲ高メ、國民ノ軍事思想ノ啓發スルニ努メ以テ過去數回ノ戰役ニ於テ貢獻スル處尠少ナラズトス、然リト雖其ノ設立及經營ハ從來全ク各郷箇々ノモノニ屬シ、其ノ目的及行動ニ關シ連繫統一以テ之ヲ指導シ之ヲ振作スルノ機關ナシ、加之將來軍ノ編成ハ在郷軍人ノ精銳ヲ必要トスルコト愈々切實ナルヲ以テ復タ之ヲ現時ノ狀態ニ放任スルヲ許サザルニ至レリ、依テ茲ニ各市區町村ニ於ケル在郷軍人ノ既設團體ヲ糾合シ其ノ目的ヲ定ニシ、其ノ行動ヲ整齊ニシ尙未ダ其ノ設備ヲ

見ザル地方ニ於テハ其ノ創立ヲ獎勵シ、以テ在郷軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛鍊ト軍事知識ノ増進トヲ圖リ併セテ會員ノ相互扶助慰藉ノ方法ヲ講ゼシメントス、是レ帝國在郷軍人會ヲ設立スル所以ナリ
 とは是れ乃ち在郷軍人の組織を促がせる偉大の天籟たりし也。是れ乃ち在郷軍團の基礎を鞏固にする真髓たりし也。是れ乃ち在郷軍人團をして猛然として奮はしめ、國村の模範たらしむる導火線たりし也。

帝國在郷軍人會神居村分會

帝國在郷軍人會を組織して從來單獨的にして孤立の姿勢なりし軍人團を刷新せしめんが爲め、更らに神居村在郷軍人團を解散して、一種其の系統に屬すべく神居村分會を設立せざるべからざる餘儀なき必要に接したれば、由來神居村在郷軍人團長たりし仁科喜作氏が、明治四十三年十月三日旭川聯隊區司令官遠藤利氏の通達を受け、同年十月八日團員六十五名を神居尋常高等小學校に集會せしめ、其の分會組織に従ふ。以て役員たるべく會長分會副會長理事以下を選擧したるに結局左の如き創立を觀るの組織を構成せんとす。

神居村分會長	後備陸軍砲兵中尉	仁 科 喜 作
同 分會副會長	豫備陸軍歩兵特務曹長	澤 田 作 次 郎
理 事	後備陸軍騎兵一等卒	多 勢 源 兵 衛
理 事	同 上等看護卒	田 上 敏 吉
監 事	後備陸軍憲兵上等兵	青 山 平 吉
評 議 員		仁 科 喜 作

評議員

同	補充陸軍歩兵一等卒	澤田作次郎
同	同	近藤重太郎
同	同	青山平作
同	豫備陸軍歩兵上等兵	松田與次郎
同	後備陸軍輜重輸卒	北川覺次郎
同	歸休陸軍歩兵上等兵	土田留治郎
同	豫備陸軍歩兵上等兵	奥村三四三
同	豫備陸軍歩兵一等卒	成田常吉
同	後備陸軍輜重輸卒	佐藤實重
同	後備陸軍騎兵一等卒	多勢源兵衛
同	同	田上敏吉

斯の如き準備的行動を齊整せしめたるが爲め、我が神居村分會は帝國在郷軍人會と 天長節の瑞氣
 鑿鑿たる十一月三日の吉祥日を以て發會式を擧げぬ。然かも神居村分會長仁科喜作氏は明治四十二年
 十一月より明治四十四年六月迄繼續し再任したりしかば、明治四十四年七月に至り豫備陸軍歩兵特務
 曹長澤田作太郎氏が會長に選任せられ、大正元年八月に至り更に選舉を行へたる結果は、同月十八
 日副長澤田作太郎氏が、旭川支部長富澤定一氏に報告したる神居村分會の役員顔觸を見るに分會長澤
 田作太郎。副會長岩淵佐重。幹事佐藤林藏。理事土田留治郎。同高田未藏。評議員は川田與次郎。同
 橋本惣次郎。同菊地常亮。同石崎清藏。同川田常次郎。同水口義信。同星野榮作。同瀧見瀧藏等の諸
 氏たりし也。

神樂村在郷軍人團

神樂村在郷軍人團は當時の戸長仁科喜作氏が後備陸軍砲兵中尉にして、教導團の出身たるのみならず
 飽迄尙武的敢勇の氣象に富み、常に在郷軍人の向上發展を謀るを以て自任し、彼等をして飽迄現役中
 に於ける軍人的の規律と軍人的の操行と、軍人的の動作と軍人的の愛國殉難に富める氣象と軍人的の
 尙武敢勇に富める道念とは、平素在郷の身としてさへも飽迄凜乎として之を操守せしむるのみならず
 益々軍人の國家の干城ならしめんことを企圖したりき。乃ち戸長仁科喜作氏は鋭意在郷軍人團を組織
 せんと欲する計畫は、明治四十年一月十三日を以て愈々神樂村在郷軍人團を組織せられし也。然かも
 之れが軍人團に係はる事務の取扱個所は、當分の内神樂村外一ヶ村戸長役場内に設置せしめ、神樂村
 一團に於ける在郷軍人を以て其の團員と爲したるのみならず、壯丁合格者とも準團員たることを得せ
 しめ、其の目的は勿論軍人の精神を維持し、其の眞價を發揚し協力一致社會の諸般に向つて大に發展
 を期し、團員中の不幸者を救護し併せて入營歸郷のものを慰勞送迎するにあるが、其の目的を達せん
 が爲めに各自金穀を蓄積し、且つ基本財産の造成を謀らんと欲す。而して役員の如きは團長一名。副
 團長一名。會計二名。幹事八名と規定し以て同團の事務を變埋せしめんと欲したるにありし也。乃ち
 神樂村在郷軍人團の創立せらるゝや、第一回役員選舉に當選せし團長以下の氏名を左に網羅して之を
 叙すべき也。團長仁科喜作。副團長澁谷富三郎。同守實卯右衛門。幹事水上彥藏。同福家達三郎。同
 野々瀬宇造。同奥田哲三郎。同川口吉次郎。同高野宅造。藤田彌重八等の諸氏たりし也。是れ神樂
 村在郷軍人團の創立せらるゝに際して當選せられ、團務の爲めに拮据經營したる貢獻鮮しとせず。然
 かも創立の當時に於て神樂村在郷軍人團に加入したる在郷軍人として、兼ねて軍事的教育を涵養し訓
 練せられたる國家の干城とも云ふべかりし越々たる武夫の素養の資格を備へつゝ、ありし神樂村の軍人

出身を列記し、之を左に掲載して將來の參考に供ふ。名譽團員として軍人以外に於て水野喜代次。高木徳藏。大石惣市等外七名は在郷軍人團の創立をして永遠に鞏固に維持せんが爲めに、軍人と比肩しつゝ盡瘁せられたる精神も、亦以て一片の愛國忠愍の至情に對し掬すべきものなしとせんや。去れば此等諸彦の斡旋と鼓吹とに基き、永續し軍人的素養を享けたる青年が神樂村の模範と爲り、神樂村の元氣と爲り、神樂村の先導と爲り其の一村社會の興奮劑として新生命を賦與せるもの幾何ぞ。

明治四十年一月神樂村在郷軍人團員氏名

名譽團員

團員人名

水野喜代次	高木徳藏	大石惣市
宇山勤助	松原徳藏	北原永藏
中本慎一	野々瀨米藏	野々瀨卯平
白井三代吉	中川豊吉	澁谷富三郎
仁科喜作	松岡銀松	森繁太郎
奥田哲三郎	蟹口友市	三宅武雄
島原岩松	喜多伊勢吉	得野清
山田榮作	館入留吉	水上条藏
谷川力藏	館末松太郎	福家達三郎
池野權次郎	館小路松太郎	河野助藏
高橋與三郎	松原徳次郎	野々瀨宇造
淺野茂市	戸田慶次郎	岸本吉右衛門
安藤幸平	高橋虎一	砂田嘉太郎
大坂喜四郎		

唐田佐五郎	國澤孝馬	柏口幸吉
岸本泰次郎	稻垣與三郎	川口吉次郎
高野宅造	紙谷久次郎	谷口貞右衛門
大西岩右衛門	紙谷庄太郎	藤田彌重八
矢野貞吉	守實卯右衛門	細野作次郎
桃井元春	藤森久左衛門	前田文次郎
稻場米次郎	長瀬勇吉	大野杉次郎
澁谷亟作	玉澤榮太郎	水野良一
玉澤美代治	山口彌三郎	倉野鐵太郎
仲村定吉	山澤榮太郎	杉本久作
文伏關次郎	東澤武太郎	波野宇吉
澤田次郎九郎		

東西御料地在郷軍人

步兵一等卒	島山三郎	同	松岡銀松	同	砂田嘉太郎
步兵伍長	高橋虎一	步兵一等卒	岸田泰次郎	同	國澤美代治
同	山口彌三	歩兵軍曹	水野良一	騎兵一等卒	山田榮作
同	堀口喜一郎	砲兵上等兵	水上条藏	工兵二等卒	高橋三三郎
砲兵輸卒	奥平久次郎	輜重輸卒	戸田敬次郎	同	岡本利三郎
同	葉天熊太郎	補歩一等卒	國澤孝馬	同	得能清
同	三宅武雄	同	松原徳三郎	補歩兵	横井和三郎

雜纂篇

同	國 陶 肪	同	澁谷 富三郎	同	館小路松太郎
同	唐太 佐三郎	同	野々瀬 卯藏	同	奥田 哲三郎
同	河村五郎右衛門	補騎兵一等卒	大矢 義彦	同工兵一等卒	岸本吉右衛門
同	島山 豊次	輜重輸卒	西崎 市兵衛	補歩兵	安藤 幸平
補充兵	島原 岩松	歩兵上等兵	福井 利三郎	同	河野 助藏
同	前屋 仁太郎	同	高橋 太藏	同	前田 文次郎
同	谷川 力藏	同	西本 宗太郎	一等主厨	桐 龜次郎
補充砲兵	井出 房次郎	歩兵一等卒	川口 吉次郎	同	矢野 貞吉
歩兵上等兵	高野 宅藏	同	澤田次郎九郎	歩兵一等卒	杉本 久作
同	國木 與次郎	同	國澤 武吉郎	同	山田 國松
同	關口 吉四郎	歩兵二等卒	川上 吉次郎	歩兵一等卒	中家 治吉
歩兵二等卒	永原 安次郎	騎兵上等兵	藤堂 徳三郎	歩兵二等卒	宮崎 常彦
砲兵一等卒	藤森久左衛門	砲兵上等兵	犬伏 積次郎	砲兵補助	波能 宇吉
同	高嶋 勝次郎	砲兵輸卒	島山 庄次郎	同	小路 作次郎
同	佐藤 多郎一	輜重兵上等兵	藤田 八重八	輜重輸卒	宮腰 捨次郎
同	倉 鐵次郎	歩兵上等兵	長瀬 勇吉	同	守實卯右衛門
歩兵一等卒	松山 與次郎	補歩兵一等卒	細野 作次郎	同	中川 作次郎
補歩兵二等卒	増子 小與次	同一等卒	紙谷 庄太郎	補充歩兵	數山 文次
補歩兵一等卒	石持善右衛門	補歩兵一等卒	高野 源十郎	同	谷口貞右衛門
同	宮腰 勝次郎	補砲兵一等卒	紙谷 久次郎	同	岡澤 榮太郎

一〇四二

補充砲兵輸卒	桃井 元春	同	澁谷 亟作	補輜重兵輸卒	大野 杉次郎
同	眞鍋 開次郎	砲兵一等卒	東 惣太郎	同	蟹口 友市
同	宮本 重太郎	同	喜多 伊勢吉	輜重輸卒	大西 寅吉

壯丁合格者に對する豫備的教育

神樂村壯丁合格者に對して豫備教育を賦與するの影響如何は固より入隊後に於て其の成績に對し宵壤の差あること蓋し喟々を待たず。故に神樂村郷在軍人團に於て明治四十三年九月十一日より東御料地柏ヶ岡寺に於て、毎週日曜午前八時半より午後二時半に至る迄豫備教育を實施したるが、其の豫習教育科目を掲載すること左の如し。

(一) 學 科

- (ハ) 教育所 村内の中央にして適當の場所に選定したること
- (ニ) 教育費用 各團員より徴するもの若くは部長有志家よりの寄附とす
- (ホ) 支出方法 教育所に對する謝禮。薪炭。茶代。其の他教育材料購入代。教官の實費。勅諭讀法。戊申詔書。我國體。兵役の義務。軍隊内部の一部。兵種の區分及識別。將校下士卒の階級識別。衛生法の大要。入營前及入營後の心得。其の他必要と認むる科目。

(二) 術 科

- 柔軟体操及擊劍
- (三) 實施方法

- (イ) 教育日時 毎週日曜入營前迄午前八時より午後二時乃至三時とす
- (ロ) 教官は可及的軍人中適當の人物を撰擇し囑託すること並に小學校教員中より適當

一〇四三

雜纂篇

同會長の職に就き會務に執掌しつゝありとす、其は勿論舊在郷軍人團の役員は之を除外したるは云ふ迄もなく、分會創立以後の組織に伴ふ更迭の變遷一斑を叙したるのみ。

役員氏名	任命年月日	退任年月日
分會長 澁谷富三郎	明治四十四年二月十二日	明治四十五年四月二日
副 長 瀧川初三郎	明治四十四年二月十二日	同 上
分會長 島山 豊治	明治四十五年四月二日	大正二年四月十日
副 長 長瀬 勇吉	同 上	同 上
分會長 安井吉太郎	大正二年四月十一日	
副 長 藤田彌重八	大正二年四月十日	

神樂村在郷軍人會の豫備的教育

帝國在郷軍人分會神樂村會に於ける大正元年十一月廿三日同分會長島山豊治氏の報告に據らん乎。乃ち同年度に於て入營すべく新兵上を集會せしめ、神樂岡春宮寺院内に其の居をトし同年十一月廿三日午前第九時に此等新兵士の合格者に對して出席すべきを命じ、入營前の豫備教育を實施したり。同日午前第十時に開會して午後二時三十分に至り之を散會したるが、先づ其の當日より定日に至る毎に學科及術科を訓練せるが、教育の一端として警戒的注意の一項を掲ぐるに、左の入營前に係はる要點な

るものゝ如し。

- (一) 豫て支部長より通達せられたる入營時刻を違はざること
- (二) 入營當日旗幟を押立てなどする事は其筋より示達せられたることなれば斷然辭退すべき事
- (三) 入營前に於ける諸準備
- (四) 必要以外の金品を携帯して入營せざること及入營後と雖も之を強請せざること
- (五) 入營前に於て暴飲濫食を爲し若くは其の他の事情より衛生を害せざる様自愛すべきこと
- (六) 告 別 の 辭

同日の注意事項は前文の如しと雖も之れと與に島山分會長。澁谷監事。以下の役員の講話を演じたるものを列記し之を左に掲載せんとす

- (一) 精神ト肉体トノ最モ完全ナル一致ニ依リテ不撓不屈ノ勇氣ヲ養ヒ得ルコトニ就テ
分 會 長 島 山 豊 治
- (二) 敬禮。服裝。服從ニ依リテ誠心ヲ練リ上グル事ニ就キ
監 事 澁 谷 富 三 郎
- (三) 營門ヲ入りテ後一ケ年間ノ回顧
理 事 安 井 吉 太 郎

定日此の豫備的教育に對して大に盡瘁せんが爲めに春宮寺院内に出席せる諸士は大概東部役員にして島山分會長。安井理事。澁谷監事等なりと雖も。西部役員たりし長瀬分會副會長。藤田理事。小路監事等の如きは折悪くも缺席して其の衝に當らず、而して同年度入營すべく新兵士としての合格者は左の十二名なりしと雖も小林作光。小神外次郎。竹俣國太郎等の四名は教育所に出席せざりしが爲め、其の以外の諸氏は定時集合し、豫備的訓練を受けたりし也、乃ち次に之を掲載せんと欲す。

二、特別會員 特志家ニシテ分會ノ專業ヲ贊助シ分會ノ推薦ニ係ハルモノ
 三、名譽會員 現役將校同相當官ニシテ分會ノ推薦ニ係ハルモノ
 在郷將校同相當官ハ第四條ノ救助及弔慰金ヲ受ケサルヲ本則トス又特別會員及名譽會員ハ本分會ノ役員タルコトナシ

第八條 正會員ハ會費トシテ毎年金三十錢ヲ新年總會ニ於テ納付スルモノトス
 第九條 會員ノ納ムル會費ハ理事之ヲ保管シ分會ノ事業費ニ充ツルモノトス但シ其餘剩金ハ分會ノ財産ニ編入ス

第十條 本分會ニハ分會長及分會副長各一名理事監事各二名評議員六名及班長若干名ヲ置ク
 分會長ハ分會ノ事務ヲ總理シ兼テ分會ノ役員ヲ指揮監督ス分會副長ハ分會長ヲ補佐シ分會長事故アル時ハ其職務ヲ代理ス理事ハ分會長ノ命ヲ受ケテ會務ヲ掌理シ監事ハ分會長ノ命ヲ承ケテ經理ノ整否ヲ監査シ班長ハ分會長ノ命ヲ承ケテ班内ノ事務ヲ司ル

第十一條 前條ノ役員ハ總テ名譽職トシ其任期ハ滿二ケ年トス又補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トシ理事監事及評議員ハ毎年一月各其半數ヲ改選ス評議員ハ總會ニ於テ選舉シ分會長分會副長理事監事ハ職員中ヨリ互選ス班長ハ評議會ニ於テ推薦シ任期ハ滿一ケ年トス

第十二條 每年一月八日ニ於テ定期總會ヲ開催シ本分會ノ發展及事業ノ進行ヲ計ルモノトス臨時總會及評議員ハ會員三分ノ二ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク尙ホ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ之ヲ召集ス

第十三條 總會ハ分會員全部ヲ以テ組織シ評議會ハ分會長以下評議員全部ヲ以テ組織シ其ニ分會長ヲ以テ議長トス

第十四條 總會及評議會ハ議長ノ外定員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ決議ヲナスコトヲ得ス

第十五條 但シ召集再度ニ及ビ尙定員未滿ノキハ此限リニアラス
 總會及評議會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十六條 本分會ハ本部及支部ノ監督ヲ受ケ其指揮ニ從フモノトス
 第十七條 本分會ニ於テ事業ヲ起シ又ハ特別ノ必要アル場合ハ臨時會費ヲ徵集スルコトアルヘシ

第十八條 本規約ハ評議會ニ於テ必要ト認メタル時若クハ分會員二分ノ一以上ノ要求アリタルトキ支部ノ認可ヲ經ルニアラサレハ改ムルコトヲ得ス
 (神樂村西分會規約は本規約と大同小異なれば之を省略す)

組合長福岡幸吉時代よりの神樂村の青年團

神樂村に於て青年の元氣を集注せしめ、一團の下に村内の模範と爲り、羅針盤と爲り敢へて時代の進歩に後くれざらんことを務め、村治上に尠からざる裨益を興ふるを是れ競ふ機關は東青年會と西青年會の組織ありとす。東青年會は水野喜代次氏の熱心に唱道せらるゝありて、明治四十三年十一月十三日之を創立せしめ、同會事務所を東御料地第十三號高木德藏氏の方に置き會員は年齢十五歳以上より三十歳以下及三十一歳以上の者を名譽會員として同會所在地に現住するものを以て之を組織したりし也。水野喜代次君之れが青年會長たり、高木德藏君之れが副會長たり、其の他評議員と會計と顧問とに至りては別記の如くなりしが、其の目的とする處は教育勸語、戊申詔書の御趣旨を遵奉し、風紀の改善産業の發達を圖るのみならず、兼ぬるに忠君愛國の思想を涵養せしめ、公共心の興起を圖ること其の一にして、誠實を以て本とす勤勉事に當り、能く分度を守り殖産興業の基礎を樹つること其の二にして善行を勸奨し、一致協同公益を奨め、公共事業に努力すること其の三也此等の各項は同青年會々則第五條の規範として冒頭に特筆しつゝ之を規定せられ殆んど同會の遵守すべき精神也、骨

髓也、主眼也と云ふべくして憲法と評するも敢へて不可なりとせず。是に於てか水野會長に於ては此の目的と此の規範を達せんが爲めに鞠躬自ら先んじて青年を誘導せしめ、青年を興奮せしめ、會則第六條に規定したるが如く或は講話會を開き夜學會を開きて各自の修養を圖り、教育産業等に對する諸般の事項を研究せしめ、或は公共並に公共慈善の事業を實行し農事の改良發達を圖る爲め共同耕作をなすこと、或は御料山に火災あるときは迅速之れが防禦に努め、或は各官署の諮問に應じ、入營並に歸郷の兵員を歓迎せるが如き孰れも創立以來に屬する同會の活動方針なりと云はざるべからず。蓋し東青年會は明治四十五年時代に於て、會員數百廿七人を備へ益々團體の鞏固を加へんとしたるが。明治四十四年中に起せる事業の一斑を擧ぐれば同年三月五日評議員會を開き、東土功組合に於ける導水門の岩石開鑿を營まんが爲めに其の事業費三百九十四圓八十三錢を以て安達組合長より請負を契約し青年會一致共働の下に之れが竣功を告げたり、同年五月東土功組合幹線の階段工事を經營し、六月に至りて成工せるが如き、同年七月忠別川の本流に於ける落石を取り除き、同年八月忠別川の修繕工事を二百九十六圓九十七錢五厘に請負ひ、同年九月に至り忠別川の導水門にある水底岩石の掘鑿工事を六百五十六圓三十二錢の請負業として竣功せるが如き、其の他忠別川の架橋と東御料地郵便局の電信新設等の寄附と云ひ、東御料山の山火延焼に關して之れが防禦に盡力せりと云ひ、旭川警察署にありし入監中の犯人が逃走しつゝ、御料山林に潜匿せる形跡あるを認め、警察官吏と協賛して會員が其の逃竄するを搜索したるが如き、明治四十四年中に於ける東青年會の一團を擧げて活動したる成績と、事業の竣功せる概況とす。東青年會の明治四十四年度經費豫算は二百六十八圓十四錢にして如上に掲げたる収入を擧げて之れに供し、以て團體の維持方法を講じたりし也。今左に當時に於ける同青年會の評議員及び顧問たりし氏名を列記せん。

東青年會評議員

安藝兵藏。水上条藏。細川茂一。高木宇平。高橋與三郎。岸本彌藏。吉原竹一。岸田伊勢太。鈴木利一。久保愛次。片桐久一。矢部惣七。

東青年會々計

松浦宇吉

東青年會顧問

日野吉甫。原田留四郎。福岡幸吉。田中愿。島守勝造。中村精一。光野知高。福原志雄。原田滿壽藏。石川政助。海老原武。池田元治。畠山豊次。安井吉太郎。近藤堯範。西崎幾三郎。鈴木勘一郎。谷澤正道。熊勝端。

西青年會は從來第一區より第四區に分裂して各割據の姿勢を呈しつゝ、ありしかど。斯くしては四分五裂の憂あるのみなれば、西御料地の一面を劃して相互の氣脈を通じ、西青年會を組織せんことを首唱したるは蓋し長瀬勇吉氏。曾慶重治氏。石原槌次郎其の他の先輩とす。然かも西青年會は明治四十五年三月の創立にして當時會員二百名を有し、團體青年の重なるものは十六歳より三十歳の者を以て組織し同會事業の大意は主として共同耕作を行へ、夜學會を開きて各自の修養を圖り、産業の發達を期するにあることは大体東青年會の目的と事業經營を行ふに於て、略ぼ相酷似したれば茲に之を省略せんと欲す。明治四十五年度の同會經常費は一百二十圓の豫算なりし也。會則の主眼とする處は是れ亦東青年會と大同少異なるあれば敢へて之を再記せず。西青年會創立以前は第一號より第十號迄矯風會の設立せられたるあり。長瀬勇吉會長たり、明治三十五年の創立に係はり主として夜學を奨励し擊劍をも指南し、旭川區大河内三千太郎氏の門人より教導を受けつゝありしは顯著なる功績なりとす。第十一號より第十五號迄に神樂第二青年會の設立せられつゝ、あるが、曾慶重治氏之れが會長として拮据したりき、其の事業としては十勝假定縣道の砂利敷工事を擔任し、其の収入を擧げて會の基本財産に

偏入したるが如き或は夜學を奨励したりし也。第十六號より第十九號迄は西第一青年會あり、新區畫地には青年會ありし也。此の四青年會を統一せるものを現今の西青年會と稱するもの輒ち是れなるが。大正二年より大正四年に至る同會の經費は會員各自より五錢つづ六ヶ月三十錢を納附せしめ、現今會員二百十名にて年々殆んど百五十圓の歳入を計上し、其の不足額は青年會員が道路の修繕を請負ひ、之を補填すると共に其の剩餘金は同會の基本財産に編入し、創立以來年を閲みすること四年間に現今四百圓を貯蓄しつゝあり。其は村内の希望者に貸附せしめ、年一分半の利子にて利益管理を行へつゝあり。會長石原穂次郎氏は創立より同年九月迄就職して辭したるが。其の間七ヶ月間欠員なりしかと副會長宇山勘助氏之を代理したりき。大正二年三月上旬總會を開き西村九十郎氏之れが會長に當選せらる。是れ乃ち現今の會長たりし也。同會に於ては夜學を奨励しつゝあるの外は擊劍をも加へて指導しつゝあるが、擊劍教師は邊別駐在巡查門田種成氏及西第二校長谷崎蝶一郎氏西第三校長畑山良三氏等之れが衝に膺り熱心に鼓舞し教導せるが爲め、會員も興奮し銳意向武の氣象を嵩めたれば擊劍道具は三十人前を揃ふ、其の經費殆んど三百圓を要したりき。會員は二百名なれど將來發展すれば約三百有餘の青年を網羅すべく計畫とす。

戸長松下高道時代よりの青年團と其の發達

地方開發に關する公益團體として神居村に組織せられつゝありし青年會を列擧すれば、神居村に於て雨紛青年會及神居青年會の二と做す、前者は明治四十五年に於て野村吉之助君現に之れが會長として雨紛郷土に推輓せらるゝのみならず孜々として之を指導し、之を經營したるが明治三十五年九月初めて組織せるに其の團員數七十三名を有し、孰れも十五年より卅年迄の青年にして敢爲潑刺の氣象殆んど天を衝かんとする概あり。去れば野村會長の如き此の一團を驅りつゝ雨紛小學校に於ける水田の

耕作を試み、其の收歛する金額を擧げて團体の維持方法を經營するにありし也。團体の目的とする處は主として雨紛に於ける善良の風俗を進め、華を去り實に着き自疆息まざるの本旨に基き、以て雄渾なる思想を煉り兼ねるに剛健朴直なる田舎漢を鑄造せんと欲す。斯の如く敦厚なる美風を作ると共に雨紛米産地としての上川郡の水稲栽培の根源地としての美名を墜さざらんことを誓ふ。雨紛青年會の資産若くは積立金を有せずと雖も、明治四十四年度の經費豫算に於ける僅かに二十九圓二十錢を備ふるのみ。是れ皆新進なる氣象に富み、氣鋭なる思想に充てる雨紛青年の拮据しつゝ、共同耕作より得たる謂は、自活の勞働に因りて擧げし豫算なりと云ふも可也。而して同會積立金の如きは將來會則を更正し漸次進んで收入の幾部を蓄積せんと欲すると同時に會の基礎を鞏固にする方針たりし也。神居青年會の組織は小泉又三郎君率先之を提唱しつゝ、明治四十三年九月四日神居尋常小學校に於て、其の發會式を擧げぬ、當日午前第十時青年會役員の選舉を行ふに會長として、當時の組合長たりし福岡幸吉氏其の選に當り、以下役員の重なるもの小泉又三郎氏の副會長たるあり。幹事河原千松。土田富助。宮川忠松。奥村三四三。高倉常次郎。近久繁一の諸氏を擧げ大に會務を鞭撻して豫期の目的を遂げんと欲す。同會の顧問としては掛場吉右衛門。土田金作。堺榮次郎。仁科喜作。中島政八。相馬直之助。山形源八。宮川太助。稻澤春松。澤田勇吉郎等の全村に功績ある元老と德望賢材な諸彦の扶翼とに基き同會の刷新と將來の隆治を期せんと欲する方針たりし也。明治四十五年十二月の現在に據れば會員は七十六名にして、其の年齢の如き約十七歳より三十歳に達する青年を包擁しつゝ、主として神居尋常小學校の通學區域に亘る現住者を以て之を組織せんと欲する計畫なりし也。固より當時は此の青年團を激勵し、之を振作せしめつゝ、公共事業に充分なる努力を竭くさしめんと欲し、其の收入を得て團体の維持に供ふるの目的に出でたりと雖も、創立以後の日猶は淺きを以て、同會明治四十四年度に於ける經常豫算の如き僅かに二拾五圓を備ふるのみ。

神居村青年團

前文に於て其の梗概を叙したるが如く、更らに進んで其の詳曲に就て之を述べ、其の足らざる處を補はんを欲す、神居村に於ては青年團体の組織せられたるもの二あり、曰く雨紛青年會曰く神居青年會は概ち是也。前者は明治三十五年九月の創立に係はり、團員約七十三名を以て組織せらる、孰れも年齢十五歳より三十歳迄に達し、敢爲潑瀾の氣象に富める青年なるが、會長野村吉之助氏は此の青年團を驅りて雨紛小學校の水田耕作を行はしめ、其の收斂する金額を擧げて團体の維持方法を講じつゝ、あり、明治四十四年度の同會收入豫算額廿九圓二十錢を計上せるは主として學田地を耕作し、或は道路の修繕に従ふ收入を編入せるに在るが、現今に於ても其の活動は之れに向つて邁往直前し、上川産米の元祖地たる雨紛水田の名譽を愈々發揮するを是れ競ふ、要するに上川米作の元祖たる杉澤繁吉氏の先蹤を辿り、其の遺績を辱しめざるを以て、雨紛青年團の典型と爲しつゝあり。神居青年會は明治四拾三年九月四日神居尋常小學校に於て其の發會式を擧げ、小泉又三郎氏の率先して之を提唱しつゝ、漸く其の組織を見るに臻りし也。同年福岡幸吉氏は會長に擧げられ、小泉又三郎氏は副會長に推されしと共に、幹事を置き顧問を設け同會の進運と隆洽を期せんとする方針たりし也。會員の現在約八十名餘に達し、通學區域の現住者を以て之を組織したりし也。同會は公共事業に充分なる努力を竭くし、其の收入を擧げ其の他模範的試作を行へ、虫害驅除に従ふ等擧げて數ふべからず。其の收入を擧げて團体の維持に供ふ。年々同會の維持豫算は二十五圓内外に過ぎざれど、益々歩武を進むるに従ひ其の範圍を擴張せんとする計畫をす。神樂村青年團は神樂村に於ける青年團を組織せるもの二あり、曰く東青年會、曰く西青年會は概ち是也とす。先づ東青年會の一斑を略叙せんに同會は明治四十三年十一月十三日の創立にして水野喜代次氏の唱道に基き組織せられたるが、其の事務所を東御料地第十三

號高木徳藏方に置き、年齢十五歳以上より三十歳以下にして三十歳以上の者を名譽會員と定め、同會現住者を以て殆んど網羅しつゝ、組織したりし也。水野喜代次氏會長と爲り、高木徳藏氏之れが副會長たりしの外評議員あり、會計あり、顧問あり、其の目的とする主眼は教育勸語。成申詔書を遵守しつゝ之を奉戴するにあり。然かも水野會長は由來此の一團を鞭撻し之を指導しつゝ、會則第六條に規定したるが如く、或は講話會を開き、夜學會を開き以て各自の修養を講じたるを、或は公共並に公益慈善の事業を實行せしめ、農事の改良發達を圖る爲め、共同耕作を行はしめ、或は火災水禍の防禦に應じたるが如き、入營歸郷の兵員を歓迎するが如き、孰れも創立以來の活動方針にして其の事績の顯著なるもの尠しとせず。蓋し同會の調査に據れば明治四十五年に於て會員百廿七人を有したるが、今日に於ても殆んど大同少異の形勢にして、益々團体の鞏固を加へんとす。就中同青年會が活躍の下に事業としての成功を擧ぐれば、東土功組合の導水門に於ける岩石開鑿と、東土功組合幹線の階段工事と忠別川の修繕工事より、導水門の水底掘鑿工事より大正橋の行啓紀念としての架設大工事より、東御料山の山火延焼の防禦に盡力したりと云ひ、旭川警察署の重罪犯を捜査したりと云ひ、孰れも東青年團の活躍せる事業と特筆すべく成績たらすんばあらず。同會明治四十四年度經常豫算は二百六十八圓十圓四錢の計上なりしかど、大正二年度經常豫算額は九百十九圓九十七錢一厘に一躍膨脹しつゝあるが、其は孰れも團員に於ける興奮努力の下に收益せる金額を擧げて団体維持の方法を講じたるにありし也。是れ皆同會創設の前に於ける四分五裂しつゝありし小會を糾合せしめ、會長として首唱者としての水野喜代次氏の建設的創業の功に歸せざるべからず。西青年會は明治四十五年に於て石原槌治郎。長瀬勇吉。曾慶重治氏等の熱誠なる首唱の下に組織せられき。乃ち同年三月の創立にして會員二百名を有し、青年團体の重なるものは十六歳より三十歳の者を網羅して殆んど之を剩さず、蓋し同會の目的と事業としての重なるものは共同耕作を行へ、夜學會を開きて各目的の智徳を修養せしめ、殖産

興業の發達を期せんとするにあらざること東青年會と同様なれば、敢て之を費せず。明治四十五年度創立の際に於ける同會豫算經常費は百二十圓を計上したれど、大正二年より大正四年に至る同會收入豫算は會員各自より五錢つゝを徴し、六ヶ月三十錢を納付せしめ、現今會員二百十名にて年々歳々百五十圓の歳入計畫と做す、其の不足額は青年團員が碑勵奮起しつゝ、道路の修繕業及其の他に從事して得たる剩餘金は基本財産に編入し、創立以來歳を閲みすること四ヶ年間に於て、現今四百圓を貯財しつゝあり、其は村内の希望者に貸附せしめ年一分半の利子を賦し、利益的管理法の下に其の増殖を行へつゝあり、同會長として創立の際に就任せるは石原穂次郎氏を劈頭とし、其の間副會長宇山勘助氏の欠員中其の代理を勤め、大正三年西村九十郎氏之れが會長に當選せられき。同氏は銳意して同會の發達を圖り、夜學を奨励せるの外は警官及教員をも加盟せしめて、擊劍を指南しつゝあるが爲め、擊劍道具として三十人前を揃へ其の經費三百圓を要したるが。亦以て尙武敢勇の氣象を鼓舞すと共に農業を兼ぬるの素養を鍛鍊せしめつゝあるを觀るべし。將來發展さへすれば約三百名の青年を網羅し得べく計畫とす。

戸長西村數省氏時代より勃興せる愛國婦人會の梗概

愛國婦人會の状態は明治三十七八年日露戰役の餘響として奮勃たる勢力を逞ふし、忠誠殉難に伴ふ敵愾の威風は我が國到處に瀰漫ならしめ、羸弱なる巾幗婦人の社會さへも翕然として愛國の思想湧起したるのみならず、殆んど敵火を侵し、身を鋒鏑の中に投じて直前奮戦せんとするジョンタークなきにあらず、されば神居村。神樂村に於ける愛國婦人會員を觀るに明治三十八九年の入會員最も多數を占めつゝあるに依りて之を推察するも、日露戰役の與ふる愛國思想の勃興せること識るべきあらんのみ、然かも其の以前にして愛國婦人會員たる者の舊きは、明治三十四年九月田中館ヤス子の入會に於

ける明治三十五年七月新井田芳子の入會に於ける僅か二名に過ぎざりしのみ。其の他の入會者は概して組合長安達利三郎氏時代に於ける幹旋と勸奨とに基き漸次入會したるもの多き趨勢なきにあらず。されど同會近況の一斑に就ては赤十字社員に比較せん乎。尙に未だ以て一步を讓歩するの概観なきにあらざる也。

愛國婦人會員調 大正四年七月五日現在

村別	特別會員	通常會員	總會正會員	賛成會員	計
神樂村	1	7	19	1	26
神居村	1	7	23	1	30
計	1	14	42	1	56

旭川外三ヶ村戸長武市清行時代よりの日本赤十字終身社員

明治廿九年旭川町外三ヶ村戸長武市清行氏の時代より日本赤十字神樂村神居村分區部に於ける入社員の過去を通じて殆んど百廿四名の多きに到達しつゝあるが、日清戰役。日露戰役。北清事件。日獨戰役等の幾戦亂を経るに従ひ、益々其の必要を感激せしめ。國家の博愛慈善事業として其の俠腸義憤の活動なるに於ては世界の何人さへも、赤十字の元祖英國のナイチンゲール嬢の美譽を嘆美せざる者なきの勃興を起さしめんとする美風を誘起せしむ。神居神樂の形勢亦然りと謂はざるべからず。今其の赤十字社に於ける感化と村民の之に嚮ふ喚起心の如何なる趨勢なるやの一斑を窮ふ參考に供ふる爲

め、終身社員の村別統計を臚列せんと欲す。蓋し赤十字の濫觴はクリミア戦争の餘響なりとは云へ、今や歐西列強の曠古なる大動亂をして佛に英に獨に露に、孰れも焦眉の急に接觸しつゝあるこの痛切と刺撃を與ふ鴻大なるものあらんと欲す。時局の赤十字に負ふや益々必要にして、其の範圍を恢弘せしむる時機なるは論を俟たず、旭川外三ヶ村戸長筒井侃氏時代に於ける神居村赤十字正社員は神居村に於ける大日本赤十字社正社員と爲り、其の有資格者にして最も舊き者は明治三十一年二月旭川町外三ヶ村戸長筒井侃氏時代に入社し、同社の趣意を翼賛しつゝ、其の正義公道に對して益々之を扶植せんとする者なきにあらず、則ち其の舊き入社員は澤田五助氏にして、爾來明治卅九年戸長仁科喜作氏時代に及んで加盟者の多きに赴かんとしたるのみか、明治四十四年に及んで組合長福岡幸吉氏に到りて入社續々踵を接するの有様と爲り。大正四年組合長安達利三郎氏に及んでや、層一層入社員増加せんとする形勢を顯はし、何人も同社の高俠義憤を欽慕すべく美風は翁然として禦くべからざるに遇ふ。

戸長松下高道時代よりの日本赤十字社と其の加盟社員

日本赤十字社に關する社員臺帳と曰へ、忠愛鏡と曰へ、赤十字社諸往復書類より同社定款及同會規則の如き、同社二十五年紀祝典記念章の如き赤十字諸入費簿の如きは、蓋し明治三十六年戸長松下高道氏の辭任して、我が愛撫の地を去らんとする際は引繼書に明記する處なれば當時既に業に我が神居村神樂に於ても、社員の記念章を賦與せられたる者多數なりしを觀ば頗る隆運に達したるの跡あるを想到するに足らんも、其の詳叙に就ては後章に之を曲盡すべし。先づ記念章に就て大体の模様を髣髴すれば同社廿五年紀祝典記念章を交附したるもの五十一個にして、既に同章の交付を了へしものは東御料地に於て十三名にして、其の人別を掲ぐれば、細川教導。大石総市。大瀬戸喜一。元藤玉吉。石津梅吉。越智民助。中村善藏。三橋利八。水上與三郎。森管治。芳川銀藏。白瀬金次郎。澁谷吉藏の

諸氏なるが、西御料地に於ては杉山良輔。和田兩吉。石原植次郎。森信元。新井田鳳五郎氏の五名と神樂町には細川儀之助。松下高道。本間利左衛門。四方千代吉等の入社員ありとす、又當時戸長として上川郡神樂外一村分區委員たる松下高道氏が神居村字雨紛上野利藏氏に囑託したる記念章の交附人名は字雨紛部落のみに於て石黒喜太郎。佐々田與七郎。村田榮次郎。佐藤寅松。ト嶋元右衛門。杉本利三郎。野村吉之丞。館人榮次郎。遠藤氏三郎。武田七之助。青山平右門。上野利藏。澤田五助。高木吉次郎。辻崎五右衛門等の諸氏が入社員たりとを觀るべき也。而して赤十字社醴金の如きは一に滯納せるものもなく、整理間然せる處なかりしは蓋し松下戸長の言に因りて明白たりし也。神樂村西御料地に於ける赤十字社加盟の跡を瞥見するに其の古き入會者は、明治三十八年戸長西村數省氏時代に於てしたるが、其の最も入會社の踵を接しつゝ續出たるは蓋し明治四十四年以降組合長安達利三郎氏時代の勸奨せる加盟者ありと謂はざるべからず、又一面に於て赤十字社年醴金の收納成績も頗る佳良の迹なしとせず、又一面に於ける日本赤十字正社員としては神樂村東御料地零就より十九號に至る、日本赤十字社正社員は左記の如くにして、明治三十九年戸長西村數省氏時代より、戸長仁科喜作氏時代に及んで、最も入社加盟者多き所以を發見せるが、之れに亞けるは明治四十四年組合長福岡幸吉氏より、同安達利三郎氏時代に及んで最も入會者の同部落より簇出しつゝ、盛況なりしを觀んとす。安達利三郎氏時代に於ける日本赤十字社特別社員は、我が兩村を通じて日本赤十字社特別社員を出だせること四名に到達しつゝ、ありとは旭川區の如き、戸口繁多にして人口の稠密なるに比較せん乎。實に村落として罕有の珍事たらずんばならず、是れ蓋し分區員の獎勵と勸誘とが預かりて偉大なる功を奏したるは論を俟たざる處也。乃ち大正四年度に及んで神居村雨紛の唐島外次郎に於ける、坂上由太郎に於けるが如き、神樂村の水野良一に於けるが如き、同松浦徹太郎氏に於けるが如き、皆是れ新入社員にして組合長安達利三郎氏時代の加盟者なりと謂はざるべからず。

村別	佩有功章 拜受者	特別社員	終身社員	正社員	賛助員	計
神樂村		二	八一	七六	一	一六〇
神居村		二	四六	三二	一	八〇
計		四	一二七	一〇八	一	二四〇

戸長仁科喜作氏の二級町村制施行に關する意見

神居神樂の二村が旭川町の管轄を脱して戸長制度を實施せられたるは蓋し明治三十四年の獨立組織とす、されど明治四十一年戸長仁科喜作氏の時代に於ては殆んど約七ヶ年を経過したる戸長制度の熟成期に達し、其の間農村の發達を遂げ殖民の膨脹を促がし、各行政機關の伸弘を見るに到りしは時代の變遷に伴ふ發展として、未だ薦境に達せりとは稱讚すべからずと雖も、其の間に於ける機微の如何を察するに難しとせず。故に明治四十一年上川支廳長平井光長氏時代に於ては、當村に對して二級町村制を施行せんと欲する計畫と、其の準備ありしかば同年七月七日上町秘第一五五二號を以て、戸長仁科喜作氏に對して、之れが實施の意見如何なるやを徵せし來らる、今左に仁科戸長が副申したる同年七月廿七日付を以て、發送せる意見を概括して之を評議せん乎。蓋し當村發達の狀態は未だ戸長制度より一躍して其の圏内を超越しつゝ、二級町村制を行ふの進域に達せず。之を約言すれば仁科戸長の意見は寧ろ今日は實施の時機にあらずして、尙早論を抱懷しつゝ、ありしを觀るものあらんとす。今其の意見の概略を摘録して其の煩を省き要を掲げんと欲するにあるのみ。

(一) 神樂村は現在八百有餘の殖民を包容しつゝ、ある舊爾たる一孤村に過ぎざるのみ、されど農村の範圍を擧げて悉く世傳御料地に屬したれば土地に所有權なく、爲めに村民に於ては第二の故郷たる觀念もなく、其の小作權を讓與し動もすれば他に移轉せんと欲する者歳々踵を接し殆んど水草を逐ふの狀態に陥らんとして土着的の思想頗る薄弱の上にあるとす。

(二) 神居村は空知郡の境界に接して四百四十町の農村なれど、山林原野の總べては第一種官有地を以て之を包圍しつゝ、あれば、永遠に民有に歸するの希望なし、されど御料地小作人五十戸を除くの外は殖民地の移住なれば神樂村に比較し醇然其の趣を異にし、基礎稍々強固なりとす。

(三) 神樂村に於ける字志比内の如き今や百數十戸を移住せしめんとする計畫あり、又神居村に於ける字内大部の如き百五十戸を移住せしめんとする計畫あり、故に寸土尺地と雖も之を藐視せず。今後益々地方の膨脹と共に戸數の増加を顯はすものあらんも、兩村の合併は其の基礎に於て既に相違せるを以て、乃ち一は小作農にして一は移住民なれば甲の是とする處乙の非とする處と爲るは蓋し己むを得ざる事態也。而して神樂村は東南に向けつゝ、發展の歩調を顯はし、神居村は西北に向けつゝ、發展の歩調を顯はしたるは地形の然らしむる處なれば役場の位置も、此の長錐形の村落を呈したるに就き、適宜の箇所を擇み之を轉換せざるべからず。

(四) 神樂村の基本財産は神居村の倍數以上に達せざれば經營難なるが、さりとて現今に於て更らに神樂村は土地を得んと欲するも土地に乏しく、現在の共有地と爾後の積立金を以て、徐ろに財産造成を企圖する途なく、神居村に於ては乃ち然らずして土地の餘裕あるのみか、若し整理をして誤りなく共有財産を經營せば將來優に村税の二分一を之より補填するを得ん。

(五) 前叙の事態なりとせば、二級町村制を實施するは稍々尙早に失するの嫌ひなき乎。殊に神樂村の如きは土着的永住の觀念に乏しく動もすれば出入の頻繁を促がし、殆んど自治制の何物たるを悟ら

ず。徒らに公費の負擔を厭ふ傾きある今日なれば、一期を経たる後に二級町村制を布かんに寧ろ人民の幸福ならんかと信ず。

二級町村制初期に於ける神樂村會議員席順と組合會議員互選

第二級町村制度の豫行せらるゝと共に神樂村會議員の當選此に終へたるを以て、明治四拾二年六月九日神樂村會議員を召集し、同日午前十一時開會すべく村會の成立を告げしが爲め、新に議員席順を確定するの必要を生じたるのみならず、神居村神樂村の組合會議員の互選を行ふ。乃ち村會長蔭山逸夫氏は同日議員の席順を確定せしむるに方り、抽籤方法を以て之を行はしめたる結果は左の如く村會議員の班次を定むるに至る。

- | | | | | |
|-----|------------|-----|---|--------|
| 第一番 | 村會議員 三宅 宗吉 | 第二番 | 同 | 水野喜代次 |
| 第三番 | 同 熊谷 重平 | 第四番 | 同 | 伊藤 条造 |
| 第五番 | 同 高橋石太郎 | 第六番 | 同 | 青野 理吉 |
| 第七番 | 同 村本八十吉 | 第八番 | 同 | 稻葉平右衛門 |
| 第九番 | 同 川口吉次郎 | 第十番 | 同 | 芝生 伊平 |

明治四十二年神樂村會の施行に於ける當初の組織は十名の議員より成立しつゝ、此の諸彦を以て第二級町村制度の實施に伴ふ、全村に於ける代議機關を構成して新に村民の俊髦を以て目せられ、村政の負託を荷ふ月桂冠を戴きし十名の議員諸子は總代人會議の舊套を蟬脱し、奮て新政の革むると同時に氣鋭激濁の勇を鼓しつゝ村治の經營を圖らんとする刷新の風を看るべきにあらずや。議長として組合長としての蔭山逸夫氏は村會開會中に於て議員に宣言して曰く、本村會開會前必要ノ諸規則其ノ他

專決ヲ以テ出來得ルモノハ其ノ筋ノ認可ヲ經テ施行致シテ居リマスと云ふに考量せんには當時戸長制度を撤廢して、第二級町村制を行ふに就き諸規則の制定を要するもの多く、第一期組合長の重職に膺りし蔭山逸夫氏は如何に事務の鞅掌に忙殺せるかを想像するに難しとせず、尙ほ蔭山議長に於ては再び議員に宣して曰く、是ヨリ組合會議員ノ互選ヲ初メマスと述べ、組合會議員の互選を投票せし結果として開函得票を朗讀せしむるに、乃ち左の如く、水野。熊谷。青野の三議員は各九点にして同等なる奇觀を呈し、伊藤氏は八点の得票にして村本氏は六点なりしかば、此の五名を以て組合議員に當選したり。要するに當選の諸子は神樂村の村治經營に關しては同村々會議員として其の赤誠を竭くし、兩村組合に關する畫策に關しては、其の努力を圖らざるべからず、一身にして双方の代議機關の要職に當らんと拮据勉勵を要するもの蓋し常隣凡介の克くする處にあらず、而して組合會の如きは戸長制度時代に於て觀るべからざる新機關にして、村政の上より之を察するも、機關の複雑なる丈け村事務のそれ丈け複雑に赴きしつゝあるを識らん。

組合員互選

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 九点 | 水野喜代次 | 九点 | 熊谷重平 |
| 九点 | 青野理吉 | 八點 | 伊藤条造 |
| 六點 | 三宅宗吉 | 三點 | 村本八十吉 |
| 三點 | 芝生伊平 | 一點 | 稻葉平右衛門 |

二級町村制實施期に係はる神樂村の部長設置

戸長仁科喜作氏以前に於ける明治四十二年第二級町村制度の施行せらるゝに至る迄の期間は神樂村一帶に亘れる部落に於て、組長なるものを置き村治施政に伴ふ戸長制度の下に、一種の補助機關たらし

めき。されど明治四十二年第二級町村制度を施行し、從來の舊制を革新するに及んで、茲に初めて部長に替ふるに部長の補助機關を以てす、神樂村の區域を劃分して左の三十七部と爲し、毎部に部長を設置しつゝ、組合村長の下に隸屬せしめ以て村治上に於ける部落の事務を分擔せしむると同時に一面殖民地に於ける舊組長の任務に當らしめ、其の公職を忠誠に行はしめんと欲す、蓋し組長制度なるものは總代人の補助機關にして、明治廿一年四月法律第一號市町村制の發布以前に於ける札幌外九郡役所に部長たりし林顯三氏の考案せる制度にして、隣保團結と共同一致を圖り、組合事業上の小自治區を構成せしむる目的に出づ、乃ち當時移住民の總ては各縣人各其の郷土を異にし、風俗人情に於て甚だしき懸隔を爲し、動もすれば反目疾視して軋轢紛擾止むことなく、爲めに組長を置き此の弊害を矯正せんと欲する部落殖民當初の組織にして、太政官布告に基ける總代人が不完全なる村民代表の機關として其の權限薄弱ながらも二名の總代人には土木、起工、金穀公借等の議事に參與せしむる戸長制度の時代に組長制度は發達しつゝ、總代人の補助機關たりしが、二級制度の各部落に於ける部長制度は組長の遺蹟赫如たりしに鑒み、之を模倣したる制度なりしは勿論にして、組長の如く醇乎たる名譽職にあらずして名譽は則ち名譽なれど、實費辨償其の他報酬を得たるが爲め、村吏員の班次に列したりし也。明治四十二年六月三十日神樂村會に於て、第三號議案として組長長蔭山逸夫氏の提出したる部長設置規則を議決し、從來の組長制度を廢止して換ふ部長制度を以てす、更らに部長をして殖民部落の統御を圖らしめ、縣別を異にしたる團體移住人の鬱親和睦を鞏固にせんと欲したるのみならず、錯綜せる殖民が各因襲久しきに亘れる風俗人情をして渾融せしめ、能く町村自治体の本旨に適當せる部落民の協戮を重んじ、公共心の涵養せんことを期俟せるにありとす、部長設置規則を制定せること左の如し。

部長設置規則

神樂村ノ區域ヲ左ノ三十七部ニ分チ毎部ニ部長一名ヲ置ク

名稱	區域
東第一部	東御料地零號ヨリ二號迄及區畫外
東第二部	同 三號四號及區畫外
東第三部	同 五號六號及區畫外
東第四部	同 七號及區畫外
東第五部	同 八號及區畫外
東第六部	同 九號及區畫外
東第七部	同 十號及區畫外
東第八部	同 十一號及區畫外
東第九部	同 十二號及區畫外
東第十部	同 十三號十四號及區畫外
東第十一部	同 十三號支線零號及區畫外
東第十二部	同 十三號支線零號奧及區畫外
東第十三部	同 十五號十六號及區畫外
東第十四部	同 十七號ヨリ十九號迄及區畫外
東第十五部	同 上忠別南通及區畫外
東第十六部	同 上忠別本通及區畫外
東第十七部	同 志比内一圓
西第一部	西御料地神樂町一丁目ヨリ四丁目迄

雜纂篇 西第二部

- 西第三部
- 西第四部
- 西第五部
- 西第六部
- 西第七部
- 西第八部
- 西第九部
- 西第十部
- 西第十一部
- 西第十二部
- 西第十三部
- 西第十四部
- 西第十五部
- 西第十六部
- 西第十七部
- 西第十八部

一〇七〇

同 神樂町五丁目六丁目及帝室林野管理局札幌支廳上川出張所構地
 同 一號二號及區畫外
 同 三號ヨリ五號迄及區畫外
 同 六號七號及區畫外
 同 八號九號及區畫外
 同 十號及區畫外
 同 十一號及區畫外
 同 十二號十三號及區畫外
 同 邊別市街
 同 十四號十五號及區畫外
 同 十六號及區畫外
 同 十七號區畫外
 神樂村共有地一圓
 西御料地十八號十九號及區畫外
 同 邊別新區畫本通一番ヨリ十五番迄
 同 上東一番通一番ヨリ七番迄
 同 上本通十六番ヨリ三十番迄東一番通八番ヨリ十五番迄
 同 上本通卅一番ヨリ五十番迄東一番通十六番ヨリ

西第十九部

西第二十部

- 一、明治廿四年永山村外一ヶ村戸長本多親美氏
- 二、第一次旭川村外三ヶ村戸長本多親美氏
- 三、第二次旭川村外三ヶ村戸長武市清行氏
- 四、第三次旭川村外三ヶ村戸長筒江侃氏
- 五、第四次旭川村外三ヶ村戸長宇佐美俊治郎氏
- 六、第五次旭川町外三ヶ村戸長仁科養氏

任 免 年 月 日

自明治三十四年十月一日至明治三十六年三月廿四日
 自同年同月同日至同三十九年五月九日
 自同年同月同日至同四十一年十二月廿八日
 自同年同月同日至同四十二年二月三十一日
 自同四十二年四月一日至同四十三年四月七日
 自同四十三年三月八日至同四十四年六月三日
 自同年同月同日現今ニ至ル

廿二番迄

同 上本通九十五番ヨリ六十九番迄東一番通廿三番ヨリ四十六番迄
 西御料地字ベンケロー子内一圓

職名	氏名
戶長	松村下高
戶長	西村數省
戶長	仁科喜作
戶長	蔭山逸夫
戶長	蔭山逸夫
組合長	福岡幸吉
同	安達利三郎

一〇七一

雜纂篇

雜纂篇

神樂村々會議員の選任一覽

- 第一期 村木 八十吉 稻葉平右衛門 川口 吉次郎 水野 喜代次 青野 理吉
 伊藤 糸造 芝生 伊平 三宅 宗吉 高橋 石太郎 熊谷 重平
 第二期 山下 秀吉 安藝 兵藏 野村 嘉藤松 越智 民助 稻葉平右衛門
 利根川伊太郎 宮崎 由次郎 西村 九十郎 水野 喜代次 石原 槌次郎
 第三期 安藝 兵藏 西村 九十郎 野村 嘉藤松 山下 秀吉 藤岡 清吉
 越智 民助 中田 己作 水野 喜代次 宮崎 由次郎 山賀 岩太郎
 高橋 源治 熊谷 三喜藏
 第四期 水野 喜代次 清水 助次郎 越智 民助 山下 秀吉 富永 喜市
 山賀 岩太郎 宮崎 由次郎 中田 己作 西村 九十郎 藤岡 清吉
 野村 嘉藤松 稻葉平右衛門
 神居村々會議員の選任一覽
 第一期 上野 利藏 掛場吉右衛門 小泉 又三郎 野村 吉之助 安藤 彦松
 上樂 鶴次郎 澤田 勇吉郎 石坂 己之助 土田 金作 館入 榮次郎
 第二期 掛場吉右衛門 安藤 彦松 高倉武右衛門 上樂 鶴次郎 野村 吉之助
 上野 利藏 石坂 己之助 土田 金作
 第三期 高倉武右衛門 掛場吉右衛門 安藤 彦松 富居 榮次郎 中嶋 政八
 長谷川 石松 館入 榮次郎 上樂 鶴次郎 堺 榮次郎 野村 吉之助
 岡和田仁太郎
 第四期 野村 吉之助 館入 榮次郎 上樂 鶴次郎 中島 政八 掛場吉右衛門

山形 源八 富居 榮次郎 宮村 彌三郎 岡和田仁太郎 長谷川 石松
神居村神樂村組合議員の選任一覽

- 第一期 水野 喜代次 熊谷 重平 青野 理吉 伊藤 糸造 三宅 宗吉
 上野 利藏 掛場吉右衛門 小泉 又三郎 野村 吉之助 安藤 彦松
 土田 金作
 第二期 水野 喜代次 上野 利藏 安藤 彦松 土田 金作 野村 吉之助
 安藝 兵藏 西村 九十郎 利根川伊太郎 越智 民助 掛場吉右衛門
 第三期 水野 喜代次 安藝 兵藏 中田 己作 熊谷 三喜藏 西村 九十郎
 野村 吉之助 高倉武右衛門 安藤 彦松 上樂 鶴次郎 掛場吉右衛門
 館入 榮次郎
 第四期 水野 喜代次 越智 民助 山下 秀吉 西村 九十郎 中田 己作
 野村 吉之助 上樂 鶴次郎 館入 榮次郎 掛場吉右衛門 山形 源八
 神樂村學務委員の更迭
 川口 吉次郎 村本 八十吉 水野 喜代次 村田 權四郎 高木 德藏 岸田 伊勢太
 光野 知高 福原 市松 中村 靜一 水野 喜代次 野村 嘉藤松 石原 槌次郎
 青野 理吉 菊地 嘉夫 住友 傳 利根川伊太郎 星野 寛 澁谷 愛之丈
 水野 喜代次 中田 己作 野村 嘉藤松 米田 竹次郎 久保 愛次 青野 理吉
 澁谷 富三郎 小鹿 鷹四郎
 神居村學務委員の更迭
 野村 吉之助 小泉 又三郎 富居 榮次郎 岡和田仁太郎 坂上 宮吉 松浦 貞七

雜纂篇

雜纂篇

一〇七四

相馬 直之助 五十嵐 辰治 土田 金作 掛場吉右衛門 野村 吉之助 黒木 道也
 高田 不二夫 安藤 彦松 掛場吉右衛門 松浦 貞七 石坂 己之助 青山平右衛門
 飯村 七郎 岡和田仁太郎 鹽谷 竹藏
 神居村神樂村組合臨時委員
 熊谷 三喜藏 越智 民助 水野 喜代次 山賀 岩太郎 西村 九十郎 中田 己作
 稻葉平古衛門 掛場吉右衛門 野村 吉之助 岡和田仁太郎
 出納 検査 立會 人
 掛場吉右衛門 上野 利藏 野村 吉之助 上野 利藏 水野 喜代次 利根川伊太郎
 掛場吉右衛門 土田 金作 西村 九十郎 野村 吉之助 熊谷 三喜藏 山下 秀吉
 掛場吉右衛門 野村 吉之助 掛場吉右衛門 野村 吉之助 水野 喜代次 西村 九十郎
 水野 喜代次 野村 吉之助

神居村神樂村二級町制施行以來の部長更迭

年月日	退任	職名	部長氏名	年月日	退任	職名	部長氏名
明治四十二年十月七日	大正二年三月廿一日	部長	松浦 宇吉	明治四十五年一月六日	大正二年三月廿一日	部長	細川 廣助
大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	中野由太郎	大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	岸田彌太郎
大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	西嶋直三郎	大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	水上兵次郎
大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	澁谷 吉藏	大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	三宅儀八郎
大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	水上與三太郎	大正二年三月廿一日	大正二年三月廿一日	部長	加藤 和吉

雜纂篇

一〇七五

大正四年三月卅一日	大正五年三月卅一日	三	富田 政吉	大正四年三月卅一日	大正五年三月卅一日	五	業太 順次
大正四年三月卅一日	大正五年三月卅一日	一	松岡 銀松	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	三	小山 泰治
明治四十二年十月七日	明治四十四年三月廿五日	六	三野 住吉	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	一	岩井 三作
明治四十二年十月七日	明治四十四年三月廿五日	四	高橋 龜藏	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	六	島田 貞平
明治四十二年十月七日	明治四十四年三月廿五日	二	森 管次	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	四	高橋 徳治
大正三年三月廿三日	大正五年三月卅一日	四	山下 米藏	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	二	安藝 兵藏
大正三年三月廿三日	大正五年三月卅一日	二	清水助次郎	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	六	越智七右衛門
大正三年三月廿三日	大正五年三月卅一日	六	嶋田 勝次	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	四	高橋 徳治
大正三年三月廿三日	大正五年三月卅一日	五	大西伊勢治	大正五年三月卅一日	大正五年三月卅一日	二	遠藤 又藏
大正五年三月廿七日	大正五年三月廿七日	六	宮本 要藏	大正五年三月廿七日	大正五年三月廿七日	六	越智 勘次
大正五年三月廿七日	大正五年三月廿七日	一	安井嘉次郎	大正五年三月廿七日	大正五年三月廿七日	九	宮崎 光次
大正四年四月三日	大正五年三月廿七日	九	岸田 團藏	大正五年三月廿七日	大正五年三月廿七日	七	越智 民助
大正四年四月三日	大正五年三月廿七日	七	河村 幾太	大正五年三月廿七日	大正五年三月廿七日	一〇	河森初三郎

